



第5次長期総合計画  
「大河原町経営計画」  
**後期基本計画**  
(平成26年度～30年度)



# Next 大河原 ゆめプラン



大河原町



”  
希望と誇りを持って暮らせる  
開かれた先進のまち おおがわら  
を  
目指して“



本町における新しいまちづくり計画については、平成 22 年度に大河原町経営計画（第 5 次長期総合計画）を策定し、平成 23 年度から基本構想に基づく各種政策や施策の取り組みをスタートしています。そしてこの計画の目指す将来像として「開かれた先進のまち おおがわら」をスローガンに掲げました。

しかしながら、この計画は、東日本大震災のような大地震や地球温暖化による気候変動に起因して巨大化・多発化する風水害などの大規模災害への対応、地方分権改革に基づく基礎自治体（市町村）への事務・権限の移譲などを想定した計画ではありませんでした。

特に、忘れることの出来ない東日本大震災の悲惨な記憶は、ほぼ 3 年を過ぎた現在も町民の日常生活に不安を残していると考えますし、沿岸部の市町村においては現在も普及・復興事業が進められていますがなかなか進まない状況に加え、居住地確保の困難さや人口流出等の大きな問題を抱えている状況もあります。本町においては、この震災や最近の風水害による被害は比較的少なかったものの大規模災害に対する対策強化等が求められており、町民が安心して暮らすことができるシステム構築が必要と考えます。

そこで、このような災害対応の強化をはじめ、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素発生の抑制、少子高齢化社会への対応や地方分権改革に基づく基礎自治体（市町村）への権限移譲などを考慮した新たな視点でまちづくりに挑む基本計画を策定し、基本構想に掲げる将来像の更なる実現に向けた取り組みを行います。

新たな視点に基づく基本計画策定にあたっては、これまでの実施事業計画の反省を踏まえ、前期基本計画に引き続く事業の選択に併せ、先進的・戦略的な事業についても実施していく計画とし、その計画を「後期基本計画（「Next 大河原ゆめプラン」）」としました。

計画策定に当たって、町民の皆様には住民満足度調査にご協力いただいた他、住民懇談会で様々な意見を頂きましたことに感謝申し上げます。

今後は、Next 大河原ゆめプランを柱に、住民との協働のまちづくりの中で“希望と誇りを持って暮らせる 開かれた先進のまち おおがわら”を目指し、ゆとりと豊かさを実感できる活気ある元気なまちづくりを進めてまいりますので、町勢発展のために皆様方の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

平成 26 年 2 月

大河原町長 伊勢敏



# 目 次

## I 総論

1. 計画策定の目的	1
2. 前期基本計画見直しについて	1
3. 「大河原町総合計画の策定等に関する条例」の制定	2
4. 計画策定の基本的視点	3
5. 前期基本計画の振り返り	4
6. 町を取り巻く社会経済情勢と課題	5
7. 人口フレーム	7
8. 後期基本計画の構成	8

## II 後期基本計画

1. 後期基本計画の体系	10
2. Next 大河原ゆめプランの基本方針 ～主要政策の推進方針～	
(1) 生活環境、住民自治	12
(2) 健康福祉	13
(3) 都市づくり、街づくり	14
(4) 産業・観光振興	15
(5) 学校教育、生涯学習	16
(6) 役場組織、行政経営	17
3. 重点プロジェクト	
(1) 「環境先進都市」の実現	20
(2) 「長寿健康社会」の実現	21
(3) 「災害に強いまち」の実現	22
(4) 「攻めの産業振興」の推進	24
(5) 「学び社会」の実現	25
(6) 「たゆまざる行財政改革」の実行	26
4. 分野別計画	
(1) 生活環境、住民自治	27
(2) 健康福祉	46
(3) 都市づくり、街づくり	76
(4) 産業・観光振興	89
(5) 学校教育、生涯学習	103
(6) 役場組織、行政経営	126

## III 資料編

1. 計画策定の体制及び進め方	143
2. 後期基本計画策定経過	144
3. 住民満足度調査結果の概要	145
4. 住民懇談会の実施結果	150
5. 財政の現状と見通し	151
6. 第5次長期総合計画「経営計画」基本構想の概要	154
7. 後期基本計画の策定に係る庁内検討会議設置規程	158

# I 総論

---



## 1. 計画策定の目的

大河原町では、平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間とする第 5 次長期総合計画「大河原町経営計画」（以下「総合計画」といいます。）に基づき「認めあい・支えあい・活かしかう開かれた先進のまち、おおがわら」を目指してまちづくりを行っています。前期基本計画の期間（平成 23 ～ 27 年度）内ですが、総合計画の目標達成を図るため、前期基本計画策定後の町を取り巻く環境の変化を計画に反映させることと、現時点での計画の進捗状況を把握しそれにより必要となる計画を修正することを目的として前期基本計画を見直しました。

また、見直しにより策定した計画を後期基本計画とし、計画の名称を次の（= Next）時代に対応できる先進的で夢のある計画という意味を含め「Next 大河原ゆめプラン」とします。

## 2. 前期基本計画見直しについて

### (1) 見直しの根拠

基本構想—2 計画の構成、計画期間—2 計画期間（基本構想 p2）

「基本計画」（別冊）は、平成 27 年度（2015 年）までの 5 力年計画（前期計画）とします。ただし、選挙との関係から、平成 25 年度中（2013 年度）に見直し（その必要性の検討も含む）を開始することとします。

### (2) 見直しの必要性

総合計画・前期基本計画は、平成 23 年 3 月の東日本大震災発生前の平成 23 年 2 月に議決されたため、震災による影響が含まれていませんでした。そのため、震災による被害の復旧・復興のための施策、新たな防災対策を基本計画に反映する必要性がありました。また、平成 24 年 10 月の町長選挙で町長が交代したため町長の公約、その他前期基本計画策定後の制度改正等による事業の大幅な変更を計画に盛り込む必要性がありました。

さらに、住民ニーズの変化を計画に反映させることを目的として、総合計画の策定の参考とした町民アンケートとほぼ同じ設問により住民満足度調査を実施し、その結果をもとに「政策・施策の主な目標指標（めどそう値）」の達成度や新しい目標指標の設定などを後期基本計画に反映させる必要性がありました。

したがって、前期基本計画の見直しの範囲は、主として

- ・ 東日本大震災被害の復旧・復興関連
- ・ 防災対策の見直し
- ・ 町長の公約を具体化する施策・事業
- ・ 制度改正等大幅な変更があった（又は見込まれる）施策・事業
- ・ 住民満足度調査結果の反映

としました。

### (3) 見直し後の計画期間

基本構想において、次回町長選挙の時期（平成 28 年 10 月の予定）との関係により、平成 29 年度に新しい総合計画の策定を開始する（策定・見直しの必要性の検討も含む）こととしていることから、今回の見直し後の計画期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とし、「後期基本計画」と位置付けます。（次表「総合計画の見直し・策定スケジュール」参照）

ただし、不透明な社会経済状況への対応や町長の公約及び町議会の政策方針と総合計画の整合を図る必要があることから、計画期間を短縮することもあります。

◆総合計画の見直し・策定スケジュール

		H23 (2011)	H24 (2012) 町長選挙	H25 (2013) 議員選挙	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016) 町長選挙	H29 (2017) 議員選挙	H30 (2018)	H31 (2019)	H32～ (2020) 町長選挙
基本 構 想	現 計 画	第5次長期総合計画「大河原町経営計画」(10カ年)									
	新 計 画							新計画策定		新総合計画	
基 本 計 画	当 初	前期基本計画(5カ年)					後期基本計画(5カ年)				
	見 直 し 後			見直し				新計画策定		(新総合計画) 前期基本計画	
		前期基本計画(3カ年)			後期基本計画(5カ年) 「Next 大河原ゆめプラン」						

(4) 前期基本計画見直しの基本方針

東日本大震災からの復旧・復興と町長の選挙公約の具体化を主な見直しの範囲とし、災害に強く福祉の充実した安全で安心して暮らせるまちを目指すことを重点としつつ、「開かれた先進のまち、おおがわら」の実現を目指すプランづくり”を見直しの基本方針に据えて見直し作業に取り組みました。

3. 「大河原町総合計画の策定等に関する条例」の制定

地方自治法の改正に伴い、「議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定める」旨の義務付けが廃止され、総合計画の策定及び議決については、自治体の判断に委ねられました。

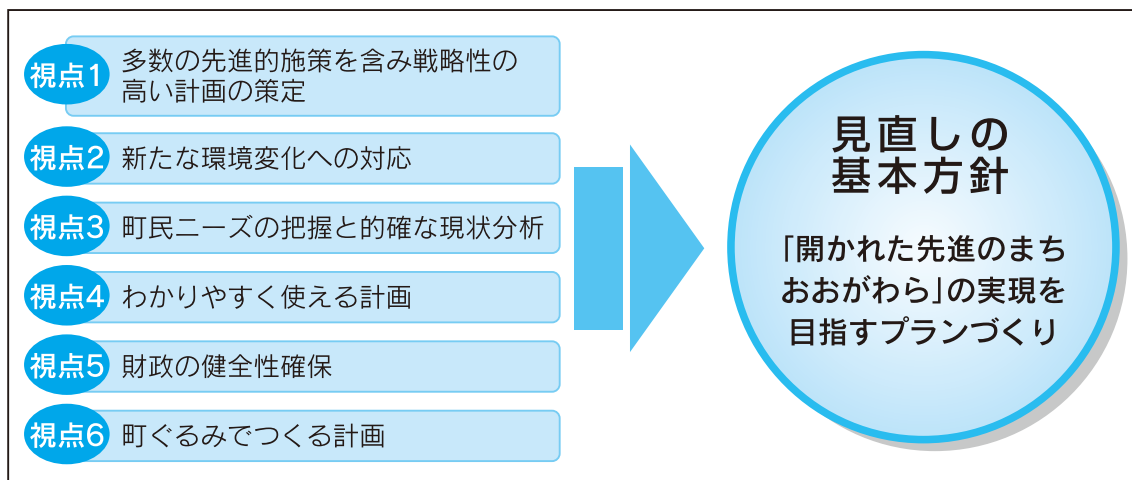
これを受け町としては、総合計画は町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、住民にまちづくりの長期的な展望を示し、魅力あるまちの将来像を描くものであること、また、住民参加により策定した総合計画の根幹を成す基本構想について、住民の代表である議会の承認を得ることは、行政や一部の住民によってのみ策定されたものではなく、町全体の総意により策定されたものであることを裏付けるためにも必要なことと考えました。

基本計画についても、基本構想を実現するための施策を実行するための重要な計画であり、基本構想と一体を成す計画であることから、基本構想と同様の取り扱いをすることとして、平成25年9月「大河原町総合計画の策定等に関する条例」を制定し、総合計画の策定根拠を定め、基本構想及び基本計画の制定、変更、廃止について、議会の議決を経ることとしました。

## 4. 計画策定の基本的視点

後期基本計画の策定にあたって、以下の基本的視点から策定しました。

### ○全体イメージ



### 《視点1》 多数の先進的施策を含み戦略性の高い計画の策定

「先進のまち」を目指すことから多数の先進的施策を含み戦略性の高い計画とする。

### 《視点2》 新たな環境変化への対応

#### ① 社会経済状況の変化及び国の制度改正等への対応

雇用・経済情勢の変化や地方分権の動向など大きな変化が見られる事項については計画への反映を検討する。また、個々の政策分野の前提としている制度や社会情勢について、変化がないかを調査・分析し、必要に応じて時点修正を行う。

#### ② 将来人口推計の変化による影響

基本構想での将来推計人口は、平成22年実施の「国勢調査」を基に計算しているが、東日本大震災の影響により人口動態が変化している可能性があるため、「住民基本台帳及び外国人登録人口の合計値」を用いて検証し、人口の増減の傾向に大きな変化が見られた場合は、計画への影響を反映する。

#### ③ 地球的自然環境の変化や代替エネルギーの課題

地球温暖化をはじめとする環境問題への対策や環境に負荷をかけない再生可能エネルギーの普及に向けた取組みなどを検討する。

### 《視点3》 ニーズの把握と的確な現状分析

#### ① 基礎資料の分析

- ・本町の強みや弱みを分析する。
- ・本町の人口、産業等の基礎データを整理し、今後の見通しを分析する。

#### ② 政策目標の達成度の評価

施策ごとの「政策・施策の主な目標指標（めざそう値）」について、見直し時点（平成24年度末又は数値がつかめなければ可能な限り最新の時点）での達成度を把握し、施策の進捗状況、課題を検証する。

#### ③ 住民満足度調査の結果の反映

平成25年度当初に実施した住民満足度調査の結果を参考にして、各施策の総合的な評価を行い、施策の内容等の見直しを行う。目標指標（めざそう値）として住民満足度の調査結果の数値を使用している場合は、新しい数値を使用することとし、その他の目標指標についても最新のものを使用する。



#### 《視点4》 わかりやすく使える計画

- ①町民にとって見やすく、簡潔で取り組む内容がわかりやすい計画とする。
- ②施策ごとの目指すべき姿をわかりやすく示す。
- ③職員にとって自らの職務に活用でき、拠り所となる使える計画とする。

#### 《視点5》 財政の健全性確保への留意

計画を着実に推進するためには、当然財政の健全性を保ちながら財源を確保することが前提となるため、財政事情がますます厳しさを増すことが予想される中で、計画の見直しにおいては選択と集中を基本として健全な財政計画とすることに特に留意する。

#### 《視点6》 町ぐるみでつくる計画

##### ①町民参加の促進

住民懇談会、パブリックコメントなどの様々な手法により計画づくりに町民参加を促進する。

##### ②職員参加の促進

職員で構成する庁内検討会議を組織する。

##### ③議会の十分な理解

計画の見直し過程と後期基本計画の内容について議会に対し十分説明し理解を得ることと、「大河原町総合計画の策定等に関する条例」を定め、それに基づいて今回の見直しにより定める後期基本計画について議会に提案し議決を得る。

##### ④策定過程における情報公開の促進

基本計画の見直しの過程を町ホームページ、広報おがわらへ掲載することにより発信する。

## 5. 前期基本計画の振り返り

### 《施策・事務事業の進捗状況》

前期基本計画の振り返り（進捗状況等の評価）は、各施策、事務事業のレベルで、計画に掲げた「政策・施策の主な目標指標（めざそう値）」、「事務事業活動指標」などを基準として各担当レベルにおいて一次評価し、後期基本計画策定庁内検討会議の専門部会において二次評価を行いました。

○評価の基準は、以下のとおりとしました。

- S 計画より大幅に進んでいる  
⇒現在の取組みを維持し、必要であれば目標水準を挙げる
- A ほぼ計画どおり進んでいる  
⇒現在の取組みを維持する
- B 一部計画より遅れている  
⇒一部取組みを見直す
- C 計画より大幅に遅れている  
⇒遅れの原因を解明し、大幅に取り組みを見直す

○評価の結果は、

	S	A	B	C
第1章 26 施策中	0	16	8	2
第2章 54 施策中	0	51	3	0
第3章 22 施策中	0	14	8	0
第4章 15 施策中	0	10	5	0
第5章 48 施策中	0	39	7	2
第6章 29 施策中	0	24	3	2
合計 194 施策	0	154	34	6
割合	0%	79.4%	17.5%	3.1%

となりました。また、それぞれの施策の評価の内容については、分野別計画の中の「現状と課題」としてまとめています。

## 6. 町を取り巻く社会経済情勢と課題

### ア) 少子高齢化時代と地域力の強化

本町の人口は、近隣市町の状況からみても大幅な減少となっておらず、今後も緩やかに減少するものと見込まれます。しかしながら高齢化については平成25年3月末現在で23.2%であり、今後も確実に増加するものと思われます。また、少子化についても、近年は出生者が減少している状況にあります。少子高齢化は労働力人口にも大きな影響を与えるものであり、労働力人口の減少は、住民サービス経費の増大、町税等収入の減少にもつながり、都市機能の低下なども懸念されます。

また、家族形態の多様化や個人化により、地域の「助け合い」「支え合い」などのコミュニティ機能が脆弱化している状況も見られ、住民との協働のまちづくりを目指すうえでは地域コミュニティの活性化などの地域力の強化が求められています。

そして、このような時代のなか地域主権の実現に向けた市町村の果たす責任と役割は大きなものであると理解しています。

### イ) 環境に優しいまちづくり

近年、地球温暖化に起因すると見られる異常気象の頻発などにより、自然との調和を図った環境保全に対する意識が高まっています。本町においては、平成23年度から「環境基本計画」に則り、自然を守り未来へ引き継いでいくために、町民、事業者、行政が協力し合い環境への負荷の少ない持続的発展可能な循環型社会への転換を目指しています。そして、日常生活にとって欠かすことのできないエネルギー資源については、二酸化炭素排出の問題を含め東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故などによりこれまでのエネルギー資源について再構築する必要があると考えます。

この様な中、自然環境と共生し環境負荷の軽減を図るための新たなエネルギー資源の活用について検討するなど、地球環境にも配慮した新・省エネルギーなどの町としての取り組みが求められています。

### ウ) 健康で生きがいをもって安心して暮らすことのできる社会環境づくりの必要性

健康は町民すべての願いです。町としても、これまでの保健対策として各種検診や健康教室、健康づくり団体への活動支援など、健康への住民意識の向上に努めてきました。また、今後、高齢化が進む中で介護予防事業や生活習慣病の予防対策など保健・医療・福祉の充実が求められており、健康づくりと生きがいづくりの総合的・一体的な事業展開が必要です。さらに、子育て環境の充実も求められています。次世代を担う子供たちを育てる環境整備に併せて仕事と子育てのバランスがとれるような社会環境整備も求められています。

## エ) 災害に強い都市基盤づくりの必要性

町民の誰もが快適で安心して生活できる環境や生きがい活動の場などを確保できる整備が必要です。また、今後もいつ発生するか分からない大地震や予測できない風水害等の大規模な災害に対する不安も高まっており、町民の生命と財産を守る災害に強いまちづくりが求められています。

町民の生命と財産を守るための地域防災計画の見直しをはじめ生活基盤であるライフラインの災害対策強化や地域力強化につながる地域コミュニティが活発になるような環境整備も必要です。

## オ) 地域資源を活かした産業振興の推進

本町の産業構造は、商業・サービス業を中心とする第三次産業が大きな割合を占めています。第一次産業である農業については、米価の低迷や担い手不足などにより生産者が減少し、遊休農地や耕作放棄地などが増加しています。

これからの産業の取り組みは、様々な環境の変化に対応していくとともに、農業、商業、工業そして観光を加えた様々な資源に付加価値を付けた産業活動を展開していくことが必要です。

これまでの本町における地域資源を十分に生かし切れていない状況を反省し、さらなる地域資源の発掘と活用を図り、広域的な視点で産業振興の推進を図る必要があります。

## カ) 子どもたちが心豊でたくましく育つ教育環境づくり

子どもたちへの学校教育は、学校、家庭・地域の協働のもとに人を大切にし、志をもった心豊かでたくましく生きる子どもたちを育てることを目指しています。

本町の子どもたちが、自らの未来を切り開き、次代の社会を担う自立した大人となっていけるような力を育むため学校教育環境の整備が求められています。

一方で、学習意欲や学力・体力の低下、社会性や規範意識の低下など解決すべき課題も多く、加えて、いじめや不登校児童・生徒への対応なども大きな課題となっています。

この様な課題等を解決するため「教育振興基本計画」を柱に、学校教育の環境整備と学校施設の運営を適切に行うことが求められています。

## キ) 持続的な行政経営のための健全財政強化

長引く景気の低迷に加え、少子高齢化時代、基礎自治体に対する権限移譲や役割と責任等の背景の中で本町行政サービスを提供する財源の確保は簡単ではありません。

しかしながら、最小の経費で最大の行政サービスの提供に努めるため、常に時代の流れや住民ニーズを把握し、歳入の確保並びに歳出の節減に努め、更なる住民との協働のまちづくりを推進する必要があります。

## 7. 人口フレーム

### 《人口・世帯数の見通し》

本町の人口は、平成20年まで増加を続けていましたが平成21年から減少に転じました。しかし平成23年3月の東日本大震災の後、沿岸部から転入が増加したことから再び増加に転じ、平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口（外国人住民基本台帳人口を含む）で23,673人でした。人口の内訳としては、14歳以下の人口は3,346人（人口に占める割合14.1%）、15歳から64歳までの人口は14,836人（同62.7%）、65歳以上の人口は5,491人（同23.2%）となっています。

これからの震災による人口への影響については予測が困難ですが、民間による宅地開発・住宅建設が進んでいる状況から、当面は少なくとも自然動態による減少と社会動態による増加がほぼ均衡しますが、若干の減少と予測します。その影響を見込んだ人口の見通しは、5年後の平成30年には23,508人となる予測です。

ただし、この予測値は特に人口増加のための対策を講じない場合の予測ですので、本町が今後取り組む健康増進施策と子育て支援の充実を中心とする福祉施策、企業誘致、環境政策など町の魅力を高める施策によって、人口減少の割合を緩やかにすることが可能です。その効果を見込んで、

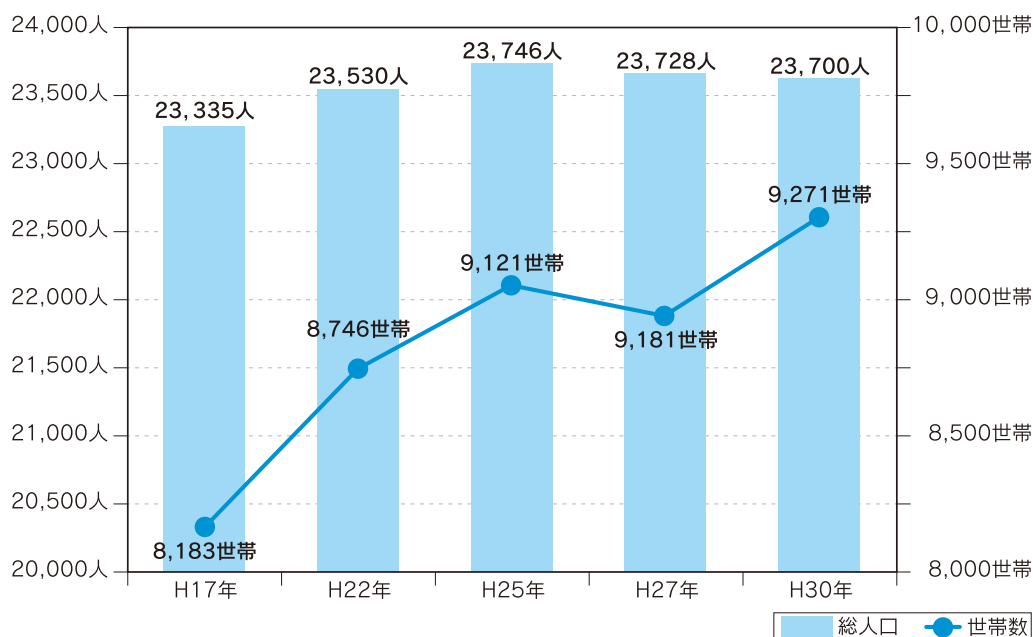
本計画末期（平成30年度）の人口フレームを23,700人とします。内訳として、  
14歳以下の人口は、3,300人（人口に占める割合13.9%）  
15歳以上64歳以下の人口は、14,400人（同60.8%）  
65歳以上の人口は、6,000人（同25.3%）

とします。

※フレームとは枠のことで、人口フレームとは将来の人口のおおむねの推計値の枠組みのことです。

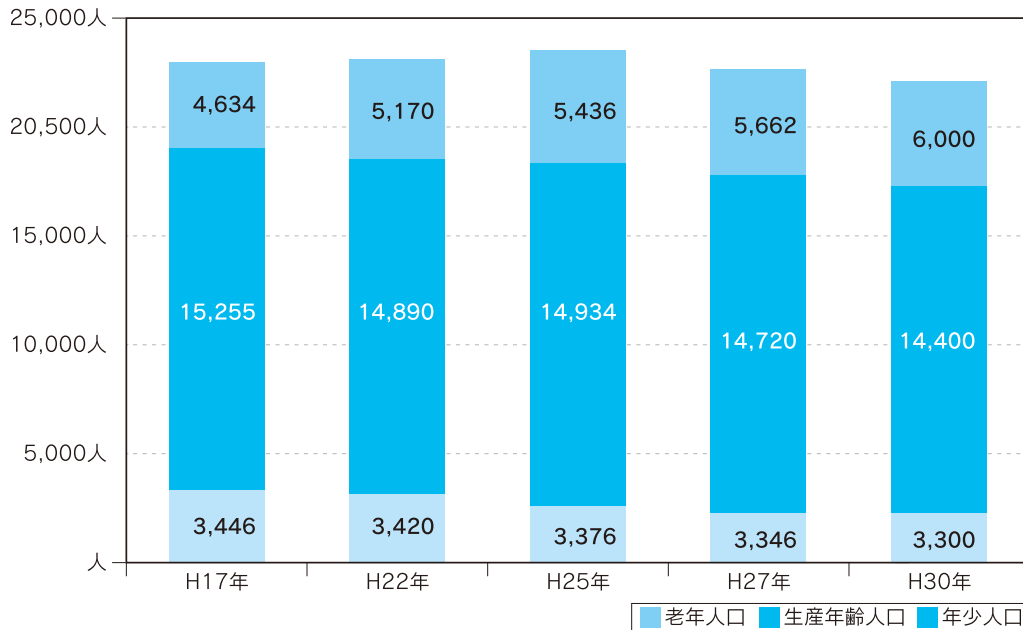
※予測値は、国立社会保障・人口問題研究所による平成25年3月公表の「日本の地域別将来推計人口」を基本とし、東日本大震災の影響などを考慮した推計に依っています。

### 【人口と世帯数の推移グラフ】





## 【年齢別人口の推移グラフ】



## 8 後期基本計画の構成

後期基本計画は、「後期基本計画の体系」「主要政策の推進方針」「重点プロジェクト」「分野別計画」から構成されます。

- 「**後期基本計画の体系**」は、計画の全体的な構成を一覧で示しています。
- 「**主要政策の推進方針**」は、基本構想における6分野の「まちづくりの基本方針」に基づき、それぞれの分野の政策を推進する上での基本の方針を示しています。
- 「**重点プロジェクト**」は、本町を取り巻く課題や町民のニーズを踏まえて、特に6つの重要なまちづくりのテーマを設定して、優先的・重点的に取り組む施策を示しています。
- 「**分野別計画**」は、主要政策の推進方針に基づき、政策の目的を達成する手段である施策を体系的に示し、それぞれの施策ごとに

「基本方針」

(施策を推進する上での基本の方針を示しています)

「施策の概要」

(各施策の内容を大まかに説明しています)

「現状と課題」

(各施策における現状を整理するとともに、今後の施策展開に向けた課題を示しています)

「施策の展開」

(施策の目的を達成するための具体的な取組みを示しています)

「計画の目指す状態」

(計画の終期においてどのような状態を目指すかを示しています)

「政策・施策の主な目標指標(めざそう値)」

(実施する施策の実効性を確保するため、また評価をする上での基準とするため、主な取組みにおける目標とする数値を現状の数値と併せて設定しています)

により構成しています。

# Ⅱ 後期基本計画

---

## 1. 後期基本計画の体系



# 1. 後期基本計画の体系

基本構想	基本方針	基本計画(政策)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>基本理念</b> 「認めあい・支えあい・活かしあう」 将来像「開かれた先進のまち、おおがわら」         </p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>まちづくりの3原則</b>            ①政策連結（循環）の原則            ②現場主義と広域連携の原則            ③全員が経営者（協力、協働）の原則         </p>	1 地域コミュニティ、行政区運営
		2 環境・ごみ処理
		3(1) 交通安全対策 (2) 防犯
		4(1) 消防防災 (2) 地震対策
		5(1) 情報共有 (2) 住民参加・自治
		6 時代潮流（広域連携、国際交流、男女共同参画）
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>2章 健康福祉</b> </p>	1(1) 保健体制 (2) 健康づくり
	2 医療	
	3(1) 子ども等の医療費等助成 (2) 児童福祉（基盤整備） (3) 民間保育所等の支援 (4) 私立幼稚園等の支援	
	4(1) 桜保育所 (2) 大河原児童センター (3) 上谷児童館 (4) 子育て支援センター	
	5(1) 高齢者福祉 (2) 介護保険	
	6 障がい者（児）福祉	
	7 社会福祉、地域福祉の振興	
	8(1) 国民健康保険 (2) 後期高齢者医療制度 (3) 国民年金	
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>3章 都市づくり</b> </p>	1 都市計画、土地利用
	2 公園・緑地	
	3 道路、橋梁	
	4 市街地、都市機能・景観	
	5 水道	
	6 下水道	
	7 (1) 町営住宅 (2) 町営墓地	
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>4章 産業 観光振興</b> </p>	1 農業（農林畜産業）
	2 商業、サービス業	
	3 工業	
4 観光、地場産業、一目千本桜		
5 労政		
6 大河原町地方卸売市場		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>5章 学校教育 生涯学習</b> </p>	1 教育委員会、教育総務	
2(1) 大河原小学校 (2) 大河原南小学校 (3) 金ヶ瀬小学校 (4) 大河原中学校 (5) 金ヶ瀬中学校 (6) 学校給食センター		
3(1) 生涯学習、社会教育 (2) 芸術文化 (3) 文化財 (4) 体育振興		
4(1) 中央公民館 (2) 金ヶ瀬公民館 (3) 駅前図書館		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>6章 役場組織、行政経営</b> </p>	1 窓口サービス	
2(1) 財政、監査 (2) 税務		
3(1) 行政計画、評価 (2) 役場組織、職員 (3) 庁舎管理、財産管理		
4 統計調査    5 選挙    6 議会		





## Ⅱ 後期基本計画

---

### 2. Next大河原ゆめプランの 基本方針



## 2. Next 大河原ゆめプランの基本方針 ～主要政策の推進方針～

### (1)生活環境、住民自治 に関する基本方針

環境、安全、おつきあい、身近を  
大切にする住民自治のまちづくり

#### 主な政策展開

- ①地域コミュニティや行政区活動の活発化
- ②環境保全の啓発と衛生的な環境づくり
- ③消防・防災、交通安全、防犯活動など安全・安心のまちづくり
- ④情報共有、住民参加、住民自治の振興

#### 基本方針

##### 《地域コミュニティや行政区活動の活発化》

コミュニティ施設の計画的な整備と維持管理を図るとともに、身近なコミュニティの活性化を支援します。

##### 《環境保全の啓発と衛生的な環境づくり》

環境基本計画の施策を実現するため環境ゆめプラン事業を推進し、美しく快適で地球環境に配慮したまちをつくります。

##### 《消防・防災、交通安全、防犯活動など安全・安心のまちづくり》

交通事故と犯罪の防止に努めるとともに、地域防災計画を改訂し地震や大雨などの防災体制の充実、防災拠点の整備など災害に強い安全で安心なまちをつくります。

##### 《情報共有、住民参加、住民自治の振興》

町政への住民参加を促進するためのガイドラインを作成し、町政のあらゆる場面で住民参加の機会を拡充することにより、住民自治を推進します。

#### 重点プロジェクト

##### 「環境先進都市」の実現

地球温暖化、炭素エネルギーへの過度の依存など地球規模の環境問題に対応するため、再生可能エネルギーの普及・促進を図り環境先進都市を目指します。



## (2)健康福祉

### に関する基本方針

みんなで拓き、つなぎあう、  
支えあいの健康福祉づくり

### 主な政策展開

- ①地域医療の高度化と健康づくりの推進
- ②子育て環境の充実
- ③高齢者や障がい者（児）が豊かに暮らせるまちづくり
- ④みんなで支えあう地域福祉の形成

### 基本方針

#### 《地域医療の高度化と健康づくりの推進》

地域ぐるみで健康づくりに取り組むとともに、安心して医療を受けられる体制をつくります。

#### 《子育て環境の充実》

安心して子育てができる、質の高い保育環境と仕事と家庭の両立できる環境を整備します。

#### 《高齢者や障がい者（児）が豊かに暮らせるまちづくり》

高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるよう、また障がい者（児）が自立した生活を行えるよう、必要な対策や支援を行います。

#### 《みんなで支えあう地域福祉の形成》

地域に密着した活動を支援し、地域福祉の活性化を図ります。

### 重点プロジェクト

#### 「長寿健康社会の実現」 ～健康増進プロジェクト～

町民が一体となって健康づくりに取り組み、一人ひとりが健康を保ちながら生きがいをもって暮らせるよう、健康寿命の延伸を図ります。

### (3) 都市づくり、街づくり に関する基本方針

にぎわいのまちなかと  
快適な都市基盤の整備で  
ひとが行き交う街づくり

#### 主な政策展開

- ①道路や公園の適切な維持管理
- ②市街地整備の推進と都市機能の充実
- ③暮らしをささえる上下水道事業の推進

#### 基本方針

##### 《道路や公園の適切な維持管理》

利便性と安全性に配慮しながら、人に優しい道路網の整備と管理に計画的に取り組めます。  
住民参加による公園管理を推進するとともに、老朽化した遊具の改修を行い、快適な都市環境をつくれます。

##### 《市街地整備の推進と都市機能の充実》

大河原町国土利用計画及び都市計画マスタープランを策定し、自然や環境に配慮しながら、秩序ある都市整備を図ります。

駅前など市街地の公共的施設の適切な維持管理を行うとともに、デマンドタクシーの利用促進や美しいまちなみ形成に努め、交流が生まれる魅力ある都市形成を目指します。

##### 《暮らしをささえる上下水道事業の推進》

安全安心な水の確保と下水道の整備により安定的なライフラインの確保を図ります。

#### 重点プロジェクト

##### 「災害につよいまち」の実現

道路、水道、下水道などの生活になくてはならないライフラインについて、災害に対して強い施設に整備します。  
また、地域防災計画を改訂し、より災害対策を充実します。

## (4)産業・観光振興 に関する基本方針

桜(はな)のある景観や  
地域の資源を結びつけ、  
元気を生み出す産業づくり

### 主な政策展開

- ①地域らしさを活かした農商工業の振興、地域資源のブランド化の推進
- ②一目千本桜の保全と更新、通年観光の振興
- ③町独自の産業振興施策の展開と雇用対策の充実

### 基本方針

#### 《地域らしさを活かした農商工業の振興、地域資源のブランド化の推進》

商業のまち大河原の維持・発展に向けて、事業者の支援や活性化事業に取り組みます。

農・商・工の連携により地域の資源を生かし、ブランド化等に取り組み、既存企業の新規分野進出への支援など産業の活性化を図ります。

#### 《一目千本桜の保全と更新、通年観光の振興》

多くの住民や企業と協力し、一目千本桜の景観の維持に努めるとともに、町の歴史や文化も取り入れた観光施策を推進します。

#### 《町独自の産業振興施策の展開と雇用対策の充実》

産業の活性化により新たな雇用の創出を図るとともに、雇用環境の改善を支援します。

### 重点プロジェクト

#### 「攻めの産業振興」の推進

##### 企業誘致の推進

企業の誘致を重点として工業を振興し、雇用、税収、町民所得の拡大につなげます。

##### 「攻めの農業」振興

新規就農者、後継者の支援、地域特産品の創出、規模の拡大などを組み合わせた「攻めの農業」振興に取り組みます。

## (5) 学校教育、生涯学習 に関する基本方針

活かし合い、磨き合い、響き合い、  
新たな時代の担い手づくり

### 主な政策展開

- ①豊かな人間性を育む教育環境の整備
- ②学校教育環境と学校施設の円滑で適切な運営の推進
- ③生きがいと自治を育む生涯学習の推進
- ④街の文化を創出する、芸術・文化とスポーツの振興

### 基本方針

#### 《豊かな人間性を育む教育環境の整備》

#### 《学校教育環境と学校施設の円滑で適切な運営の推進》

安全で安心して教育を受けられる教育環境を整備し、教育振興基本計画に沿った教育文化の充実に努め、児童生徒の豊かな心と生きる力を育みます。

#### 《生きがいと自治を育む生涯学習の推進》

#### 《街の文化を創出する、芸術・文化とスポーツの振興》

教育振興基本計画及び生涯学習基本計画に沿って、芸術文化・スポーツに親しめる環境づくり、スポーツ施設、公民館、図書館、交流施設など生涯学習拠点の充実に努めます。

### 重点プロジェクト

#### 「学び社会」の実現 ～誰もが自己実現～

##### 希望の進路を実現する学力向上

だれもが希望する進路を実現できるよう、児童生徒の学習意欲と学力のレベルアップを図ります。

##### 学校施設の改修

老朽化した学校施設等を改修し快適な学習環境の整備を進めます。

##### 生涯学習の充実

健康で生きがいをもって生活できるように生涯学習の環境を整えます。

## (6) 役場組織、行政経営 に関する基本方針

経営感覚を大切にした、  
一歩先行く役場づくり

### 主な政策展開

- ① 親切で親しまれる窓口づくり
- ② 自主財源の確保と堅実で安定した財政運営
- ③ 自治、自立（律）に対応できる職員の育成と組織改革の推進

### 基本方針

#### 《親切で親しまれる窓口づくり》

窓口業務の迅速化、相談業務の充実などにより、さらなる窓口サービスの向上を図ります。

#### 《自主財源の確保と堅実で安定した財政運営》

自主財源の確保に努めるとともに、計画的かつ効率的に事業を実施することで行政経費の節減に努め、財政の健全化を目指します。

#### 《自治、自立（律）に対応できる職員の育成と組織改革の推進》

自立（律）したまちづくりを目指し、組織の機構改革、職員の資質向上、行政評価などの導入により成果を重視した事業実施などに努め、行財政改革を推進します。

### 重点プロジェクト

#### 「たゆまざる行財政改革」 の実行

限られた行政資源を有効に活用し、住民ニーズにこたえる役場を作るため、職員の資質向上、財政の健全化、経費の節減、自主財源の確保などに計画的に取り組みます。

## Ⅱ 後期基本計画

---

### 3. 重点プロジェクト





### 3. 重点プロジェクト

Next 大河原ゆめプランにおいては、6分野で33の政策を展開しますが、それぞれの政策は町民が生活する上でどれも必要なものです。これらの政策の中から、限られた行政資源を有効に活用することにより、地球温暖化、人口の減少、少子高齢化の急激な進展、地震や集中豪雨などの災害の頻発といった本町を取り巻く社会環境の変化に対応し、住民ニーズに応えるより暮らしやすいまちづくりを進めるため、分野を越えて特に重点的に取り組むテーマを定め「重点プロジェクト」として展開していきます。

#### 1 「環境先進都市」の実現

地球温暖化、炭素エネルギーへの過度の依存など地球規模の環境問題に対応するため、再生可能エネルギーの普及・促進を図り環境先進都市を目指します。

#### 2 「長寿健康社会」の実現

町民が一体となって健康づくりに取り組み、一人ひとりが健康を保ちながら生きがいをもって暮らせるよう、健康寿命の延伸を図ります。

#### 3 「災害に強いまち」の実現

道路、水道、下水道などの生活になくてはならないライフラインについて、災害に対して強い施設に整備します。また、地域防災計画を改訂し、より災害対策を充実します。

#### 4 「攻めの産業振興」の推進

**企業誘致の推進** 企業の誘致を重点として工業を振興し、雇用、税収、町民所得の拡大につなげます。

**「攻めの農業」振興** 新規就農者、後継者の支援、地域特産品の創出、規模の拡大などを組み合わせた「攻めの農業」振興に取り組みます。

#### 5 「学び社会」の実現

**希望の進路を実現する学力向上** だれもが希望する進路を実現できるよう、児童生徒の学習意欲と学力のレベルアップを図ります。

**学校施設の改修** 老朽化した学校施設等を改修し快適な学習環境の整備を進めます。

**生涯学習の充実** 健康で生きがいをもって生活できるように生涯学習の環境を整えます。

#### 6 「たゆまざる行財政改革」の実行

限られた行政資源を有効に活用し、住民ニーズにこたえる役場を作るため、職員の資質向上、財政の健全化、経費の節減、自主財源の確保などに計画的に取り組めます。

## 重点プロジェクト ① 「環境先進都市」の実現

### 取組み方針

地球温暖化、炭素エネルギーへの過度の依存など地球規模の環境問題に対応するため、再生可能エネルギーの普及・促進を図り環境先進都市を目指します。

### 主な取組み

- 事業① 再生可能エネルギー普及事業** ▶第1章第2項 P31  
地球温暖化対策として、公共施設などに再生可能エネルギー活用機器などを導入します。
- 事業② 次世代型住宅（スマートハウス）推進事業** ▶第1章第2項 P31  
各家庭で太陽光発電装置や家庭用燃料電池の設置並びに蓄電装置の設置を図り、HEMS\*によるピーク時の電力を抑えるとともに緊急時の備えとするため設置費用の一部について支援を検討します。
- 事業③ 公共施設LED化事業** ▶第1章第2項 P31  
役場庁舎など公共施設の照明をLED化することにより消費電力を抑え地球温暖化防止に努めます。
- 事業④ 電気自動車導入推進事業** ▶第1章第2項 P31  
公用車及びデマンドタクシー事業における電気自動車の導入を推進し、CO<sub>2</sub>排出量の削減や住民へのクリーンエネルギー自動車の普及PR等を図ります。

\* HEMSとは…住宅向けの、電力使用量の可視化、節電（CO<sub>2</sub>削減）の為に機器制御、ソーラー発電機等の再生可能エネルギーや蓄電器の制御等を行うエネルギー管理システムです。

### 目標指標

指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
「クリーンエネルギーの推進」に対する満足度	3.1点	3.5点
役場庁舎の電力使用量	371,226kWh	341,528kWh

注) 目標値について

計画終期の平成30年度ではなく平成28年度としているのは、平成29年度に新しい総合計画の策定を開始することとしている（1ページ「(3)見直し後の計画期間」参照）ことから、その時点での最新の実績が出ている平成28年度の数値を目標としています。以下本計画におけるすべての目標値について同様です。

また、満足度については、住民満足度調査の結果で5点満点での平均値です。

## 重点プロジェクト ② 「長寿健康社会の実現」～健康増進プロジェクト～

### 取組み方針

町民が一体となって健康づくりに取り組み、一人ひとりが健康を保ちながら生きがいをもって暮らせるよう、健康寿命の延伸を図ります。

### 主な取組み

健康寿命の延伸を図るため、これまで以上に予防を重視した地域ぐるみによる健康づくりの取組みを充実させます。また、生きがいをもって生活できる環境を整えます。

#### 事業 ①

#### おおがわら町民学園事業

▶第5章第3項(1) P113

町民の生きがいづくりと健康増進を図ることを目的として、大河原町世代交流いきいきプラザなど各施設において様々な分野で体験や学習ができる「おおがわら町民学園」を開設します。

#### 事業 ②

#### 地区組織育成事業

▶第2章第1項(1) P49

町民への健康づくりの啓発と各地区での健康づくりを推進するため、保健協力員、食生活改善推進員等と連携し、地域における健康づくり事業を推進します。

#### 事業 ③

#### 各種健康診査・がん検診事業

▶第2章第1項(2) P49

各種健康診査・がん検診を実施することにより、生活習慣病をはじめ疾病を早期発見し、健康管理に必要な知識普及並びに受診勧奨を行ない、青年期からの健康についての意識と自覚の高揚を図ります。

#### 事業 ④

#### 介護予防事業

▶第2章第5項(2) P67

要介護状態にならないための支援として、運動機能や口腔機能向上・栄養改善・うつ・閉じこもり・認知等の介護予防のため、健康教室や健康相談、介護予防教室を開催します。

#### 事業 ⑤

#### 老人ホーム設立検討事業

▶第2章第5項(1) P65

老人ホーム設立に関して、次期高齢者福祉計画を策定する中で検討します。

### 目標指標

指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
「健康づくりの推進」に対する満足度	3.8点	4.0点
「高齢者福祉の充実」に対する満足度	3.3点	3.5点

## 重点プロジェクト ③ 「災害に強いまち」の実現

### 取組み方針

道路、水道、下水道などの生活になくてはならないライフラインについて、災害に対して強い施設に整備します。また、地域防災計画を改訂し、災害対策を充実します。

### 主な取組み

#### ●道路橋梁施設の整備

自然災害等に対応できるよう十分な備えを行うと共に、災害による被害の迅速な復旧を図ります。

**事業① 橋梁点検・長寿命化計画策定事業** ▶第3章第3項 P80

橋梁の老朽化による重大事故を防止するため、町内の橋梁の点検を実施し、長寿命化計画を策定します。

**事業② 道路橋梁施設災害復旧事業** ▶第3章第3項 P80

災害により被災した道路・橋梁の復旧を図り、道路網を確保します。

**事業③ 中核病院西線整備事業** ▶第3章第3項 P80

災害時の救急医療の拠点となる中核病院へのアクセス道路を整備します。

**事業④ 町道新東橋本1号線道路改良事業** ▶第3章第3項 P80

(仮称)西地区交流センター建設に伴い、災害時の輸送等を円滑に実施するため施設に接続する道路を拡幅します。

#### ●安全・安心に配慮した配水・給水事業の推進

仙南・仙塩広域水道からの受水と自己水源の確保を図り、計画的な漏水調査や配水施設の改良を進め、有収率の向上に努めながらライフラインの長期的な安定を図ります。

**事業① 浄水施設等整備事業** ▶第3章第5項 P84

東日本大震災時においても自己水源を確保した金ヶ瀬揚配水場を建て替え、自家発電施設も備えた水道の拠点施設を整備します。

**事業② 配水管布設事業** ▶第3章第5項 P84

- 老朽管である石綿管を耐久性、耐震性があり、より安全な配水用ポリエチレン管等に布設替えを行います。
- 未配水管路線への布設及び災害時や緊急時に対応できる新たな配水管(硬質塩化ビニール管等)を整備します。

## ●下水道管路の長寿命化及び浸水対策の推進

平成 27 年度より公共下水道管路調査を実施し、その結果により災害対策も含めて管路の長寿命化対策に取り組めます。また、浸水被害の解消を図ります。

事業 ①

**鷺沼排水区雨水整備事業**

▶ 第 3 章第 6 項 P86

下流域から排水路及び調整池の整備を実施し、白石川へのスムーズな放流及び調整池への貯水により、浸水被害の解消を図ります。

事業 ②

**公共下水道管路長寿命化計画策定事業**

▶ 第 3 章第 6 項 P86

公共下水道の管路の点検を実施し、管路の長寿命化計画を策定します。

## ●地域防災計画の改訂

事業 ①

**地域防災計画策定事業**

▶ 第 1 章第 4 項 (1) P37

- 東日本大震災の対応等を踏まえ、県の計画との整合性を図りながら地域防災計画の改訂を行い、職員初動マニュアル・避難所運営マニュアル・防災ガイドマップを作成します。また、大河原町世代交流いきいきプラザ、金ヶ瀬中学校新体育館等を防災拠点として新たに活用します。

## 目標指標

指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
「安全で便利な道路の整備と維持管理」に対する満足度	3.0点	3.5点
「地震や風水害対策」に対する満足度	3.0点	3.5点
「上水道の充実」に対する満足度	4.0点	4.2点
「下水道の充実」に対する満足度	3.8点	4.0点
水道本管の石綿管（古く耐震性が低い管）の残延長	2.4km	0.3m



## 重点プロジェクト 4 「攻めの産業振興」の推進

### 取組み方針

**企業誘致の推進** 企業の誘致を重点として工業を振興し、雇用、税収、町民所得の拡大につなげます。  
**攻めの農業** 新規就農者、後継者の支援、地域特産品の創出、規模の拡大などを組み合わせた「攻めの農業」振興に取り組みます。

### 主な取組み

#### ●企業誘致の推進

従来の企業立地支援制度、東日本大震災の復興計画に基づく誘致制度、そして町の「企業立地促進条例」などを有効に結びつけ、工場（企業）の進出、事業の拡大、新しい事業への進出（第二創業）などを促進します。また、企業の環境問題や再生可能エネルギーに関する取組みなどについて、支援策を検討します。

**事業①** **工業団地整備事業** ▶第4章第3項 P96

企業進出を図るため、金ヶ瀬川根地区の工業団地を整備します。

**事業②** **企業立地促進事業** ▶第4章第3項 P96

企業の支援体制の整備・拡充を図り、企業の進出や業務拡大の支援を促進します。

#### ●「攻めの農業」振興

環境への負荷が少なく、消費者に信頼される安全な農産物の生産を拡大します。

**事業①** **環境と人にやさしい農業事業** ▶第4章第1項 P91

米を主として、化学肥料や農薬を抑えた取り組みを進め、大河原町産農産物の「環境にやさしい・安全・おいしい」の付加価値を高め、消費者、実需者から信頼される産地確立と産地直売の拡大を図ります。

**事業②** **梅の特産化事業** ▶第4章第1項 P91

梅の品質向上や梅の付加価値を高めるとともに、6次産業化に向けた取り組みを行います。また、堤地区の梅団地を中心に美しい里山環境づくりをすすめ、梅のもぎ取り体験や梅まつり等のイベントを行います。

**事業③** **人・農地プラン推進事業（中心経営体・新規就農者支援事業）** ▶第4章第1項 P91

人・農地プランを活用し、地域の中心経営体への農地集積支援や、新規就農者への助成をおこないます。また、人・農地プランの策定検討会や、策定後の見直し検討会の中で新規就農者や後継者の不足への対策も検討します。

**事業④** **（仮称）農業再生化会議事業** ▶第4章第1項 P91

大河原町の農村（自然）環境の維持を図るため、様々な方面の人材による農業再生化会議を設置します。

### 目標指標

指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
「農地や山林の保全・管理」に対する満足度	3.4点	3.8点
「農業支援の充実」に対する満足度	3.3点	3.8点



## 重点プロジェクト 5 「学び社会」の実現 ～誰もが自己実現～

### 取組み方針

**希望の進路を実現する学力向上** だれもが希望する進路を実現できるよう、児童生徒の学習意欲と学力のレベルアップを図ります。

**学校施設の改修** 老朽化した学校施設等を改修し快適な学習環境の整備を進めます。

**生涯学習の充実** 健康で生きがいをもって生活できるように生涯学習の環境を整えます。

### 主な取組み

#### ●希望の進路を実現する学力向上

事業 ①

##### 学級編成弾力化事業

▶ 第5章第1項 P105

学力向上に向け、現在1クラス40人学級を行っている学級編成を少人数化(35人学級)にして授業を行うことを検討します。

事業 ②

##### 学力向上充実支援事業

▶ 第5章第1項 P105

学力向上に向けて、標準学力調査や教科書に沿った問題を自由に出題できるシステムを活用し、児童生徒の学習に役立てます。

事業 ③

##### 金ケ瀬小中一貫校検討事業

▶ 第5章第1項 P105

希望の進路を実現する学力向上を図るため、金ケ瀬小中一貫校の検討を行います。

#### ●学校施設の改修

事業 ①

##### 金ケ瀬中学校屋内運動場等建設等事業

▶ 第5章第2項(4)(5) P109

建設後46年経過している金ケ瀬中学校体育館は、老朽化が著しく、現時点での運用ではアリーナ部分が手狭となっていること、また、大河原町地域防災計画では、避難所に指定されていることから、災害時の拠点機能として体育館がより積極的に活用されるよう耐力度調査結果に基づき体育館を建て替えます。

事業 ②

##### 学校給食センター整備検討事業

▶ 第5章第2項(6) P111

大河原町学校給食センターは、建設から35年を経過し、施設・設備の老朽化の進行や狭隘スペースに起因する作業効率の悪さ、現在の学校給食衛生管理基準に適合していないほか、耐震化の必要性、アレルギー対応食などの課題もあるため、新たに別敷地に整備することを検討します。

#### ●生涯学習の充実

事業 ①

##### おおがわら町民学園事業

▶ 第5章第3項(1) P113

町民の生きがいづくりと健康増進を図ることを目的として、大河原町世代交流いきいきプラザなど各施設において様々な分野で体験や学習ができる「おおがわら町民学園」を開設します。

### 目標指標

指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
「学校教育の充実」に関する満足度	3.7点	4.0点
「学校施設の充実」に関する満足度	3.7点	4.0点
金ケ瀬中学校屋内運動場の建設	—	建設着手済



## 重点プロジェクト 6 「たゆまざる行財政改革」の実行

### 取組み方針

限られた行政資源を有効に活用し、住民ニーズにこたえる役場を作るため、職員の資質向上、財政の健全化、経費の節減、自主財源の確保などに計画的に取り組みます。

### 主な取組み

自主財源を最大限確保するとともに、限りのある行政資源（人、物、金）を真に必要な政策に効率的に配分するため、行財政改革を計画的に実施します。

#### 事業①

#### 大規模事業評価の導入事業

▶第6章第3項(1) P134

財政に大きな影響のある大規模な事業について、事業着手前に客観的に実施の妥当性について検討する制度を作ります。事業規模が概ね1億円以上の事業について、外部の専門家委員からなる委員会を設置し事業の着手前において事業実施の必要性、適時性、妥当性を評価します。

#### 事業②

#### 行政評価推進事業

▶第6章第3項(1) P134

総合計画の進行管理を行う上で必要となるPDCAサイクル\*の中の「評価（＝Check）」を行うため、実効性のある事務事業評価、施策評価制度を導入し定着させます。

#### 事業③

#### 行財政改革大綱等の策定と進行管理事業

▶第6章第3項(1) P134

平成22年度で前大綱の計画期間が終了しているため、経費の節減、自主財源の確保、組織の改編、職員の効率的な配置など健全な財政運営と行政の効率的な運営を計画的に実現するため、行財政改革大綱を策定します。

#### 事業④

#### 公会計システム活用事業

▶第6章第2項(1) P130

企業会計の考え方を採り入れた公会計システムを活用し、資産や債務及び行政コスト等を把握することにより、資産の有効活用と債務の適正な管理による効率的な行政経営に役立てます。

\* PDCA サイクルとは…plan(計画)⇒do(実施)⇒check(評価)⇒action(改善)のサイクル(循環)により、進捗状況を把握し改善を図りながら効率的に目標を達成する手段です。

### 目標指標

指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
「役場組織の行政改革の推進」に対する満足度	2.9点	3.3点

## Ⅱ 後期基本計画 4. 分野別計画

---

### 第1章 生活環境・住民自治

## 4. 分野別計画

### 第1章第1項 地域コミュニティ、行政区運営の基本計画

～活動拠点と円滑な行政区運営により、住民主体の地域活動の活発化を図る～

#### 基本方針

地域のコミュニティを活性化するため、集会所や生活センターの維持管理に努め、計画的にコミュニティ施設を整備するなど、行政区を中心とした身近なコミュニティ機能の活性化を支援します。

#### 施策の概要

##### ①集会所の維持管理と活用の推進

地域活動の拠点として施設の維持管理に努め、使用頻度と老朽化を考慮して計画的に集会所の補修を行います。

##### ②生活センターの維持管理支援

各地区と協議しながら生活センターの維持について支援を行います。

##### ③地域コミュニティ施設づくりの推進

行政区のあり方、自治組織の枠組みの調査協議を行いながら、コミュニティ施設のあり方を検討します。加えて、公共施設の老朽化対策と新設の優先順位などを公共施設整備計画として策定し、公共施設全体で整備の必要性を検討します。

##### ④自治組織活動(行政区活動)の推進

協働のまちづくり事業交付金事業などを通じ、行政区の自治活動を支援します。また、行政区の改編や自治組織の自主運営などについて、行政区や住民の意向を調査し検討します。

#### 現状と課題

- 集会所については、地区拠点としての施設の集約の検討を行なってきましたが、東日本大震災以降、一次避難所など地区の防災拠点としての役割が見直され身近な集会所を望む意見が多くなっています。また、地区役員の高齢化等により集会所の維持や補修など運営面での支援が必要となっています。
- 生活センターについては、施設の維持や補修について必要に応じて町が補助金を交付していますが、施設の老朽化が問題となっています。
- 各自治組織は、協働のまちづくりの担い手として重要な役割を果たしており、今後とも活発な活動が行われるように支援する必要があります。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①集会所の維持管理と活用の推進	【集会所維持管理事業】 地域の住民が中心となった施設の維持管理、修繕等に移行を図り地域活動の拠点形成を推進します。
②生活センターの維持管理支援	【生活センター維持管理補助事業】 地域の住民が中心となった施設の維持管理、修繕等に補助することにより、地域活動の拠点形成を推進します。
③地域コミュニティ施設づくりの推進	【(仮称)西地区交流センター整備事業】 橋本地区等の子どもから高齢者までが交流しやすい集会施設及び広場を整備し、コミュニティの振興を進めるほか、防災機能の充実を図ります。 【西原集会所整備事業】 老朽化した西原集会所を整備し、子どもから高齢者までが交流しやすい集会所を設置し、コミュニティの振興を進めるほか、区の災害時の一次避難所や自主防災組織の活動拠点づくりを行います。
④自治組織活動(行政区活動)の支援	【行政区運営事業】 行政区運営に必要な経費を行政区長等に対して支出します。 【協働のまちづくり事業交付金事業】 自治組織に対し、協働のための活動費用の一部を交付します。

### 計画の目指す状態

- 地区の身近な集会施設として安全で使いやすく運営・維持されています。
- コミュニティ施設が計画的に整備され、地域のコミュニティ活動に活発に利用されています。
- 自治組織が活発に活動し、地区内の課題が解決できています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	集会所の利用人数	49,604人	54,564人
2	「地域コミュニティの活性化」に対する満足度(5点満点中)	3.2点	向上
3	「地区集会所、生活センターの維持管理や活用の推進」に対する満足度(5点満点中)	3.5点	向上

## 第1章第2項 環境・ごみ処理に関する基本計画

～美しいまちづくりの実現を図る～

### 基本方針

美しく快適な環境づくりに向け、環境基本計画及び環境夢プランのもと、町・住民・事業所などが、地域の環境改善と環境に負担をかけないためのしくみづくりを進めます。

### 施策の概要

#### ① 廃棄物処理の適正化

ごみ分別やリサイクルの徹底を町民に呼びかけ、さらにごみの減量化を図ります。また、リサイクルステーションの活用によりリサイクル率の向上を図ります。

#### ② し尿処理の適正化

浄化槽への切り替えと公共下水道処理区域での未供用世帯の下水道への接続を推進し、衛生環境の確保と農用水及び白石川へ排出される水質の改善に努めます。

#### ③ 環境の保全と共生

水路及び白石川の水環境の点検と改善を進めるとともに、大気・騒音・悪臭・不法投棄などの公害や雑草・ペットなど住民からの苦情に対し、関係機関と連携し対応を図ります。

#### ④ 地球環境の保全対策

地球温暖化やエネルギー資源の枯渇など地球規模での環境問題に対し、環境夢プランに基づき先進的な取り組みを進めます。

#### ⑤ 環境政策の推進

各種団体等への出前講座などの環境教育やごみの減量と3Rの啓発などに関する様々な取り組みを行います。

#### ⑥ 放射能対策

食品の放射能検査や空間放射線量の測定結果について情報提供を行ない、放射能に対する不安の軽減を図ります。

### 現状と課題

- 容器包装プラスチックの分別回収、ごみ袋の有料化によりごみ処理量は減少しています。ただし分別は十分に行われておらず、今後は分別を徹底しリサイクル率の向上を図っていく必要があります。
- し尿処理については、浄化槽への切り替えと公共下水道処理区域の拡大により、し尿汲取り世帯が減少しています。
- 公害等の苦情については、平成24年度では、大気汚染2件、騒音2件、悪臭2件、その他19件あったため、それぞれの対策が必要となっています。
- 地球温暖化が進んでいることから、事業者や各家庭での二酸化炭素排出量の削減が必要となっています。
- 町内一斉清掃の実施や3R（リデュース、リユース、リサイクル）事業の推進を行なっています。
- 放射能による健康への影響について不安を抱えている人がいます。これについての不安解消が求められています。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①廃棄物処理の適正化	【ごみ収集運搬委託事業】 一般家庭から出るごみの収集を行います。
②し尿処理の適正化	【し尿処理汲取り委託事業】 公共下水道及び浄化槽が設置されていない家庭のし尿汲取りを行います。
③環境の保全と共生	【環境保全対策事業】 大気・騒音・悪臭・水質など、環境調査と指導の充実により、自然・生活環境の保全に取り組めます。
④地球環境の保全対策	【再生可能エネルギー普及事業】 地球温暖化対策として、公共施設などに再生可能エネルギー活用機器などを導入します。 【次世代型住宅（スマートハウス）推進事業】 太陽光発電装置等の設備の設置を行う家庭に費用の一部を助成します。 【公共施設LED化事業】 役場庁舎などの公共施設の照明をLED化します。 【電気自動車導入推進事業】 みやぎ環境交付金を活用し、デマンドタクシー及び公用車の一部に電気自動車又はハイブリッドカーを導入します。
⑤環境政策の推進	【環境政策推進事業】 町内一円の公衆衛生・美化に加え、3Rや環境教育などを推進します。また、環境夢プラン策定委員会を継続し新たな環境政策を検討します。
⑥放射能対策	【放射能対策事業】 給食食材検査や空間放射線量の継続的な測定と結果の公表により放射能に対する不安の軽減を図ります。

### 計画の目指す状態

- ・リサイクル率が向上しごみ処理量が減少しています。
- ・衛生環境の確保と農用水及び白石川へ排出される水質が改善されています。
- ・大気汚染、騒音、悪臭、不法投棄などの苦情が減少し快適な生活環境が確保されています。
- ・地球環境の保全対策への取り組みが進んでいます。
- ・環境教育により町民の環境美化や3Rなどに対する意識が高くなっています。
- ・放射能についての不安が軽減されています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「ごみの分別収集、リサイクルの推進」に対する満足度(5点満点中)	3.2点	向上
2	「環境美化の推進」に対する満足度(5点満点中)	3.4点	向上
3	「クリーンエネルギーの推進」に関する満足度	3.1点	3.5点
4	町民一人一日当たりごみ排出量(kg)	0.88	0.79
5	リサイクル率(資源ごみ/総排出量)	8.3%	9.1%
6	町内一斉清掃への参加人数(延べ人数)	9,670人	10,000人

## 第1章第3項(1) 交通安全対策に関する基本計画

～交通安全対策を充実させ、安全なまちをつくる～

### 基本方針

交通安全に関する啓発活動や、交通安全施設整備を推進し、交通事故を抑制し安全なまちをつくります。

### 施策の概要

#### ①交通安全啓発の推進

交通事故の発生を防止するため、警察署や交通安全指導隊、関係団体との連携強化を図った様々な施策の展開を行います。

#### ②交通安全施設の充実

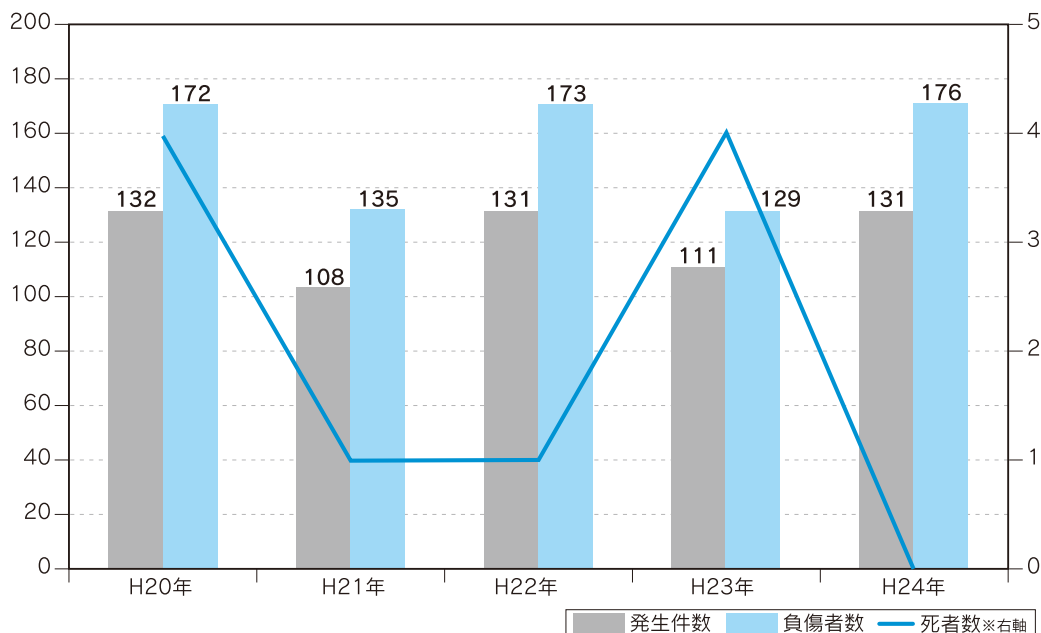
交通安全施設の改良・整備に努め、住民の交通安全に結びつけます。また、交通安全確保と防犯を図るため、環境への配慮も考慮し、LED導入による街路灯を整備し住民の安全に配慮します。

### 現状と課題

- 高齢者を中心に運転免許証の返納者にデマンドタクシーの回数券を交付するなど、高齢運転者による交通事故の発生の抑止や各種交通安全についての啓蒙活動を行ってききましたが、交通事故の発生要因は様々なため、発生の傾向を分析しそれに基づいて啓発する必要があります。
- 交通安全施設は整備が進んでいますが、町内交通事故増加は、様々な原因によるため分析の上対策を講じる必要があります。
- 街路灯は、計画的に整備を進めていますが、震災の影響もあり目標の指標には、到達していません。街路灯は、環境に配慮したLED化に向けて整備を進めています。

### ●参考データ

#### 交通事故発生件数等の推移



資料：大河原警察署調べ



## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①交通安全啓発の推進	<p>【交通安全啓発事業】 交通安全運動期間を中心として交通安全啓発に取り組むとともに、新入学児童に黄色い帽子を配付し交通事故を未然に防ぎます。また高齢者に対する交通安全啓発事業を推進します。</p> <p>【交通安全指導隊事業】 交通安全指導隊員を配置し児童の通学時やイベント時における交通事故防止対策を行います。</p>
②交通安全施設の充実	<p>【交通安全施設維持管理事業】 街路灯や区画線、道路反射線、道路標識などの交通安全施設の設置及び改修などを行います。</p> <p>【街路灯LED化事業】 みやぎ環境交付金を活用し、環境へ配慮したLED導入による街路灯への切替えを順次行います。</p>

### 計画の目指す状態

- 交通事故件数が減少しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「交通安全対策の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.4点	向上
2	町内交通事故の発生件数	131件	減少
3	街路灯(防犯灯)LED化率	15%	28%

## 第1章第3項(2) 防犯に関する基本計画

～犯罪のない安心して生活できる環境をつくる～

### 基本方針

町民の防犯意識の高揚を図るよう警察など関係機関と連携して効果的な広報啓発事業を実施します。

### 施策の概要

#### ① 関係団体等との連携と防犯活動の充実

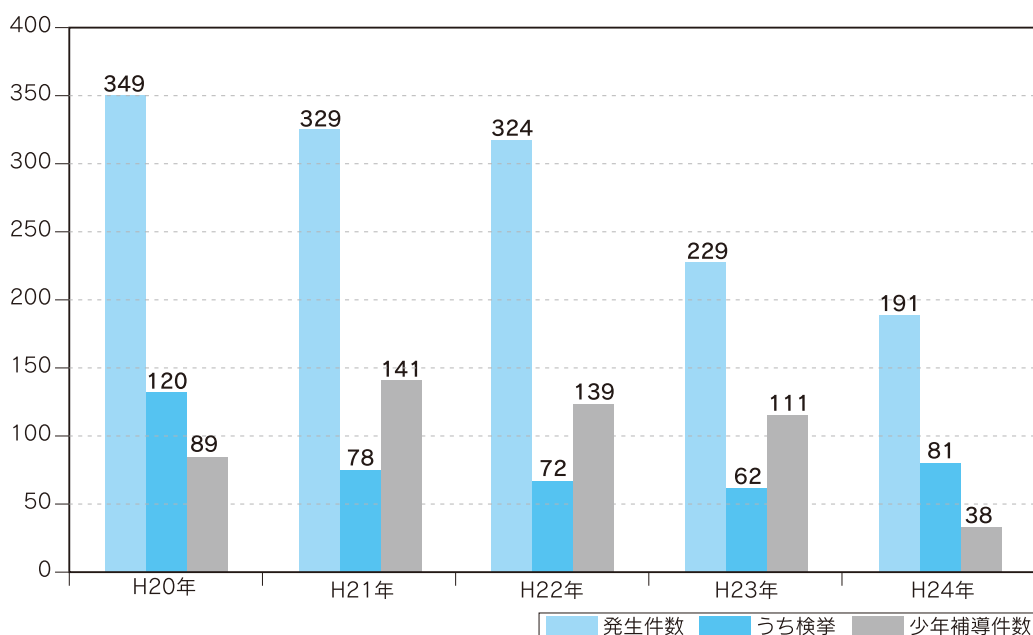
町民の防犯意識の高揚を図るよう事業を実施します。不審者メールにより町民に対して情報提供を行なうとともに、警察署や防犯指導隊と連携して防犯活動を行います。

### 現状と課題

- 大河原町の自転車盗難件数は町内の犯罪件数に占める割合の中で非常に高く、そのため県内でも犯罪率としては上位に位置する結果となっています。警察署、町防犯協会及び防犯指導隊が連携して犯罪率を低下させる必要があります。
- 携帯電話等から発信される情報が少年非行や犯罪の被害者になる可能性が危惧されます。不審者による児童生徒等への危害防止対策も徹底する必要があります。
- このことから、警察署や防犯指導隊などと連携を図りながら、防犯意識の高揚と少年非行の防止に対する取組みが求められています。

### ●参考データ

#### 町内刑法犯発生等の推移



資料：大河原警察署「犯罪統計書」

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
① 関係団体等との連携と防犯活動の充実	<p>【防犯指導隊員事業】 防犯指導員による防犯広報を中心とした活動により、町民の防犯意識を高め、犯罪の減少を図ります。</p> <p>【防犯活動推進事業】 新入学児童に防犯ブザーを貸与し不審者からの危害防止を図ります。</p>

### 計画の目指す状態

- 防犯活動が充実し、犯罪発生件数が減少しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「防犯活動の取組み」に対する満足度(5点満点中)	3.5点	向上
2	犯罪発生件数(年間)	191件	減少



## 第1章第4項(1) 消防防災に関する基本計画

～消防防災体制の充実を図り、災害に強いまちをつくる～

### 基本方針

災害の未然防止と、災害時に迅速な対応ができるように防災体制の充実を図り、災害に強いまちをつくります。

### 施策の概要

#### ①常備消防活動の推進

常備消防に関する負担を行い、消防力と広域的な危機防災体制の強化を推進します。

#### ②非常備消防活動の推進

春秋の火災予防運動や各種イベントにおける啓発、更には消防後援会及び消防団協力事業所との連携を一層強化し、団員確保や小型ポンプ積載車等の維持管理に努め消防団活動の充実に努めます。

#### ③消防防災施設整備の充実

消防施設の維持・管理を継続し、災害に備えます。老朽化した無蓋防火水槽については、水利確保の観点からも消防署と協議し消火栓等への移行を検討します。

#### ④風水害対策の推進

必要資機材の充実を図り、近年全国的に頻発している集中豪雨や土砂災害を想定した訓練を実施します。

#### ⑤地域の災害対策の推進

地域防災計画を改訂し、職員初動マニュアル、避難所整備マニュアルを作成するとともに、防災ガイドマップを全戸配布し、防災体制を整備します。また、自主防災組織の育成強化に努め、未組織地区については早期結成に向けての支援を行い、地域防災力の向上を図ります。さらに、企業、団体のほか、他自治体も含め災害時における応援協定にも取り組みます。

### 現状と課題

- 高規格救急自動車や消防無線のデジタル化に対応するための消防緊急通信指令システムが導入され、消防力の充実と広域的な危機防災体制が強化されました。
- 火災発生件数は、防火の啓発や普及により毎年10件以下となっています。消防団員数については、消防後援会及び消防団協力事業所との連携により現在は高い充足率を保持していますが、今後は、団塊の世代等の大量退団が見込まれ、地域の安全を確保するうえで大変憂慮される事態となっています。
- 消防車両及び水利については、消防法及び消防力の整備指針に基づく基準を充たしています。ただし、老朽化した無蓋防火水槽については、安全性も考慮し消火栓等に移行することも視野に入れ検討する必要があります。
- 近年、大雨による災害は、台風の通過等により年2～3回程度発生し、必要資機材として土のう袋、ビニールシート、木杭等が活用されています。訓練については、自主防災組織の活動として、地震災害だけでなく、風水害を想定した訓練も行うことが必要となっています。
- 東日本大震災後に各行政区にデジタル防災行政無線を配置し、防災訓練では、各自主防災組織参加のもと、情報伝達訓練を行いました。自主防災組織については新たに7行政区で結成されました。また、災害時要援護者台帳の更新により自主防災組織の計画づくりや活動に役立っています。
- 今後の課題としては、改訂された地域防災計画や各マニュアルに基づいた体制整備と自主防災組織の育成強化に努めることが必要です。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①常備消防活動の推進	【仙南地域広域行政事務組合負担金事業】 常備消防に関する費用負担を行ない、消防力と広域的な危機防災体制の強化を推進します。
②非常備消防活動の推進	【消防団運営事業】 春秋の火災予防運動や各種イベントにおける啓発、消防後援会や消防団協力事業所との連携を一層強化し、団員確保や消防積載車等の維持管理に努め消防団活動の充実に努めます。
③消防防災施設整備の充実	【消防施設維持管理事業】 消防施設の維持・管理を継続し災害に備えます。
④風水害対策の推進	【水防対策事業】 必要な資機材の購入や集中豪雨や土砂災害を想定した訓練を実施していきます。
⑤地域の災害対策の推進	【地域防災計画策定事業】 東日本大震災の対応等を踏まえ、県の計画との整合性を図りながら地域防災計画の改訂を行い、職員初動マニュアル・避難所運営マニュアル・防災ガイドブックを作成します。また、大河原町世代交流いきいきプラザ、金ヶ瀬中学校新体育館を防災拠点として新たに活用します。 【応援協定締結事業】 いろいろな企業や団体のほかに、他自治体も含め、応援協定の締結に取り組みます。 【地震等防災訓練事業】 大規模災害に備えた防災訓練の実施や防災リーダー講習会等を通して、防災意識の向上並びに災害時の対応を訓練します。 【自主防災組織支援事業】 各地域において自主防災組織の設置を目指し、災害時の被害拡大を防ぎます。

### 計画の目指す状態

- 消防力が充実し、災害の未然防止と災害時の迅速な対応ができる組織が作られています。
- 消防車両及び水利が消防法及び消防力の整備指針に基づく基準を充たしています。
- 風水害についても自主防災組織が対応できています。
- 地域防災計画に基づき、自主防災組織の強化など地域防災力が向上しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「消防・救急、消防団の活動や防災施設整備」に対する満足度(5点満点中)	3.6点	向上
2	火災の発生件数	6件	減少
3	消防団団員数	287人	300人
4	自主防災組織結成数	38地区	増加

## 第1章第4項(2) 地震対策に関する基本計画

～地震対策を充実させて、災害に強いまちをつくる～

### 基本方針

地震対策を充実させて、災害に強いまちをつくります。

### 施策の概要

#### ①建築物の地震に対する安全性の確保及び向上

耐震性が不足すると思われる住宅を訪問するとともに、耐震診断の希望者を広報・インターネットにより募集します。住宅の耐震化について啓発活動をさらに行います。

#### ②地震時における学童及び通行人の安全確保

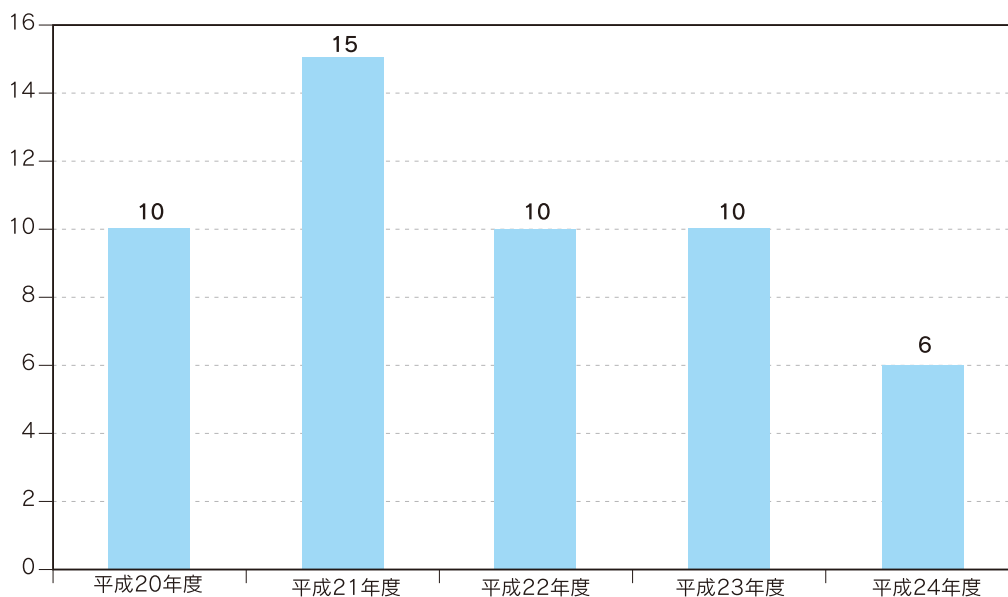
通学路に面したブロック塀等の倒壊による事故を防止するため、個別訪問を行ない危険なブロック塀等の撤去を依頼し、さらに除去費用の一部を助成するなどの対策を実施します。

### 現状と課題

- 震災の教訓をもとに地域防災計画見直しの早期完了及び自主防災組織の活動内容が充実するよう育成強化に努める必要があります。
- 木造住宅の耐震化についての必要性は理解されているものの、東日本大震災の影響を受け耐震診断・耐震化工事についての問合せが減少しています。
- 戸別訪問の実施により危険なブロック塀の除却について所有者に依頼を行ってきましたが、危険なブロック塀等の除却の必要性については理解されているものの、進捗が遅れている状況であり今後は助成内容についての検討が必要です。

### ●参考データ

#### 木造住宅耐震診断助成事業実施件数



資料：大河原町主要施策の成果説明書

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①建築物の地震に対する安全性の確保及び向上	<p>【木造住宅耐震診断助成事業】 昭和56年以前に建築した木造住宅の耐震診断の希望者に対し耐震診断士を派遣し、一般診断及び改修計画書の作成を行います。</p> <p>【避難弱者木造住宅耐震改修工事助成事業】 避難弱者が居住する木造住宅で、耐震診断結果に基づき改修工事を行う際の工事費の一部を助成します。</p> <p>【特定地域木造住宅耐震改修工事助成事業】 地震時の避難路や緊急車両進入路となる道路沿いで、その道路から建物までの距離が近い場合となる特定地域に存する木造住宅で、耐震診断結果に基づき改修工事を行う際の工事費の一部を助成します。</p>
②地震時における学童及び通行人の安全確保	<p>【スクールゾーン内危険ブロック塀等除去事業】 スクールゾーン内の通学路に面した危険なブロック塀等を除去する者に対して除去費用の一部を助成します。</p>

### 計画の目指す状態

- 建物の地震に対する安全性が向上しているとともに、危険なブロック塀等が除去され安全が確保されています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	耐震化不十分と推計される木造住宅の耐震診断実施戸数(累計)	99戸	117戸
2	避難弱者のいる木造住宅の耐震化改修戸数(累計)	10戸	13戸
3	特定地域に存する木造住宅の耐震化改修戸数(累計)	2戸	4戸
4	スクールゾーン内の通学路に面した危険ブロック塀等除却箇所(除却未実施箇所数)	5箇所	減少



## 第1章第5項(1) 情報共有に関する基本計画

～分かりやすい「広報」と適正な情報公開により住民との情報共有を図る～

### 基本方針

住民サービスを向上させるため、さまざまな情報伝達手段を用いて積極的な情報提供やサービス内容の充実等、情報送り手側の意識の醸成を図ります。

### 施策の概要

#### ① ICT技術を活用した地域情報化の推進

ホームページに掲載する内容の充実や電子申請で申請できる手続数やメール配信サービスのメニューの充実を図り、町の情報を手軽に受取ることができる環境づくりを行います。

#### ② 広報・広聴の推進

住民の求める情報提供に努めるとともに、さらなる情報交流の活性化を図ります。

#### ③ 適正な情報公開と公文書管理の推進

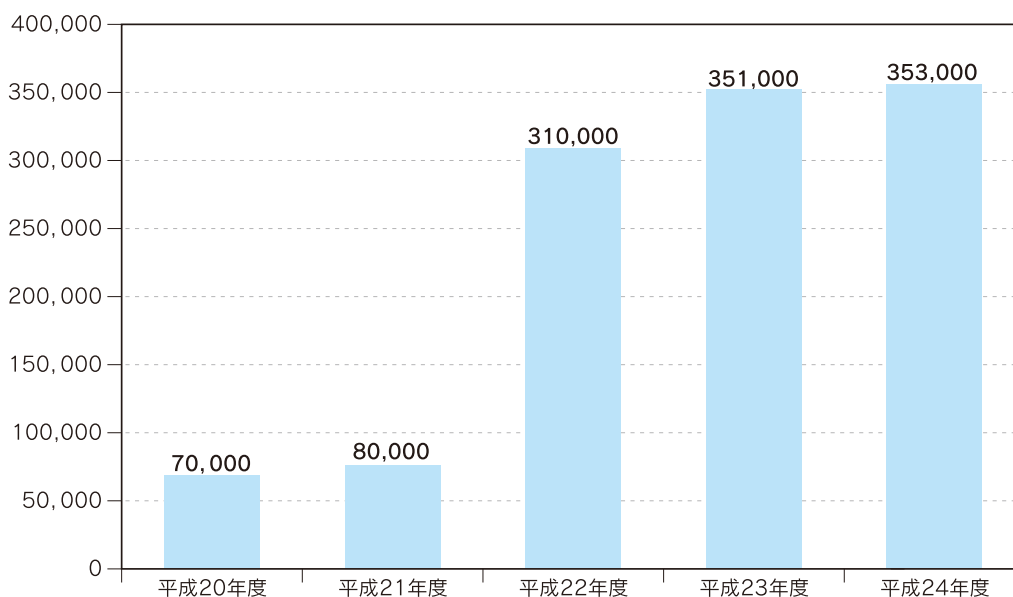
情報公開制度の趣旨に基づく適正な運用を図ります。文書管理事業をその手段の1つと位置付け、情報公開及び事務執行のより一層の効率化を図ります。さらなる制度の周知に努めます。

### 現状と課題

- 住民主体の出前情報交換会や電子メールによる町政への要望・提言が一般化してきています。双方向型の情報交流が浸透しつつあると思われます。
- 情報公開請求に対して、制度の趣旨に基づき迅速な対応を行っています。情報公開制度に対応できるよう、文書管理システム等により収受・起案等、文書の適正管理を行っていますが、制度の認知度が低いのか、近年申請数が減少しています。

### ●参考データ

#### 町ホームページへのアクセス件数(約)



資料：大河原町主要施策の成果説明書

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
① ICT技術を活用した地域情報化の推進	<p>【公式サイト管理事業】 町の公式ホームページの掲載内容を充実させ、行政情報の発信・公開を行います。</p> <p>【電子メール配信サービス事業】 災害や不審者などの主に緊急時の情報を登録者のパソコンや携帯電話に電子メールを送ることにより、サービスの向上と情報伝達のスピードアップを図ります。</p>
② 広報・広聴の推進	<p>【「広報おおがわら」発行事業】 町の情報を町民に広く伝達するため広報紙を発行します。</p> <p>【情報共有活動事業(出前情報交換会等)】 住民との情報共有を図るため住民主体の「出前情報交換会」「住民懇談会」などを開催します。</p>
③ 適正な情報公開と公文書管理の推進	<p>【情報公開審査会事業】 情報公開制度の趣旨に基づく適正な運用を図ります。</p>

### 計画の目指す状態

- 町民がいつでも町から情報を得ることができる環境が整っており、住民との情報共有が促進されています。
- 文書が適正に管理され、個人情報保護も適正に行われています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	町ホームページの年間アクセス件数	353,000件	400,000件
2	「分かりやすい情報公開の推進と情報共有」に対する満足度(5点満点中)	3.7点	向上

## 第1章第5項(2) 住民参加・自治に関する基本計画

～住民参加による自律したまちをつくる～

### 基本方針

町政への住民参加促進のためのガイドラインを定め、各種の基本的な計画の策定段階などにおいて、住民参加の機会の拡充を図ります。

### 施策の概要

#### ①住民参加の機会拡充と自治に対する権利の確立

住民参加促進のためのガイドラインを定め、各種の基本的な計画の策定段階において、住民参加の機会を増やします。

#### ②住民活動の育成と支援、民間活力導入の推進

町の活性化に結びつく自主的な住民活動を支援するとともに、指定管理制度の継続により、民間活力導入の推進を図ります。

### 現状と課題

- 各種計画等の策定段階において、住民の意見を求めるパブリックコメントを実施し、住民の意見を計画等に反映させています。
- 町政への住民参加については、十分とは言えない状況であり、町政全般に住民参加を浸透させるためには、庁内で統一した方針を定める必要があります。
- 自主的な住民活動の支援については、「元気なまちづくり活動支援補助金」制度により支援を行ってききましたが、支援を受けないと事業を継続することができない団体が多いなどの課題があります。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①住民参加の機会拡充と自治に対する権利の確立	<p>【住民参加推進制度化事業】 町政への住民参加促進のためのガイドラインを定め各種事業の計画策定段階において、住民参加の機会を増やします。</p> <p>【住民自治基本条例研究制定事業】 住民公募による検討委員会を設置し、町の憲法ともいえる「住民自治基本条例」の制定に向け、可能性や方向性、条例の内容などを研究します。</p>
②住民活動の育成と支援、民間活力導入の推進	<p>【住民活動支援事業】 住民団体の自主的な活動を広く支援することにより、住民参加によるまちづくりを推進します。</p> <p>【民間活力等の導入推進事業】 指定管理者制度の導入における事業者選定や評価などの全庁的な調整を行ないます。また、PFIなどの民間活力の導入について可能性を調査します。</p>

### 計画の目指す状態

- ・住民参加促進のためのガイドラインが策定され、住民参加が促進されています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「まちづくりへの住民参加の推進」に対する満足度(5点満点中)	3.0点	向上



## 第1章第6項 時代潮流に関する基本計画

～時代の潮流に配慮した政策形成を図る～

### 基本方針

広域連携、国際交流、男女共同参画社会などについては、時代や社会情勢の変化に応じた政策展開を図ります。

### 施策の概要

#### ①広域連携の推進

仙南地域の連携事業等の推進とともに、広域的な取り組みが必要な事業について、広域（地域間）連携等にも積極的に参加します。

#### ②国際交流、地域間交流事業等の推進

小中学校での国際理解教育に対し助成し、国際感覚を養う教育を支援します。また、地域における国際交流については、住民ニーズを見極めながら取り組みます。

#### ③男女がともに助けあう地域社会づくりの推進

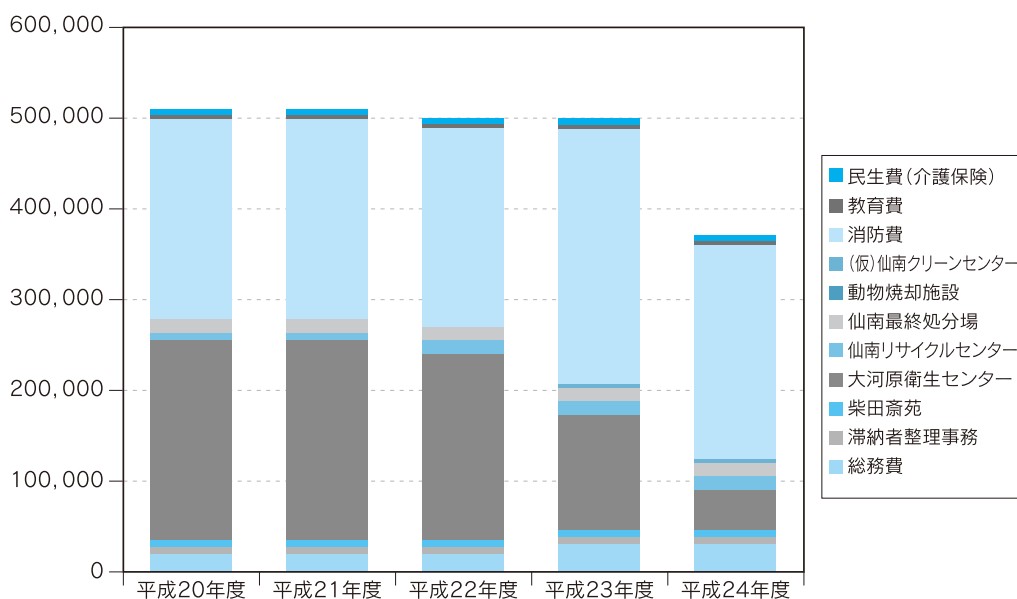
男女平等の社会形成を目指す啓発事業を実施します。

### 現状と課題

- 広域連携については、消防、ごみ処理、芸術文化会館の運営、みやぎ県南中核病院など多くの公共政策において、周辺市町と連携しています。
- 今後も更なる広域連携の推進により、事務の簡素化や経費の削減など行政運営の効率化が期待されています。
- 国際交流については、小中学校へ国際教育の講座開催の案内を行い、その講師派遣費用を支援していますが、事業の実施は国際理解教育を重視する学校に限られる傾向があります。
- 男女共同参画については、子育てやひとり親家庭支援等の分野において、広域事業の案内などを実施しています。

### ●参考データ

#### 仙南地域広域行政事務組合負担金の推移



資料：大河原町決算書

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①広域連携の推進	【仙南地域広域行政事務組合負担金事業】 仙南地域広域行政事務組合への事務運営費(総務費)を負担します。
②国際交流、地域間交流事業等の推進	【共に生きる地球仲間づくり事業】 小学校等における国際理解教育講座を開催し外国文化や外国語に親しめる環境づくりを行います。
③男女がともに助けあう地域社会づくりの推進	【男女共同参画社会啓発事業】 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会形成を目指した啓発事業を行います。

### 計画の目指す状態

- 様々な行政事務の広域連携により住民サービスの向上や行政効率の向上が図られています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「広域行政の推進」に対する満足度(5点満点中)	3.3点	向上







## Ⅱ 後期基本計画 4. 分野別計画

---

### 第2章 健康福祉

## 第2章第1項(1) 保健体制 (2) 健康づくり に関する基本計画

～地域ぐるみの健康づくり運動を推進し、町民の健康寿命を延伸する～

### 基本方針

健康増進計画に基づき、健康寿命の延伸を図るため、これまで以上に疾病予防、健康保持増進を重視して町民一丸となった健康づくりの取組みを充実させます。

### 施策の概要

#### 《保健体制》

##### ①保健体制の充実と保健サービスの推進

第2次健康増進計画に基づき、健康づくり推進協議会等によりサービスを提供する仕組みを整え、保健協力員等と連携して住民参加による健康づくりを推進します。また、健康づくり事業の拠点として保健センターの適切な管理運営に努めます。

##### ②献血と献血思想の普及の推進

協力者数が維持できるように献血実施の周知や、若年層への献血思想の普及等によりあらたな献血者の発掘を図ります。

#### 《健康づくり》

##### ①青年期からの疾病予防・健康保持増進

町民自らが疾病の予防・早期発見、健康づくりのための行動ができるように、各種健康診査や地区組織活動を充実させます。

##### ②子どもが心身ともに健やかに育つための多面的な育児支援

育児に関する適切な情報の提供や支援等、妊婦や家族に対する施策を講じ、健全な生活習慣の確立や健やかに子どもを産み育てることができるための支援を行います。

##### ③精神障害についての啓発活動の推進

心の健康に関する啓発活動を推進し、気軽に相談ができる体制作りを進めます。

##### ④感染症予防の充実

各種予防接種を対象年齢内に完了させ感染症を予防し、結核検診等により結核発生の予防と早期発見を図ります。

## 現状と課題

- 高齢化が進行しているため、健康寿命（寝たきりなどにならずに健康な状態で生きがいを持って長生きすること）の延伸を図る必要があります。
- 保健協力員等と地区と連携した健康教室事業を実施しています。
- 東日本大震災の影響で沿岸部における献血活動の減少があったことから、宮城県内での血液確保のため移動献血バスの来町回数が増加したこともあり、献血協力者の実績は増加しています。しかしながら、県内においては常時血液が不足している状況が続いています。
- 健（検）診の受診しやすい体制として、土・日や夜間の健診を実施しています。また、精密検査該当者に対して、医療機関受診状況確認や受診勧奨を行い、病気の早期発見・早期治療に努めています。
- 成人歯科相談、糖尿病相談、生活習慣病予防教室、食生活改善普及事業、骨粗鬆症予防事業、運動普及事業、地区健康教室等を継続実施しています。
- 乳幼児健診未受診者へは、通知文の送付や訪問などにより受診勧奨し、受診率を高めるようにしています。経過観察の必要な乳幼児及びその家族が増加しており、保健師等が集団健診や相談場面で、確実に経過を知るための体制を整備する必要があります。
- 不妊に悩む夫婦に対して、治療費の助成を始めており、今後、申請件数の増加が見込まれます。
- 心の健康についての相談しやすい体制を整えたことで、相談者が増加し職員1人が担当する件数が増加しています。これに伴い処遇困難な事例が増加し、訪問件数が増加しています。また、相談を受ける人材育成のための研修会を開催しています。
- 定期的予防接種の接種率向上のため、あらゆる機会に接種勧奨を実施しています。新型インフルエンザ等ワクチン接種は、郡内4町と医師会の連携により混乱なく事業が実施できています。接種勧奨を行ったことにより、麻しん風しん1・2期は接種率95%を達成しています。3・4期も上昇しました。



## 施策の展開 <<保健体制>>

施策の名称	主な取り組み
①保健体制の充実と 保健サービスの推進	【地区組織育成事業】 町民への健康づくりの啓発と各地区での健康づくりのための事業を推進するため、保健協力員を委嘱し、地域での健康づくりを推進します。
②献血と献血思想の普及の 推進	【献血推進事業】 血液製剤・輸血用血液を確保するため、町内事業所・イベント等での移動献血バスによる献血を実施します。

## 施策の展開 <<健康づくり>>

施策の名称	主な取り組み
①青年期からの疾病予防・ 健康保持増進	【各種健康診査・がん検診事業】 各種健康診査・がん検診を実施することにより、生活習慣病をはじめ疾病を早期発見し、健康管理に必要な知識の普及並びに受診の勧奨を行い、青年期からの健康管理についての意識と自覚の高揚を図ります。 【健康相談・教育事業】 生活習慣病・要介護状態の予防や健康管理に関する正しい知識の普及を図り、自己管理能力の意識と自覚を高め、青年期からの健康保持・増進を図ります。
②子どもの心身が健やかに 育つための多面的な 育児支援	【妊婦・乳児健診事業】 妊婦が安心して出産でき、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに育つように健康診査を行い、疾病・異常の早期発見に努めます。また、不妊治療費や未熟児養育医療費の助成を行います。 【訪問指導事業】 次世代を担う子どもが健やかに育つように、保健師等が家庭訪問により生活環境を確認し、現状を保護者や家族と共有しながら支援します。
③精神障がいについての 啓発活動の推進	【相談・訪問事業】 在宅の精神障がい者に対し、保健師等による家庭訪問等を実施し、社会復帰及び社会参加の促進を図ります。
④感染症予防の充実	【予防接種事業】 安定的な予防接種の機会を確保し、一定の接種率を保持することにより免疫の水準を維持し、感染症の流行を抑制します。

### 計画の目指す状態

- 第2次健康増進計画に基づいた事業が展開されています。
- 献血思想の普及等により、献血協力者数が維持されています。
- 健康づくりの推進に関する満足度が向上しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「健康づくりの推進」に対する満足度(5点満点中)	3.8点	4.0点
2	健康教室開催行政区数 (保健協力員3年任期中の教室開催行政区数)	23行政区	43行政区
3	献血の年間協力者数	763人	780人
4	生後4ヶ月までの保健師等の家庭訪問率	97.5%	98.0%
5	予防接種法による定期の予防接種 (麻しん風しん混合1・2期)の完了率	1期 96.4% 2期 97.5%	95%以上



## 第2章第2項 医療に関する基本計画

～医療体制を充実させ、安心して暮らせるまちづくりを図る～

### 基本方針

住民が身近な地域で安心して暮らせるよう、県、関係市町、医療関係団体等と密接な連携を図りながら、みやぎ県南中核病院の開設者として管理運営への参画及び平日夜間初期救急外来診療施設開設などにより体制整備に努めます。

### 施策の概要

#### ①医療、診療体制の充実

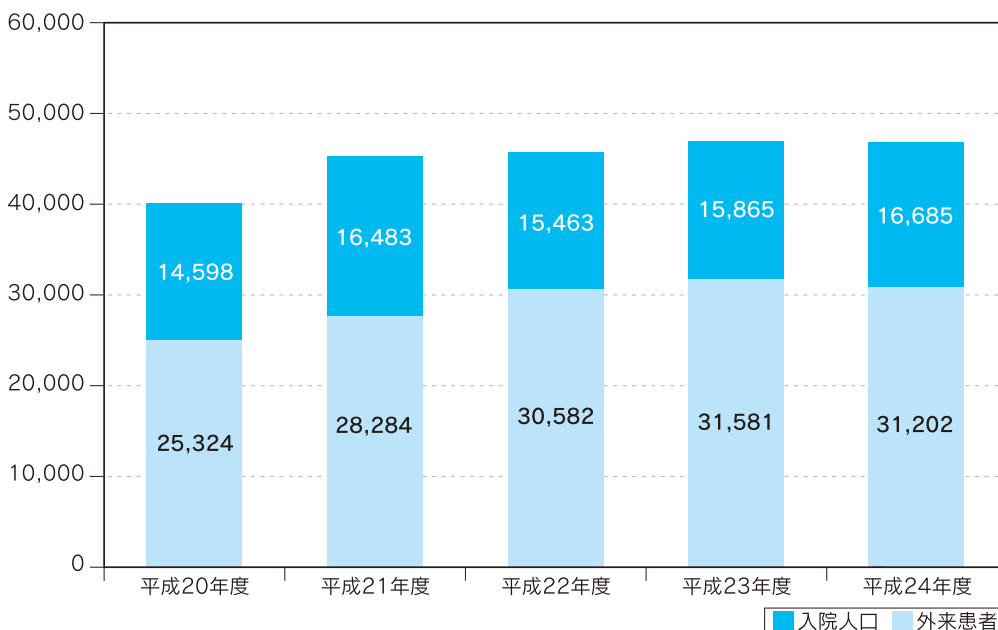
急性期から回復期、慢性期に至るまで切れ目のない医療を提供し、住民が身近な地域で安心して医療を受けられる体制とするため、一次医療の充実と二次医療機関の運営、及び救急医療体制の整備に努めます。また、みやぎ県南中核病院に設置した地域救命救急センターの円滑な運営により、三次救急機能の充実を図ります。

### 現状と課題

- みやぎ県南中核病院に救急救命センターの設置が実現したため、三次救急機能が充実しました。
- 高齢化や疾病構造が変化し、住み慣れた地域において良質かつ適切な医療を受けたいという住民の意識が高まっています。
- 一次医療においては、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち、二次、三次医療については、みやぎ県南中核病院を核として、医療と保健福祉の連携を図り、患者が安心して、医療を受けることができるサービス内容の充実が求められています。
- みやぎ県南中核病院の機能が充実する反面、自由に受診できないという意見もあることから、今後の病院機能の分担について住民の理解を得ることが必要です。

### ●参考データ

#### みやぎ県南中核病院患者数の推移（大河原町分）



資料：大河原町主要施策の成果説明書

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①医療、診療体制の充実	<p>【みやぎ県南中核病院負担金事業】 町民が安心して医療を受けられる病院の管理運営に要する経費を負担します。</p> <p>【(仮称)仙南夜間急患センター事業】 (仮称)仙南夜間急患センターを整備し、仙南医療圏の初期救急医療を担う事業を展開します。</p>

### 計画の目指す状態

- 地域で安心して医療が受けられる体制が整っています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「医療体制の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.3点	向上





## 第2章第3項(1) 子ども等の医療費等の助成に関する基本計画

～子ども等の医療費を助成し健やかな子どもの育成を図る～

### 基本方針

子育て世代の医療費に係る経済的負担の軽減と適切な医療機会の確保を図ります。

### 施策の概要

#### ① 子ども等の医療費等助成事業の推進

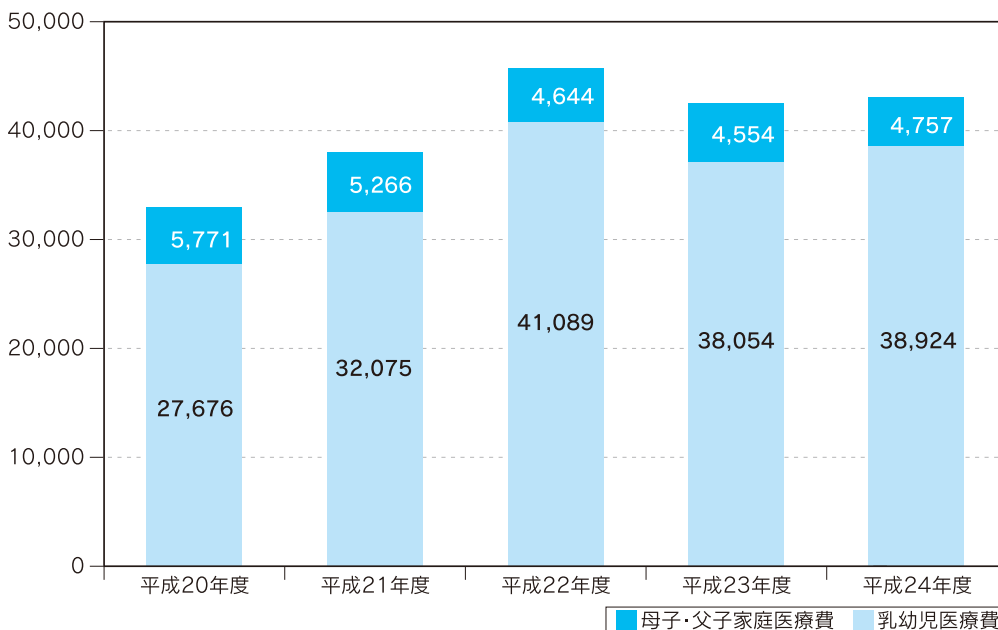
子ども医療費の助成や母子・父子家庭医療費の助成をおこない、医療機会の確保と子育てに伴う経済的負担の軽減を図り子どもの健全育成を目指します。

### 現状と課題

- 子ども医療費助成の支給対象年齢については、平成25年4月から「0歳～未就学児まで」から「0歳～小学校6年生まで」と拡大しました。
- 母子・父子家庭の子育てに伴う経済的負担が大きく、医療を必要とする子どもに適切な医療機会の確保が求められています。

### ●参考データ

乳幼児医療費助成金等の推移（千円）



資料：大河原町決算書

注1) 平成20年度での通院の乳幼児医療費助成は4歳児の年度末まで。平成21年度からは小学校就学前まで拡大。

注2) 平成25年度からは、乳幼児医療費助成を子ども医療費助成と改称し、小学校卒業まで拡大。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①子ども医療費等助成事業の推進	<p>【子ども医療費助成事業】 医療費助成対象年齢を中学校3年生まで拡大することにより、医療機会を確保するとともに子育て家庭における経済的負担を軽減します。</p> <p>【母子・父子家庭医療費助成】 母子・父子家庭の医療費を助成することにより、その家庭の医療機会を確保することにより経済的負担を軽減します。</p>

### 計画の目指す状態

- 子どもの医療費及び母子父子家庭の経済的負担が軽減しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「子どもの医療支援の充実」に対する満足度 (5点満点中)	3.5点	向上



## 第2章第3項(2) 児童福祉(基盤整備)に関する基本計画

～次代の社会を担う児童の健全育成を図る～

### 基本方針

乳児家庭全戸訪問を継続実施するとともに、食育推進計画等に基づき母親が安心して子育てができ健全な親子関係が構築できる環境整備を図ります。

また、子ども医療費の助成や児童手当等の支給を通じ子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、健やかな子どもの育成に努めます。

「子ども・子育て支援新制度」が施行されることにより、「大河原町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援事業を推進します。

### 施策の概要

#### ① 児童養育家庭の生活安定支援

児童手当法を順守し、適正な事務処理を実施します。

#### ② 児童健全育成及び子育て支援

要保護児童対策地域協議会運営の中核になって、関係機関との役割分担や連携・調整を図ります。

また、住民や有識者等を委員として設置した「大河原町子ども・子育て会議」により、町全体で幼児教育・保育や、地域の子ども・子育て支援事業の検討、実施を総合的に推進します。

#### ③ 関連各種団体の円滑な活動支援

関係機関からの情報等を配信し、各種団体の活動につながるよう支援することにより、母子寡婦家庭の自立支援を図ります。

#### ④ 子育て支援施設の維持・管理

大河原町世代交流いきいきプラザが効率よく運営されるための維持管理を行います。

### 現状と課題

- 大河原町の出生率は高く、また、母子・父子のひとり親家庭が多くなっています。
- 妊娠、出産、子育てなどの場面で、安心して子供を産み育てる環境づくりが求められています。
- 児童虐待等については、家庭児童支援会議を新たに設置し、関係機関の情報の共有をすることにより、早期発見・早期対応に努めています。
- 保育所の待機児童については、平成23年度末で不動保育所を廃止し、第一光の子保育園の定員を90名から200名に増員することにより解消に努めています。
- 大河原町では、複数の子育てサークルが活動しており、子育てに関する情報交換を活性化させ子育て中の親のネットワークを構築する必要があります。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①児童養育家庭の生活安定支援	【児童手当支給事業】 児童家庭の生活安定として、子育てに係る費用の一部を支給します。
②児童健全育成及び子育て支援	【児童虐待防止事業】 虐待相談や虐待防止全般の事業を推進します。 【子ども・子育て支援事業】 子ども・子育て支援に関する各種事業を推進します。
③関連各種団体の円滑な活動支援	【母子寡婦福祉会補助事業】 母子寡婦福祉会を通じた事業援助を行います。
④子育て支援施設の維持・管理	【大河原町世代交流いきいきプラザ維持管理事業】 施設が効率よく運営されるための維持・管理を行います。

### 計画の目指す状態

- 安心して子育てができる環境が作られ、子どもが健やかに成長できる環境が整えられています。
- 母子寡婦家庭の自立支援が充実しています。
- 大河原町世代交流いきいきプラザで児童クラブや子育て支援事業が行われています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「子育て支援の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.3点	向上

## 第2章第3項 (3) 民間保育所等の支援 (4) 私立幼稚園等の支援 に関する基本計画

～民間保育所等の運営支援により保育ニーズへの対応を図る～

### 基本方針

待機児童の解消を図るとともに、多様な保育需要に応えるため質の高い保育環境を整備します。  
民間保育所等との協働により保育施設及び保育サービスの充実を図るとともに、運営の支援を行います。  
また、雇用形態の多様化に対応するため、通常保育、延長保育等の充実に努めます。

### 施策の概要

#### ≪民間保育所≫

##### ①民間保育所等の環境充実

待機児童解消に向けて、民間保育所等への事業委託を推進します。

##### ②多様なニーズに対応した民間保育事業への助成

民間保育所等における保育サービスの充実を図るため、支援を行います。

##### ③適正な保育運営(全般)の推進

適正に保育の運営管理を行います。

#### ≪私立幼稚園≫

##### ①幼児教育の充実のための支援の推進

私立幼稚園に入園している児童の保護者の経済的負担軽減を図るとともに、町内幼稚園の運営費補助により幼児教育の環境づくりを推進します。

### 現状と課題

- 子育て環境や社会構造の変化等により、子育て中の母親の就労希望が年々増加しているため、保育所に対するニーズも高まっています。
- 平成24年度に民間認可保育所の定員を増員しましたが、待機児童の解消までは至っていない状態です。
- 保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図るため、民間保育所等に支援を行っています。
- 町内幼稚園に対し運営費を補助するなど運営の支援を行っています。

## 施策の展開 <民間保育所>

施策の名称	主な取り組み
①民間保育所の環境充実	【民間保育所運営委託事業】 保育事業が円滑に行えるよう、民間保育所に運営の委託を行います。
②多様なニーズに対応した民間保育事業への助成	【延長保育促進事業】 保護者のニーズに合わせた延長保育を実施するための運営費、人件費等の補助を行います。 【民間保育所運営事業(一時預かり、障がい児保育等)】 保護者の就労に関わらず保護者の緊急時等に対応するための一時預かり事業及び民間保育所における軽度障がい児入所に対する事業運営費、人件費等の補助を行います。
③適正な保育運営の推進	【保育所運営一般事業】 保育所運営全般に関する事業の適切な事務を行います。また、各保育所と連携をとり、法令の範囲において定員の弾力的運用を行い待機児童の解消に努めます。

## 施策の展開 <民間保育所>

施策の名称	主な取り組み
①幼児教育の充実のための支援の推進	【幼稚園就園奨励補助】 私立幼稚園に入園している児童の保護者の負担軽減を図ります。 【幼稚園運営費補助】 私立幼稚園へ運営費の補助を行います。

### 計画の目指す状態

- 適正な保育運営が行われて、待機児童が解消されています。
- 私立幼稚園入園児童の保護者の経済的負担が軽減されています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「保育サービスの充実」に対する満足度(5点満点中)	3.3点	向上

## 第2章第4項(1) 桜保育所に関する基本計画

～健やかな幼児の成長と住民の子育て支援を重視した施設運営を図る～

### 基本方針

待機児童の解消を図るとともに、公立保育所としての保育事業を実施し、就学前の児童に質の高い保育環境を整備します。

### 施策の概要

#### ①安全を重視した施設の維持管理の推進

より安心・安全な施設運営のために、点検の強化と補修・修繕の対応、更には、改築（新築）の計画を進めます。また、安全対策への職員の共通理解や体制作りを徹底します。

#### ②多様なニーズに対応した保育事業の展開

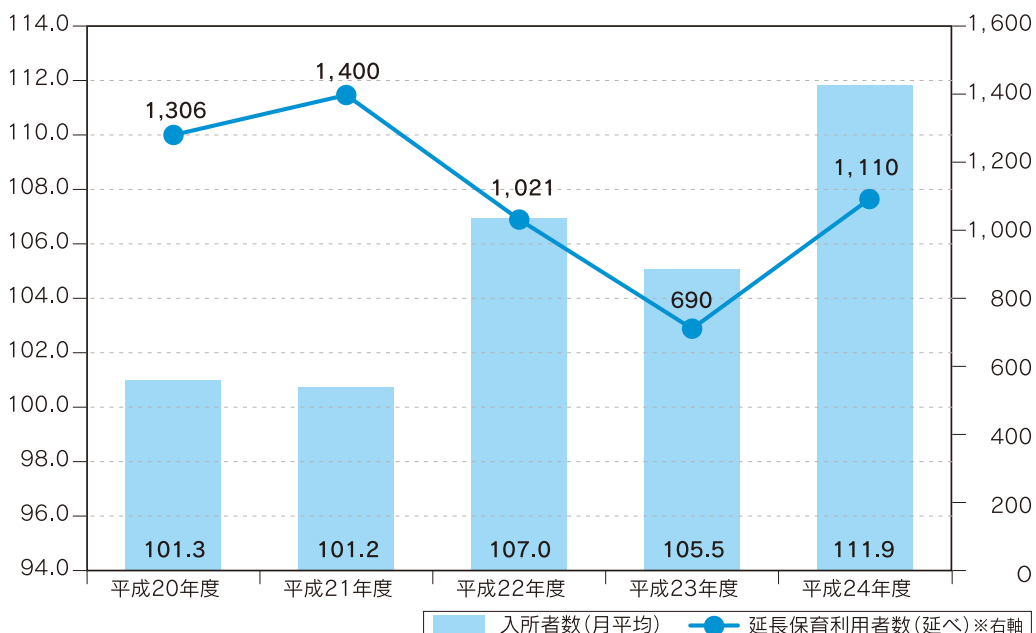
社会環境や家庭環境、保護者のニーズの多様化に対応しながら、子育て支援の充実を図り、保護者や関係機関との連携を強化し計画的に保育事業を実践します。

### 現状と課題

- 家庭環境や雇用形態の変化に伴い、保育サービスの需要は増加するとともに、多様化してきました。
- 桜保育所は建築から39年が経過しており、老朽化が著しい状況にあるため、安全・安心な施設運営のためにも、施設の建て替えが必要になっています。
- 平成24年度から公立保育所が1か所になり、特に障がい児保育のニーズが高まる中、健常児との統合保育の充実を図りました。また、保育の一環としての食育が定着してきました。
- 更なる子育て支援の推進のために、保護者との共通理解と保育の質を高めることが課題となっています。

### ●参考データ

#### 桜保育所の入所者数の推移



資料：大河原町主要施策の成果説明書



## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①安全を重視した施設の維持管理の推進	【施設安全管理事業】 施設や遊具等の適切な維持・管理に努めるとともに、警備委託や防犯ビデオカメラ等により、児童などの安全を確保し、子ども達が安全に生活する環境を整えます。
②多様なニーズに対応した保育事業の展開	【一般保育事業】 保育を必要とする子どもに対し、保護者のニーズに対応した保育を提供します。 【延長保育事業】 安心して過ごせる延長保育の環境づくりを行います。

### 計画の目指す状態

- 施設が安全に運営され、多様なニーズに対応した保育が展開されています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「保育所サービスの充実」に関する満足度(5点満点中)	3.3点	向上



## 第2章第4項 (2) 大河原児童センター (3) 上谷児童館 (4) 子育て支援センター に関する基本計画

～児童の健全育成と住民の子育て支援を重視した施設運営を図る～

### 基本方針

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、育児不安についての相談事業及び子育てサークル等への支援を実施するとともに、健全な遊びを通じその健康を増進しかつ情操豊かな子どもを育みます。

### 施策の概要

#### 《児童センター、上谷児童館》

- ①安全を重視した施設の維持管理と地域住民と協働による子育て支援の推進  
利用者が安全・安心に活動できる施設運営と子育て支援を充実します。
- ②留守家庭児童の健全育成事業の推進  
放課後、保護者が就労等で家庭にいない低学年の児童を対象にした健全育成事業を推進します。
- ③地域組織活動の推進  
児童健全育成を目的とし、児童館等を拠点として活動している母親クラブを支援します。

#### 《子育て支援センター》

- ①子育て支援センター事業の推進  
子育て支援センターを拠点として、多方面との連携をとりながら、子育て支援を充実します。

### 現状と課題

- 家庭や雇用形態の多様化に伴い、留守家庭児童保育や子育てに対する公的支援のニーズが高まっており、利用者、登録者は増加傾向にあります。
- (仮称)大河原町世代交流いきいきプラザにおいて、児童クラブと子育て支援センターが併設され、施設で展開される各種事業と共同で事業を実施することにより、世代間交流が期待されています。
- 児童センター、上谷児童館、子育て支援センターにおいて、「らんらんクラブ」や「七草クラブ」など児童健全育成を目的とした活動が展開されています。
- 上谷児童館は、施設の老朽化が進んでおり、衛生面など施設環境において課題があります。
- 金ヶ瀬児童クラブは待機児童が多かったことから、平成25年度に第2金ヶ瀬児童クラブを開設しました。
- 子育てに関する相談は、必要に応じて保健師等と連携し、子育て支援を実施しています。
- 子育て支援事業の活動内容は、利用者のニーズを適切に把握し、より参加しやすい事業を展開する必要があります。

### 施策の展開 <児童センター、上谷児童館>

施策の名称	主な取り組み
①安全を重視した施設の維持管理と地域住民と協働による子育て支援の推進	【児童館活動事業】 子育て支援、一般児童対象に遊びを提供し、交流活動、文化活動、自然体験活動を通し児童の健全育成を図ります。
②留守家庭児童の健全育成事業の推進	【一般保育事業】 留守家庭児童やその保護者のニーズに対応した保育を提供します。
③地域組織活動の推進	【地域組織活動への補助事業】 「らんらんクラブ」や「七草クラブ」が、地域の子どもたちの健全育成活動を展開できるように補助をし、育成に努めます。

### 施策の展開 <子育て支援センター>

施策の名称	主な取り組み
①子育て支援センター事業の推進	【子育て支援センター活動事業】 社会環境の変化による母親等の育児不安に対して、健やかな子育てができるよう子育て相談、子育てサークル活動の支援及びみらいのひろばの自由開放等を実施します。 【住民グループ等への子育て支援委託事業】 地域子育て支援団体と協働で子育て支援を行います。

#### 計画の目指す状態

- 質の高い保育環境が提供され、各子育てサークル活動が活発に行われています。
- さまざまなニーズに対する留守家庭児童保育が行われ、良好な留守家庭児童保育の環境が提供されています。
- 子育てに関する相談や支援が充実しています。

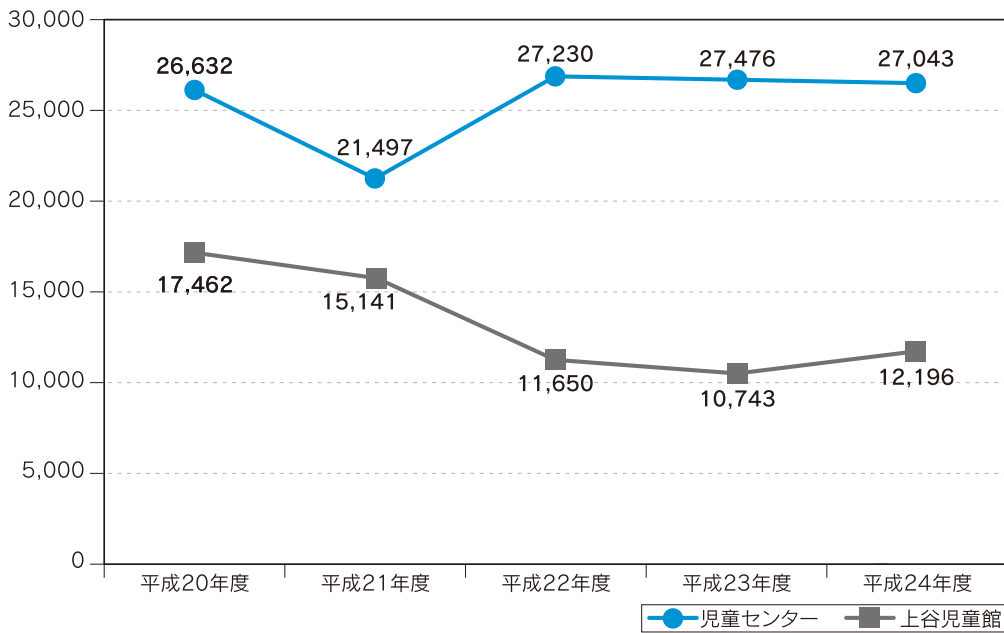
#### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「子育て支援の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.3点	向上
2	「保育サービス」に対する満足度(5点満点中)	3.3点	向上
3	児童クラブ等の待機児童数	13人	0人
4	子育て支援センターの利用人数	10,646人	13,000人

●参考データ

《児童センター、上谷児童館の利用者数》

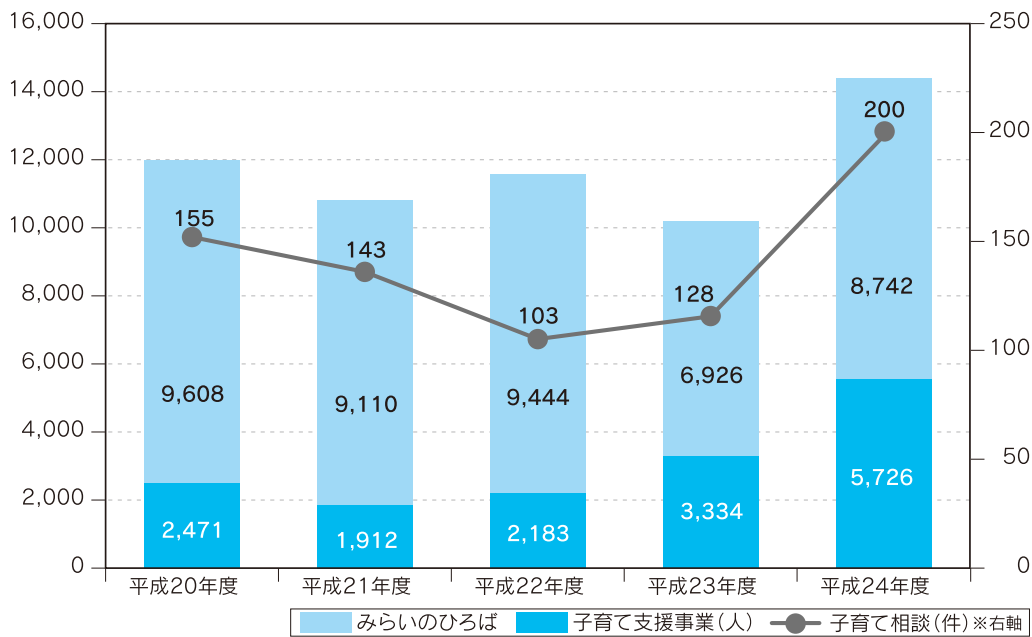
年間利用者数の推移



資料：大河原町主要施策の成果説明書

《子育て支援センターの利用者数》

子育て支援センター利用者数の推移



資料：大河原町主要施策の成果説明書



## 第2章第5項(1) 高齢者福祉に関する基本計画

～高齢者が元気で豊かに暮らせる福祉社会をつくる～

### 基本方針

高齢者が自らの能力を発揮しながら、生きがいを持って暮らせるよう多様な社会参加の機会を支援します。また、高齢者の状態に応じた在宅での福祉サービスを充実するほか、介護保険制度の円滑な運営を支援します。

### 施策の概要

#### ① 高齢者の保護と安定した生活支援の充実

日常生活を営むのに支障がある人を対象に、自立した生活が出来るような支援を推進します。

#### ② 高齢者の生きがいづくりの推進

高齢者の生きがいづくりを推進し、豊かな生活の創出に結びつけます。

#### ③ 高齢者の豊かな生活支援の充実

生きがい生活支援通所事業についてはより多くの人々が利用し、介護予防や生きがいづくりにつながるようさらに検討を加えていきます。また、老人ホームの設立について検討します。

#### ④ 介護保険制度の充実

新予防給付計画の作成や特別会計への繰り出し金を通じて、介護保険制度の円滑な運営を支援します。

### 現状と課題

- 日常生活を営むのに支障がある高齢者の保護と安定した生活支援として、養護老人ホーム入所審査会を開催し、引き続き入所措置を行っております。
- 単位老人クラブや老人クラブ連合会への補助を行い、高齢者の生きがいづくりを支援していますが、活動を休止している単位老人クラブが見受けられます。
- 高齢者の豊かな生活支援として、生きがい活動支援通所事業（ミニデイサービス）を実施していますが、参加人数が減少傾向にあったことから対象者要件の見直しを行いました。
- ひとり暮らしの高齢者等に、緊急通報システムを貸与しておりますが、利用者拡大のため、広報紙や出前講座さらに地区福祉委員等を通じて、普及啓発を図る必要があります。
- 新予防給付計画を作成し適正なケアマネジメントを行っています。今後の介護保険制度改正の内容により事業の見直しが必要となります。
- 孤独死防止の対策として、関係機関と協定を結び連携を図っています。



## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①高齢者の保護と安定した生活支援の充実	【養護老人保護措置事業】 日常生活に支障がある高齢者に自立した生活が送れるよう支援を行います。
②高齢者の生きがいづくりの推進	【老人クラブ育成事業】 単位老人クラブや老人クラブ連合会への補助を行い、介護予防や地域活動への参加を促進します。
③高齢者の豊かな生活支援の充実	【生きがい活動支援通所事業】 自宅に閉じこもりがちな高齢者に、健康維持と交流を進め自立した生活を送れるよう支援します。 【ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業】 ひとり暮らしの高齢者に機器を貸与し、病気などの緊急の際にボタンひとつで緊急連絡ができ、事故等への対応を行います。 【老人ホーム設立検討事業】 老人ホーム設立に関して、次期高齢者福祉計画を策定する中で検討します。
④介護保険制度の充実	【新予防給付計画作成事業】 要介護認定(要支援1・2)を受けたかたのケアプランを作成し、適正なケアマネジメントを行います。

### 計画の目指す状態

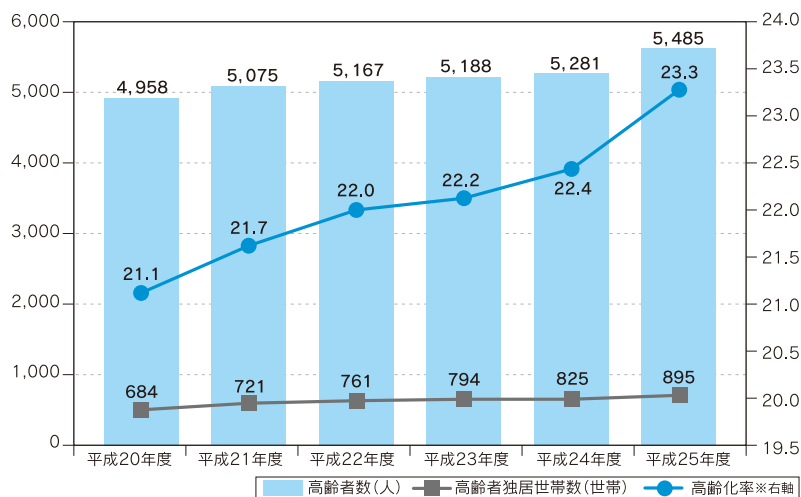
- 単位老人クラブや老人クラブ連合会の活動が活発に行われています。
- 高齢者の日常の生活の不安が軽減されています。
- 高齢者のニーズに即した円滑な事業運営が行われています。
- 介護保険事業が適正に運営されています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「高齢者福祉の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.3点	3.5点

### ●参考データ

#### 高齢者数、高齢化率等の推移



資料：大河原町主要施策の成果説明書



## 第2章第5項(2) 介護保険に関する基本計画

～高齢者が元気で豊かに暮らせる福祉社会をつくる～

### 基本方針

高齢者が心身の健康を保ちながら、生きがいをもって生活できるように介護予防事業を充実し、また、介護が必要になった場合には、高齢者が安心できるサービス提供体制の充実のために取り組みます。

### 施策の概要

#### 《地域支援事業》

##### ①介護者への支援の充実

介護に対する正しい理解や介護方法についての普及や介護用品の支給により、介護環境の充実を図ります。

##### ②高齢者の権利擁護や虐待防止の充実

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を持って安全で安心して暮らせるような支援を行います。

##### ③要介護にならないための事業推進

高齢者が自立した生活を送ることができ、地域で元気に暮らせるような支援を推進します。

#### 《介護保険制度運営、保険給付事業》

##### ①介護保険制度の円滑な運営

介護保険要介護認定、保険料の賦課徴収、利用者への給付に関して適正に実施し、安心して暮らせる高齢福祉社会づくりの実現に結び付けます。

### 現状と課題

- 家族介護用品支給事業(おむつ等の引換券の支給)については、支給人数が減少傾向にあることから支給要件の見直しを行いました。
- 認知症などにより判断能力が不十分な高齢者で家族等からの支援がない場合、安全・安心に暮らすことができるように成年後見制度を活用し、必要に応じて町が申立てを行いました。
- 高齢者に対する虐待等の相談が増加し、権利擁護の必要と関心が高まっている中で、高齢者虐待防止のために関係機関と連携を図りながら取り組んでいます。
- 高齢者が自立した生活を送ることができ、地域で元気で暮らせるように介護予防事業として、一次、二次予防高齢者支援事業を行っていますが、今後の介護保険制度改正の内容により事業の見直しが必要となります。
- 一般会計から介護保険特別会計に繰り入れを行い、介護保険事業を円滑に実施しています。
- 介護保険事業計画(第4期:平成21～23年度/第5期:平成24～26年度)に基づき適正に介護サービス費給付を行っています。

### 施策の展開 <地域支援事業>

施策の名称	主な取り組み
①介護者への支援の充実	【家族介護用品支給事業】 介護者の身体的・経済的負担の軽減や要介護者等の在宅生活の継続、向上のために支援します。また、常時失禁状態の要介護者等を在宅で介護する町内在住の家族に助成を行います。
②高齢者の権利擁護や虐待防止の充実	【高齢者権利擁護事業】 認知症などにより判断能力が不十分な高齢者で家族等からの支援がない場合、成年後見制度を活用し、必要に応じて町申立てを行います。
③要介護にならないための事業推進（介護予防事業）	【一次予防高齢者支援事業】 要介護にならないために生活不活発病予防等に関する健康教室や健康相談、介護予防教室を開催します。 【二次予防高齢者支援事業】 要介護状態にならないための支援として、運動機能や口腔機能向上・栄養改善・うつ・閉じこもり・認知等の介護予防を行います。

### 施策の展開 <介護保険制度運営、保険給付事業>

施策の名称	主な取り組み
①介護保険制度の円滑な運営	【介護サービス費給付事業】 要介護と認定された人の居宅、施設、地域密着型サービス等の給付を行います。

#### 計画の目指す状態

- 介護環境が向上しているとともに、高齢者の虐待が減少しています。
- 新たに要介護認定を受ける高齢者の割合が減少しています。
- 次期介護保険事業計画が策定されており、計画に従って適正な介護サービス費給付が行われています。

#### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「介護サービスの充実」に対する満足度(5点満点中)	3.1点	向上

## 第2章第6項 障がい者（児）福祉に関する基本計画

～障がい者（児）が自立した生活を営むことが出来る思いやりのある福祉社会をつくる～

### 基本方針

障がい者（児）が、自分の能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活が行えるよう、必要な障がい福祉サービス等の給付や支援を行います。

### 施策の概要

#### ①障がい者（児）相談と計画策定等の推進

障がい者相談員や関連団体への活動の支援を行います。また、次期障がい福祉計画を策定します。

#### ②障がい者（児）や難病患者等の日常生活及び社会生活の総合的な支援の推進

障がい者（児）や難病患者等が自立した日常生活及び社会生活が行えるよう総合的な支援を行います。

#### ③福祉作業所さくらの運営管理

指定管理制度を活用した運営により、在宅障がい者の活動の場を確保します。

#### ④心身障がい者医療費助成の推進

安定した社会生活ができるように、心身障がい者（児）の医療費を助成します。

#### ⑤障がい者の社会参加の機会確保

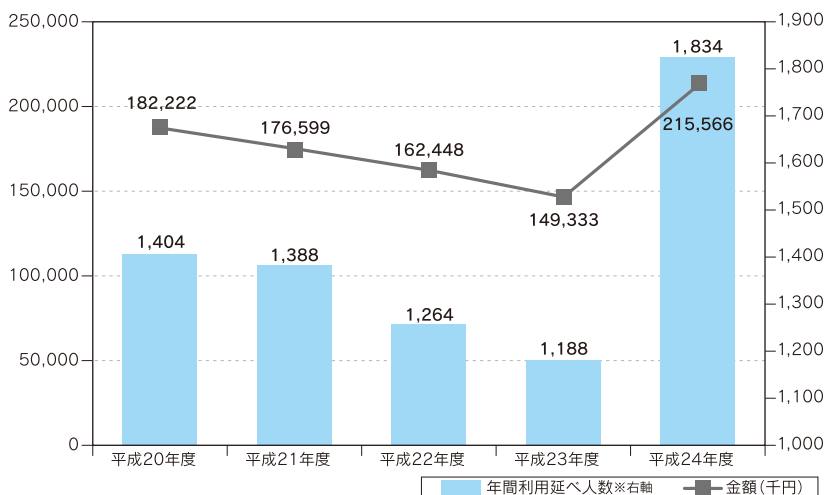
重度障がい者タクシー利用助成を行い、社会生活の向上に結び付けます。

### 現状と課題

- 障がい者（児）や難病患者等に対する施策としては、一人ひとりのニーズに応じて的確な福祉サービス等が提供できるようきめ細かな相談業務を実施しています。
- 障がい福祉サービス事業所の開所が予定されています。
- 障がい手帳保持者が年々増加しており、障がい者が地域で生活できるよう個々への相談に対応しています。
- 障がい福祉ニーズが多様化する中で、利用者に合わせた福祉サービス等が提供されるようサービスの充実が求められます。
- 「福祉作業所さくら」の指定管理制度により、地域活動支援センターとして適正に事業運営されています。
- 障がい者が安定した社会生活を営むための医療機会確保は重要です。経済的な負担の軽減と医療機会確保のための医療費支援制度が求められています。
- 重度の心身障がい者（非課税世帯）に対してのタクシー利用事業については、利用者は伸びていますが、さらなる利用充実についての検討が求められています。

### 参考データ

#### 障がい者福祉サービス利用者数の推移



資料：大河原町主要施策の成果説明書

## 施策の展開 <地域支援事業>

施策の名称	主な取り組み
①障がい者(児)相談と 計画策定等の推進	<p>【障がい福祉計画等策定事業】 次期障がい福祉計画等を策定します。</p> <p>【身体・知的障がい者相談活動事業】 障がい者の更生援護に関する相談に応じ、相談員3名により必要な指導を行い障がい者の福祉の増進を図ります。</p>
②障がい者(児)や難病患者等の 日常生活及び社会生活の 総合的な支援の推進	<p>【相談支援事業】 障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与する。</p> <p>【障がい福祉サービス給付事業】 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく個別給付事業として、障がい福祉サービス等を提供します。</p> <p>【障がい児通所給付事業】 「児童福祉法」に基づく個別給付事業として児童通所支援を提供します。</p>
③福祉作業所さくらの 運営管理	<p>【福祉作業所さくら運営管理事業】 障がい者通所援護施設において、生活訓練及び就労指導等を行います。</p>
④心身障がい者医療費助成の 推進	<p>【心身障がい者医療費助成事業】 心身障がい者が医療を受けた場合の自己負担分を償還払い方式により助成を行います。</p>
⑤障がい者の社会参加の機会 確保	<p>【障がい者タクシー利用助成事業】 非課税世帯の重度心身障がい者のタクシー代の一部を助成します。</p>

### 計画の目指す状態

- 障がい福祉サービス、補装具の給付、更生医療や育成医療の給付により、障がい者等の社会生活が改善されています。
- 障がい者が安心して医療を受けられる環境が向上しています。
- 障がい者通所援護施設が適正に運営され、障がい者の活動の場が確保されています。
- 難病患者等への障がい福祉サービスが充実しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	障がい者福祉の充実に対する満足度(5点満点中)	3.3点	向上

## 第2章第7項 社会福祉、地域福祉の振興に関する基本計画

～地域に密着した活動を支援し地域福祉の活性化を図る～

### 基本方針

地域に密着した活動を支援し、地域福祉の活性化を図ります。

### 施策の概要

#### ①地域福祉活動の推進

福祉委員（民生児童委員）の活動を助成し、活発な地域福祉活動を推進します。

#### ②地域福祉計画の策定

関係する計画の調整を行いながら、地域福祉計画の策定について検討を進めます。

#### ③社会福祉協議会の事業活動の推進

社会福祉協議会に運営資金を助成し、活発な福祉事業を推進します。

#### ④地域福祉に関する事業の推進

「社会を明るくする運動」を通して犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を実現する呼びかけを行うとともに、関係機関と連携して生活困窮者に対する適正な生活相談等を実施します。また、福祉センターについて、継続して適正な維持管理を目指します。

#### ⑤災害罹災者の自立支援の推進

住宅火災等の災害が発生した場合、被災者の救護及び自立に向けた支援を行います。また、東日本大震災の被災者に対しては、引き続き自立に向けた支援を行います。

#### ⑥戦没者援護事業の推進

戦没者遺族への援護資金支給手続き事務を進めます。

### 現状と課題

- 福祉委員（民生児童委員）は、地域の見守り活動や、災害時の要援護者支援等を行っており、その役割はますます重要になっていますが、担い手不足が課題となっています。
- 社会福祉協議会は地域福祉事業活動及びボランティア活動の拠点として、今後も補助を実施していきます。
- 遺族会及び傷痍軍人会は、高齢による会員数の減少により解散しました。
- 福祉センターは老朽化しており震災での被災もありましたが、その都度修繕等を実施し適正に維持管理しています。また、社会を明るくする運動については、推進大会の実施やあいさつ運動の推進等を通じて呼びかけをしています。
- 町内で発生した住宅火災や大雨等による床上浸水の世帯に対して罹災者見舞金を配付しました。また、東日本大震災の被災者に対し、法律や条例に基づく支援を行っています。
- 戦没者援護事業については、適正に手続き事務を進めています。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①地域福祉活動の推進	【福祉委員(民生児童委員)事業】 福祉委員が円滑に活動できるように支援します。
②地域福祉計画の策定	【地域福祉計画策定事業】 地域に密着し、様々な福祉施策を連携して実施するために、関係機関と調整しながら「地域福祉計画」の策定について検討を進めます。
③社会福祉協議会の事業活動の推進	【社会福祉協議会運営補助事業】 社会福祉協議会運営に必要な人件費の補助を行います。
④地域福祉に関する事業の推進	【福祉センター管理事業】 福祉センターの適正な維持管理を行います。 【社会を明るくする運動推進事業】 関係機関と連携して「推進大会」や「あいさつ運動」を実施し、趣旨の普及に努めます。 【生活保護相談事業】 生活困窮者の相談に対応し、保護該当のケースについては、福祉事務所に進達を行います。
⑤災害罹災者の自立支援の推進	【災害罹災者支援事業】 災害時に、被災住民の支援を行います。(災害救助法及び被災者生活再建支援法に基づく支援、並びに罹災者見舞金を支給します。)
⑥戦没者援護事業の推進	【戦没者援護事業】 国事業の戦没者遺族への援護資金(国債)支給手続きを行います。

### 計画の目指す状態

- 福祉委員による活発な相談や支援活動が行われています。
- 社会福祉協議会の事業活動が活発に行われています。
- 福祉センターが適正に維持管理されています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「社会福祉・地域福祉の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.5点	向上
2	福祉委員の人数	54名	維持



## 第2章第8項(1) 国民健康保険に関する基本計画

～国民健康保険の制度充実と健全運営で安心して生活できる社会保障体制をつくる～

### 基本方針

国民健康保険財政の健全化などに向けた取り組み等を推進します。

### 施策の概要

#### ①被保険者の予防医療の強化と健全な財政運営の充実

窓口サービスの向上ときめ細やかなサービスの提供に努めます。一方、財政健全化のため国民健康保険税の未納者に対し督促状や催告書、差し押さえ通知書を発送するとともに、短期被保険者証の交付や標準負担額限度額認定証の不交付、高額療養費の現金支給などの措置は継続します。

### 現状と課題

- 制度の充実に努めていますが、その半面財政健全化のため未納者対策として行う督促状や催告書、差し押さえ通知書の発送や、短期被保険者証の交付や標準負担額限度額認定証の不交付、高額療養費の現金支給など給付について一定の制限をせざるを得ないという課題があります。

### 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①被保険者の予防医療の強化と健全な財政運営の充実	【国民健康保険給付事業】 被保険者の疾病等に関し必要な保険給付を行います。

### 計画の目指す状態

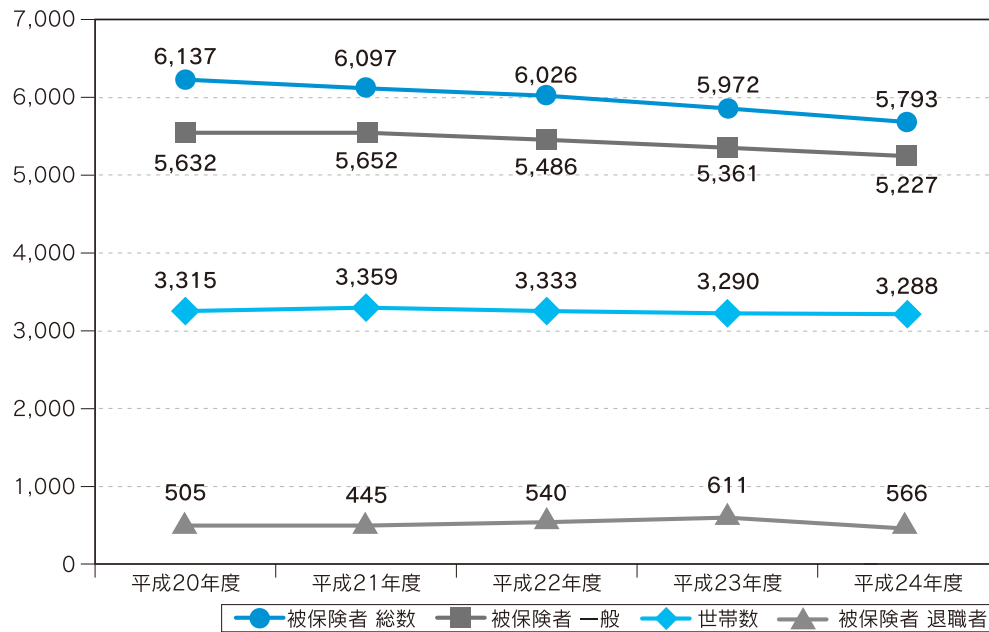
- ・国民健康保険財政の健全化が図られています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「保険制度の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.2点	向上
2	被保険者の特定健診の受診率	47%	60%
3	国民健康保険税収納率	68.1%	68.5%

●参考データ

国民健康保険被保険者数の推移



資料：大河原町主要施策の成果説明書



## 第2章第8項(2) 後期高齢者医療制度に関する基本計画

～高齢者が安心して医療を受けられるように制度の円滑な運営を図る～

### 基本方針

75歳以上の高齢者の医療機会の確保、健康増進、制度の円滑な運営に努めます。

### 施策の概要

#### ① 制度の円滑な運営及び保険料徴収

各種申請受付処理など窓口サービスの提供と賦課徴収を中心とする業務を行います。未納者対策については、督促状や催告書のみでの対策ではなく、電話対策や臨戸訪問を行いながら収納率の向上を図ります。

### 現状と課題

- 公平性を保つ観点から、未納者対策として行う督促状や催告書の発送や短期被保険者証の交付を行っています。高齢者の医療の確保の観点から、引き続き窓口サービスの向上と収納率向上対策に取り組めます。

### 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
制度の円滑な運営及び保険料徴収	【一般管理事業】 後期高齢者医療保険事業運営を行います。

### 計画の目指す状態

- ・ 制度が円滑に運用されています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「保険制度の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.2点	向上

## 第2章第8項 (3) 国民年金

～国民年金の適正な適用により安心して生活できる体制をつくる～

### 施策の概要

#### ① 広報周知の充実と保険料納付の奨励

年金事務所との連携を図りながら、公平・適正な給付と、制度の円滑な運営に努めます。

### 現状と課題

●年金制度への加入や納付方法の指導などの事業推進に努めています。

### 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
① 広報周知の充実と保険料納付の奨励	<b>【国民年金推進事業】</b> 国民年金制度の周知、国民年金保険料の免除及び納付相談、被保険者の資格に係る届出の受理と日本年金機構への回付等を行うとともに情報を提供し、被保険者の将来の所得補償へと繋がります。 また、基礎年金等の裁定請求受付・相談など、適正な給付を受けられるよう対応します。

### 計画の目指す状態

• 制度が円滑に運営されています。



## Ⅱ 後期基本計画 4. 分野別計画

---

### 第3章 都市づくり、街づくり

## 第3章第1項 都市計画、土地利用に関する基本計画

～計画的な土地利用により秩序あるまちをつくる～

### 基本方針

自然や環境に配慮しながら、整然として秩序ある都市整備のためのしくみづくりを推進します。

### 施策の概要

#### ①計画的な土地利用と都市整備の推進

大河原町国土利用計画及び都市計画マスタープランなどのまちづくり構想に基づき、土地利用の適切な誘導や都市施設の適正な配置を図り、秩序あるまちづくりに結びつけます。

### 現状と課題

- 本町における都市計画の特徴は、用途指定地域の50%以上が土地区画整理事業により整備されていることです。これらの土地への店舗や住宅の貼り付きが、町の発展を支えてきました。
- 環境への配慮と自然との調和、魅力ある都市空間の形成、都市施設等の管理と適正配置などの基本的な指針を示す「都市計画マスタープラン」の策定が求められます。

### 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①計画的な土地利用と都市整備の推進	<b>【都市計画管理事業】</b> 都市計画区域内で重要案件が発生した場合に、都市計画審議会を開催します。 <b>【都市計画・緑のマスタープラン策定事業】</b> 宮城県が策定した仙南広域都市計画と整合性を図りながら、町の都市計画マスタープランを策定します。

### 計画の目指す状態

- 大河原町国土利用計画と整合性が図られた都市計画マスタープランに基づき、土地利用や都市施設の適正な誘導を推進しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	都市計画マスタープランの策定	—	平成30年度 計画策定

## 第3章第2項(1) 公園・緑地に関する基本計画

～計画的な公園整備と住民参加の維持管理により、快適な都市環境をつくる～

### 基本方針

住民参加による公園管理を推進し、遊具や設備の修繕を定期的に行うことにより、地域の人たちが親しみを持てる公園をつくります。

### 施策の概要

#### ①住民参加によるやすらぎのある公園・緑地の整備と管理

公園管理サポーターを増加させるなど住民参加による公園管理を促進するとともに、住民が公園を安心して利用できるよう遊具の修繕を行い、住民のやすらぎの場としての活用に結びつけます。

### 現状と課題

- 本町には、約54,000㎡の面積を持つ、大河原公園をはじめ40か所の都市公園、12か所の児童遊園があり、地域の人たちの憩いの場やコミュニティ活動の場として広く活用されています。また、災害時には、一時避難所や給水の場所として活用されました。
- 一方で、遊具や設備が老朽化している公園が数多くあり、安全面を考慮すると定期的な点検や修繕、遊具等の更新が必要になっています。
- 公園の管理は、公園管理サポーターや地域のボランティアにより支えられている側面があるため、今後も協働のまちづくりの実践として、さらにボランティア活動がしやすく仕組みづくりを充実させる必要があります。

### 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①住民参加によるやすらぎのある公園・緑地の整備と管理	【住民による公園管理等支援事業】 地区住民による自主的な公園管理体制の支援充実を図ります。 【公園維持管理事業】 良好な公園管理の維持管理を行います。 【公園施設整備事業】 公園遊具の更新を計画的に実施します。

### 計画の目指す状態

- 公園管理サポーター数が増加して、良好な公園に管理されています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「公園・緑地の整備」に対する満足度(5点満点中)	3.3点	向上
2	都市公園の公園管理サポーター数(40都市公園)	26団体	29団体
3	児童遊園の公園管理サポーター数(12児童遊園)	8団体	9団体

## 第3章第3項 道路、橋梁に関する基本計画

～道路、橋梁等の整備と維持管理により安全で便利なまちづくりを図る～

### 基本方針

利便性と安全性に配慮しながら、人に優しい道路網の整備と管理に計画的に取り組めます。

### 施策の概要

#### ①土木関連業務総合管理の推進

土木関連の総務管理業務を的確に実施します。

#### ②的確な道路の維持管理の推進

破損個所の補修、除雪、道路の除草などを行い、安全で便利な道路の維持管理に努めるとともに、道路や側溝などの道路付属構造物の計画的な維持管理を図ります。

#### ③道路の新設改良

国・県道などの新設改良や都市機能の更新に合わせた計画的な町道の新設改良を行うとともに、側溝の有蓋化を図り、道路と一体的な整備を図ります。

#### ④橋梁の維持と新設・改良

橋梁の維持管理及び新設改良事業に対し事業費を負担します。また、末広橋の架け替えについては、今後も引き続き、主要地方道巨理大河原川崎線整備促進期成同盟会の中で県に対し要望活動を行います。

#### ⑤河川管理の推進

景観や生活環境に配慮した河川管理を推進します。

#### ⑥道路橋梁施設の災害復旧

自然災害等に対応できるよう十分な備えを行うとともに、被災した場合は、迅速な復旧を図ります。

### 現状と課題

- 道路整備の状況については、国道4号線金ヶ瀬地区の4車線化が完了し、また、仙南東部広域農道が完成しました。今後は、救急搬送の迅速化を図るため中核病院西線の整備を早期に実施していく必要があります。
- 道路の維持管理については、道路愛護団体の協力を得ながら計画的に取り組んでいます。しかし、通常の維持管理に加えて、震災で被害を受けた道路の維持改修があるため、一部計画が遅れている部分があります。
- 市街地などの町道については、狭い生活道路や未改良の道路が多数存在しており、側溝の有蓋化と合わせて改修を進める必要があります。
- 末広橋の架け替えについては強い要望はあるものの、末広橋を含む橋梁の維持改修は県の事業であり、震災復興事業が優先となっているため、道路や橋梁の整備に対する事業費や補助金が減少し着手が難しい状況にあります。また、末広橋の架け替えをするには、接続する道路も拡幅する必要があるため、既存市街地の用地確保も難しい状況にあります。
- 白石川と荒川河川敷の除草については、計画どおり実施しています。また、町内排水路の冠水を防止するため、排水ポンプにより対応しています。
- 被災した道路などの復旧については、平成25年度でほぼ完了の見込みとなっております。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①土木関連業務総合管理の推進	【土木総務管理事業】 国道・県道整備促進期成同盟会負担金などを負担します。
②的確な道路の維持管理の推進	【植樹帯除草管理推進事業】 住民参加による道路美化活動を推進します。 【町道舗装補修等事業】 老朽化した町道の舗装や側溝の改修を行います。
③道路の新設改良	【中核病院西線整備事業】 中核病院へのアクセス道路を整備します。 【町道新東橋本1号線道路改良事業】 防災拠点となる(仮称)西地区コミュニティセンター建設に伴い、災害時の輸送等を円滑に実施するため、施設に接続する道路を拡幅します。
④橋梁の維持と新設・改良	【橋梁維持管理事業】 長寿命化計画に基づき町管理の重要橋梁の工事を実施します。 【橋梁点検・長寿命化計画策定事業】 橋梁の老朽化による重大事故を防止するため、町内の橋梁の点検を実施し、長寿命化計画を策定します。
⑤河川管理の推進	【白石川河川敷等除草委託事業】 白石川と荒川の堤防除草を県の委託により実施します。
⑥道路橋梁施設の災害復旧	【道路橋梁施設災害復旧事業】 災害により被災した道路・橋梁の復旧を図り、道路網を確保します。

### 計画の目指す状態

- 道路・橋梁の計画的な維持管理及び計画的な町道の新設改良を実施しています。
- 景観や生活環境に配慮した河川管理が行われています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「安全で便利な道路の整備と維持管理」に対する満足度(5点満点中)	3.0点	3.5点



## 第3章第4項 市街地、都市機能・景観に関する基本計画

～都市景観と市街地の整備により魅力ある街をつくる～

### 基本方針

駅前など市街地の公共的施設の適切な維持管理を行うとともに、デマンド型乗合タクシーの利用促進や美しい街並み形成に努め、交流が生まれる魅力ある都市形成を目指します。

### 施策の概要

#### ①駅前広場周辺の維持管理

大河原の「かお」である駅前広場を駅前自由通路等の周辺施設と一体的な維持管理を行い、町の魅力向上を図ります。

#### ②市街地の適切な維持管理

市街地の公共施設の適切な管理を推進し、町民の利便性向上に結び付けます。

#### ③花いちめん運動の推進

行政区や子供会などを中心とした「花いちめん運動」を推進する仕組みづくりを行い、美しい都市景観を形成します。

#### ④公共交通の維持確保

デマンド型乗合タクシーについては、運営主体である大河原町商工会と連携して利用促進策を講じ、利用者の増加を図ることにより、交通弱者などの「あし」を確保します。

### 現状と課題

- 駅前広場については、親水広場を適切に管理するとともに、マロニエやトウカエデ等を植栽するなど、町の玄関口としての景観を保っています。
- 駅前駐輪・駐車場・駅前自由通路などの公共施設の管理を適正に行っています。
- Orga(オーガ)の立体駐車場やコミュニティ施設については、指定管理者制度を活用して効率的な施設運営を行っています。
- 花いちめん運動については、ラベンダーロードや駅前大通りを中心に地域住民の協力を得ながら、除草や植替え作業を行っています。
- 公共交通については、大河原町地域公共協議会を設置し、平成24年7月からデマンド型乗合タクシーを運行しています。
- デマンド型乗合タクシーは、平成24年7月から運行を開始していますが、他の公共交通との共存を図りながら更なる利用促進を促す必要があります。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①駅前広場周辺の維持管理	【駅前広場維持管理事業】 町の玄関口として、駅前広場周辺の維持管理を行います。
②市街地の適切な維持管理	【駐輪・駐車場維持管理事業】 駅前駐輪・駐車場の管理運営を行います。 【Orgaコミュニティ施設等管理運営事業】 生涯学習の振興と市街地活性化の支援施設として、効率的な運営を図ります。
③花いちめん運動の推進	【花いちめん推進事業】 各種団体や地域住民と協力しながら「花いちめん運動」を推進します。
④公共交通の維持確保	【デマンド型乗合タクシー運行事業】 デマンド型乗合タクシーの運行により、交通弱者の「あし」を確保します。

### 計画の目指す状態

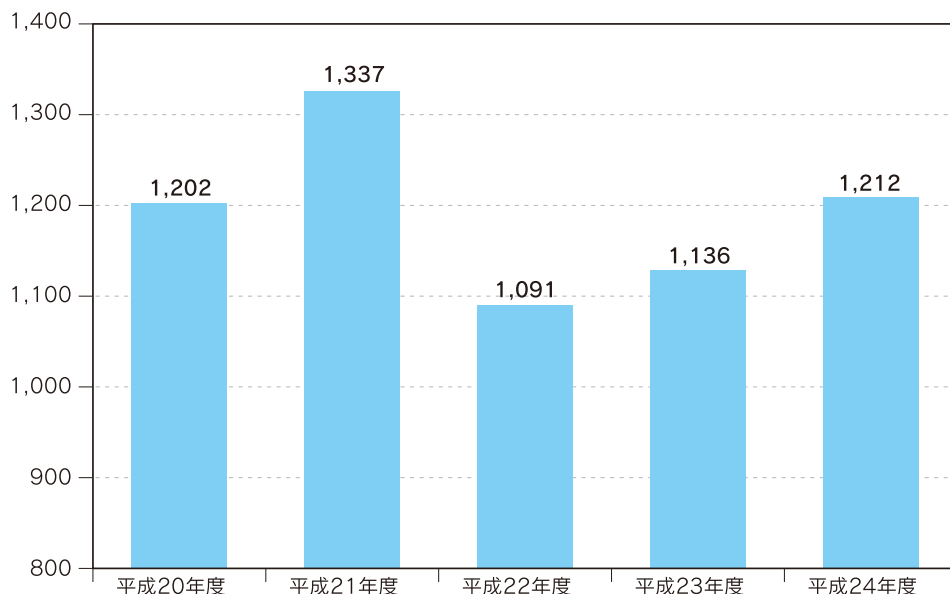
- 駅前公共施設が適切に維持管理されるとともに、花いちめん運動の推進やデマンドタクシーの利用促進により、交流が生まれ魅力ある都市が形成されています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「都市施設・公共交通の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.3点	向上
2	「景観形成」に対する満足度(5点満点中)	3.5点	向上

### ●参考データ

#### 駅前コミュニティセンター利用件数



資料：大河原町主要施策の成果説明書

## 第3章第5項 水道に関する基本計画

～より安全、安心な水の供給を行い長期的に安定的なライフラインの確保を図る～

### 基本方針

より安全、安心な水の供給を行うため長期的な経営分析を行いながら経営の効率化を図り安定的なライフラインの確保を図っていきます。

### 施策の概要

#### ①安全・安心に配慮した配水・給水事業の推進

仙南・仙塩広域水道からの受水と自己水源の確保を図ります。また、計画的な漏水調査や配水施設の改良を進め、有収率の向上に努めながらライフラインの長期的な安定に結び付けます。

#### ②水の安定供給のための施設整備の充実

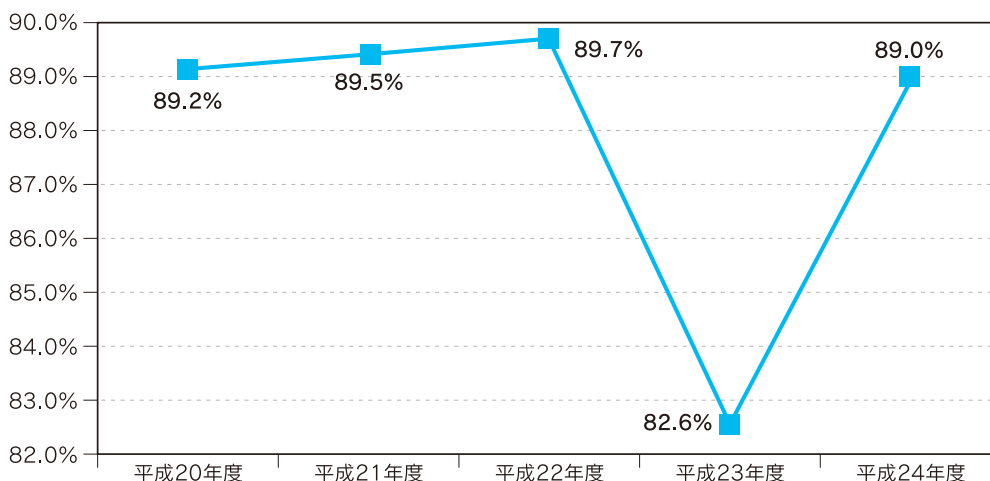
老朽化した配水管の布設替えや新たな配水管布設等により安全、安心な水の供給を行いライフラインの確保に結び付けます。

### 現状と課題

- 本町の平成24年度末給水人口は、23,712人で普及率は99.8%となっています。水源としては仙南・仙塩広域水道からの受水と自己水源により行っています。
- 自己水源は東日本大震災の際、大規模停電にも関わらず取水場の自家発電施設を更新していたことから自己水源による給水活動に大きな成果をもたらしました。今後は老朽化した金ヶ瀬揚配水場の更新が必要となっています。
- 創設時の配水管は石綿管がほとんどで老朽化が進み、計画的に配水用ポリエチレン管などに布設替えを進めており、石綿管は2.4 km残すのみとなっています。(平成24年度末)
- 水道事業の長期的な経営分析を行い、受水費の負担軽減を検討するとともに漏水調査や配水施設の改良を進め、有収率の向上を図る必要があります。
- 水道事業の経営の効率的で健全な水道事業経営が求められています。

### ●参考データ

#### 水道有収率



※水道事業決算資料による。平成23年度については震災の影響で大きな変動があったもの。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①安全・安心に配慮した配水・給水事業の推進	<p>【一般管理事業(収益的総係費)】 水道事業の一般的な営業を行います。</p> <p>【取水・浄水事業(収益的原水及び浄水費)】 利用者に提供する安全・安心な受水及び自己水源の確保や取水の浄水を行います。</p> <p>【配水・給水事業(収益的配水及び給水費)】 配水場から各家庭付近までの配水及び給水を行います。</p>
②水の安定供給のための施設整備の充実	<p>【配水管布設替事業(資本的配水施設拡張費)】 老朽化している石綿管を耐久性、耐震性があり、より安全な配水用ポリエチレン管等に布設替えを行います。</p> <p>【配水管布設事業(資本的配水施設拡張費)】 未配水管路線への布設及び災害時や緊急時に対応できる新たな配水管(硬質塩化ビニール管等)を整備します。</p> <p>【浄水施設等整備事業(資本的配水施設拡張費)】 東日本大震災時においても自己水源を確保した金ヶ瀬揚配水場を建て替え、自家発電施設も備えた水道の拠点施設を整備します。</p>

### 計画の目指す状態

- 安全・安心な仙南・仙塩広域水道からの受水と自己水源の確保を図り、より、安定した水の供給を行っています。
- 老朽管の布設替えが進み、有収率が向上しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	上水道の充実に関する満足度(5点満点中)	4.0点	4.2点
2	有収率(水が利用者のところに届いている割合)	89.0%	91.0%
3	石綿セメント管(老朽管)の残延長	2.4km	0.3km

## 第3章第6項 下水道に関する基本計画

～清潔な環境をつくる下水道の整備～

### 基本方針

生活環境の向上、清潔で安全安心な環境をつくるため、また浸水地域解消のため公共下水道の整備を行います。

### 施策の概要

#### ①公共下水道基本計画の推進

生活環境の向上と公共用水域の水質保全のために下水道汚水整備区域の拡大を図ります。さらに、鷺沼排水区の浸水対策事業については、下流域の柴田町と共同で雨水排水施設の整備を実施することにより、浸水地域の解消を図ります。

#### ②下水道施設の維持管理の推進

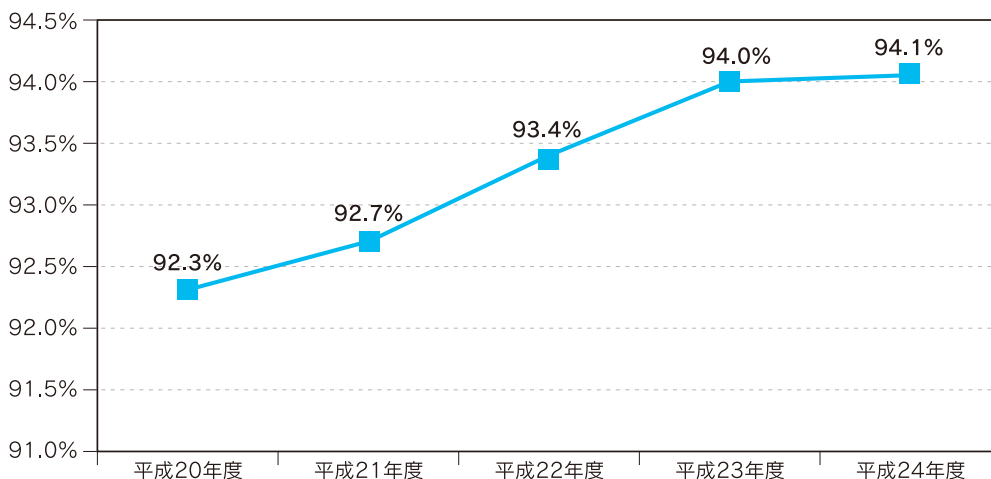
下水道整備区域内における水洗化の向上に向けて、周知活動を図ります。また、汚水排水に支障をきたさないよう定期的な管渠の清掃及び流入する汚水の水質検査を行います。さらに災害対策も含めて長寿命化計画の策定に取組みます。

### 現状と課題

- 本町では、町民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全のため、昭和51年度より公共下水道事業を開始し、事業区域を拡大しながら継続的に整備を進めています。
- 水洗化人口は20,839人で水洗化率は94.1%となっています。(平成24年度末現在)
- 下水道整備区域における水洗化率も、年々向上していますが、さらに水洗化の向上に向けて周知活動等を行う必要があります。
- 平成22年度に汚水事業認可区域の変更を行い、川根工業団地等を編入し、平成23年度には雨水事業認可区域の変更を行い、鷺沼排水区を編入し事業計画区域の拡大を行っています。
- 近年の集中豪雨で浸水被害が多発しており、長期的な計画により、雨水排水の整備を系統的に進め、浸水地区の解消に向けて段階的に推進する必要があります。
- 公共下水道災害復旧工事が平成26年度まで実施予定であり、平成27年度から下水道の維持管理として管路調査を実施し、災害対策も含めて下水道施設の長寿命化計画の策定に向けた取組が必要となっています。

●参考データ ※水洗化率：処理区域人口に対する水洗化人口の割合

#### 公共下水道水洗化率



資料：大河原町主要施策の成果説明書

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①公共下水道基本計画の推進	<p>【下水道整備事業】</p> <p>下水道汚水整備区域の拡大を図るため、未整備地区の整備を進めます。</p> <p>【鷺沼排水区雨水整備事業】</p> <p>下流域から排水路及び調整池の整備を実施し、白石川へのスムーズな放流及び調整池への貯水により、浸水被害の解消を図ります。</p>
②下水道施設の維持管理の推進	<p>【公共下水道維持管理事業】</p> <p>整備された下水道施設の定期的な清掃等を行うと共に、流入汚水の水質検査を行い適正な維持管理を行います。</p> <p>【公共下水道管路長寿命化計画策定事業】</p> <p>公共下水道の管路の点検を実施し、管路の長寿命化計画を策定します。</p>

### 計画の目指す状態

- 下水道の汚水整備率と水洗化率が向上し、更には管渠の長寿命化計画に基づき計画的な維持管理が行われ、生活環境が向上しています。
- 柴田町との共同による鷺沼排水区の雨水排水施設の整備が進み、浸水区域の解消が始まっています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「下水道の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.8点	4.0点
2	下水道の整備率(整備面積/事業認可面積)	84.2%	85.5%
3	水洗化率(水洗化人口/区域処理人口)	94.1%	95.0%

## 第3章第7項(1) 町営住宅

～計画的な町営住宅の管理と快適な住環境づくり～

### 施策の概要

#### ① 快適な住宅政策の推進

町が造成分譲した上谷・見城前団地の適切な管理を行います。又、町営住宅の維持管理に努め快適な生活が送れるよう住環境の整備を図ります。

### 現状と課題

- 上谷・見城前団地については、地デジ共同受信施設整備に伴い、平成24年度にアナログ放送共同アンテナ撤去工事を実施しました。
- 町営住宅については、東日本大震災で受けた各団地を修復し、老朽化に伴う居室、給排水設備の修繕及び退去による新規入居者募集の際に部屋全体を改修し、住環境の向上に資するよう維持管理に努めました。また、平成22年には大河原町公営住宅等長寿命化計画を策定しています。
- 課題としては、町営住宅に住環境の改善に努めていますが、老朽化による修繕費用が増えていくことが懸念されます。
- 簡易耐火構造(2階建)の耐用年数45年、中層耐火構造(3・4階建)の耐用年数70年となっており建物の設備関係の対応が難しくなっていくと考えられます。大河原町公営住宅等長寿命化計画に基づく対応が求められますが、予算面で国の交付金・補助金が不可欠です。また、町としての公営住宅のあり方について検討が必要となっています。

### 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
① 快適な住宅政策の推進	<b>【上谷・見城前団地管理事業】</b> 地デジ共同受信施設の維持管理や町有地などの環境整備、地盤沈下の補償などを適正に実施します。 <b>【町営住宅維持管理事業】</b> 快適な町営住宅を保つため適切な維持管理を行います。

### 計画の目指す状態

- ・町が造成分譲した上谷・見城前団地の管理及び町営住宅を適切に維持管理しています。

## 第3章第7項(2) 町営墓地

～町営墓地の需要に応じた供給と施設管理を図る～

### 施策の概要

#### ①墓地の管理と整備の推進

町営墓地の維持管理に努め、環境整備を図ります。

#### ②広域行政事務組合による斎苑管理

斎苑管理に係る負担金を支出します。

### 現状と課題

- 町営墓地は原前霊園と頼母山霊園の2ヶ所があり、原前霊園は1,523区画の全区画が使用許可済で、頼母山霊園は908区画のうち735区画が使用許可済です。
- 原前霊園は、大正時代に設置された墓地で、通路等共有部分の老朽化による破損箇所が多く、毎年修繕を行っています。

### 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①墓地の管理と整備の推進	【町営墓地維持管理事業】 墓地管理料を徴し、適正に管理運営を行います。
②広域行政事務組合による斎苑管理	【柴田斎苑負担金】 柴田斎苑の管理運営に関する負担金を支出します。 【柴田斎苑整備事業】 仙南地域広域行政事務組合の事業として柴田斎苑の建て替えが検討されています。

### 計画の目指す状態

- 町営墓地が適正に維持管理され、環境も整備されています。





## Ⅱ 後期基本計画 4. 分野別計画

---

### 第4章 産業・観光振興

## 第4章第1項 農業（農林畜産業）に関する基本計画

～魅力的な農・林・畜産業づくり～

### 基本方針

「人・農地プラン」による農地集積や新規就農への助成制度を活用し、農業の効率化や、今後の担い手農業者の育成、支援を図ります。また、環境への負荷が少なく、消費者や流通業者に求められる安全な農産物の生産を推進します。

### 施策の概要

#### ①農地保全及び農地の適正利用の推進

農地の保全・適正利用等の推進により、生産性の向上、経営の合理化が図られるよう農業委員会活動に取り組みます。また、耕作放棄地の再生、解消の対策を進めます。

#### ②効率的かつ安定的な農業経営の推進

農業経営の改善に向けた施策を実施し、経営感覚に優れた農家の育成を図ります。

#### ③活力ある職業としての地域農業活性化

放射性物質問題や自然災害、イノシシなどの有害鳥獣被害など、農業における様々な問題に適宜対応します。

新規就農や農地集積による規模拡大、低コスト農業の推進により、農業の効率化を図るとともに、今後の中心となる担い手を育成、支援します。また、地域に適した特産品の創出に取り組みます。

#### ④需要に応じた米の計画的生産

米の需給調整による需要に応じた生産と、転作作物の作付けによる水田活用を図ります。米を中心に低農薬などによる、環境と人にやさしい農産物の生産を進めます。

#### ⑤畜産農家の育成と経営の安定的発展

畜産施設等の整備支援や衛生、防疫事業により、健全な畜産経営を図れるよう努めます。

#### ⑥ほ場整備等の基盤整備の推進

計画的に農業用施設の維持管理に努めるとともに、地権者との十分な話し合いを行い、農業基盤整備を進めます。

#### ⑦森林環境の保全と適正な整備

松くい虫などの被害対策や間伐の促進、遊歩道管理、伐採管理を通し、森林の有する環境保全などの多様な公益的機能の維持に努めます。

#### ⑧農業用施設の災害復旧

自然災害等に対する十分な対策と迅速な復旧を図ります。

### 現状と課題

- 遊休農地や耕作放棄地が数多く存在し、農地の景観の阻害や、害虫、有害鳥獣被害の誘発にもつながるおそれがあり、保全管理の指導や有効活用法の検討が必要になっています。
- 農業者の高齢化や、後継者不足、都市化の影響で農家数、農地面積とも減少しており、町の農業を持続していくための対策が求められています。
- 国内産の農畜産物について厳しい安全性が求められており、放射性物質問題や安全な農産物の生産に取り組む必要があります。また、環境への意識が高まっているなか、環境に配慮した農業を進めることが求められています。
- 輸入農畜産物の安全性の問題や食糧の安定供給や食糧自給率向上の観点から、生産性や品質の向上が求められています。
- 畜産業は、本町農業生産の50%以上と大きなウェイトを占めている産業であり、安定した経営の持続が求められています。
- 森林環境については、松くい虫などによる被害木の増加が問題となっています。また、森林が持つ環境保全等の多様な役割が重要視されています。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①農地保全及び、農地の適正利用の推進	<p>【農業委員会運営事業】 農業委員会の開催や、農地調査、農地基本台帳の整備等を行い、農地の適正利用を図るとともに、有効利用や経営の合理化を推進します。</p> <p>【耕作放棄地対策事業】 耕作放棄地の再生利用と発生防止・解消のため、再生利用に対する助成を行います。</p>
②効率的かつ安定的な農業経営の推進	<p>【農業総務管理事業】 常に新たな技術的、経営的な情報や支援制度などを把握し、各施策に反映させ、効率的で安定した農業経営を推進します。</p>
③活力ある職業としての地域農業活性化	<p>【農業振興管理事業】 水田への塩化カリ散布による放射性物質吸収抑制や、イノシシなどの有害鳥獣、病害虫の駆除など、様々な問題に適宜対応します。</p> <p>【人・農地プラン推進事業】 人・農地プランを活用し、地域の中心経営体への農地集積支援や、新規就農者への助成をおこないます。また、人・農地プランの策定検討会や、策定後の見直し検討会の中で新規就農者や後継者の不足への対策も検討します。</p> <p>【梅の特産化事業】 梅の品質向上や梅の付加価値を高めるとともに、6次産業化に向けた取り組みを行います。また、堤地区の梅団地を中心に美しい里山環境づくりをすすめる、梅のもぎ取り体験や梅まつり等のイベントを行います。</p> <p>【(仮称)農業再生化会議事業】 大河原町の農村(自然)環境の維持を図るため、様々な方面の人材による農業再生化会議を設置します。</p>
④需要に応じた米の計画的生産	<p>【転作推進関連管理事業】 とも補償事業による交付金等により、需給に応じた米の生産と、転作による水田の有効活用を図ります。</p> <p>【環境と人にやさしい農業事業】 米を主として、化学肥料や農薬を抑えた取り組みを進め、大河原町産農産物の「環境にやさしい・安全・おいしい」の付加価値を高め、消費者、実需者から信頼される産地確立と産地直売の拡大を図ります。</p>
⑤畜産農家の育成と経営の安定的発展	<p>【畜産振興対策事業】 畜産農業の健全な経営と家畜の衛生的な育成を図るため、低コスト生産や畜産施設整備の支援、予防接種などの防疫事業をおこないます。また、町内でのたい肥の利用などの耕畜連携を助成します。</p>
⑥ほ場整備等の基盤整備の推進	<p>【農業用施設維持管理事業】 農業用施設の改修・補修及び維持管理を計画的に実施します。</p>
⑦森林環境の保全と適正な整備	<p>【森林病害防除事業】 健全な森林の育成と保護のため、松くい虫等による被害の調査と被害木の伐採をおこないます。また、伐採の届出管理により森林の多面的役割の維持や、土砂災害等の防止に努めます。</p>
⑧農業用施設の災害復旧	<p>【農業用施設災害復旧事業】 災害が発生した場合、迅速に農業用施設の復旧を行います。</p>

### 計画の目指す状態

- 「人・農地プラン」が適切に実施されており、担い手農家の育成や、農地の集積による規模拡大、有効活用が進んでいます。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「農地や山林の保全・管理」に対する満足度(5点満点中)	3.4点	3.8点
2	「農業支援の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.3点	3.8点
3	農振・農用地内の耕作放棄地面積(ha)	31ha	27ha



## 第4章第2項 商業、サービス業に関する基本計画

～にぎわいの商業・サービス業をつくる～

### 基本方針

県南の商業、サービス業の中心として栄えてきた歴史を踏まえ、商業の活性化に向けた支援や事業に取り組みます。また、消費者対策事業や経営資金の融資制度の充実を図ります。

### 施策の概要

#### ①商業・サービス業の活性化

商工会、商店会と連携し、商業・サービス業を核に市街地の機能が維持されるよう各種事業に取り組みます。また、空き店舗活用事業などの取組みを検討します。

#### ②総合的な商工行政の管理と消費者保護の推進

県からの移譲事務など総合的な商工行政の管理と多様化・複雑化する消費者対策事業の充実を図ります。また、中小企業者に対する、経営資金の融資制度等について拡充します。

### 現状と課題

- 町の商業・サービス業の面では、国道4号沿いの様々な商業施設により大河原商圏は維持されていますが、駅前、中央通りなどの市街地の商店街は衰退し空き店舗も多くなってきています。
- 市街地商店街の活性化に向けた取り組みは年々少なくなっている状態です。
- 少子・高齢化が進むなか、市街地の商店街の役割も見直されてきており、その対策が求められています。一方で、店主の高齢化や後継者不足が深刻化しており、その育成と併せ、商店街の再生策を検討する必要があります。
- 消費者行政においては、多重債務、悪質商法、詐欺など多様・複雑化する消費者問題についても、町レベルでの対応充実が求められています。
- 事業者向け金融施策としては、長引く不況と東日本大震災の影響により、工業を含む中小企業者は非常に厳しい経営環境に置かれています。町でも、経営資金の融資や各種金融制度に対する認定等を行っています。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①商業・サービス業の活性化	<p>【商工会事業補助事業】 商工業の振興策として、商工会・商店会が連携して取組む各種事業に対する支援を行います。</p> <p>【消費拡大・商業活性化検討事業】 所得の減少、社会福祉負担の増加、消費税増税など経済的負担が増す中で、町民の経済的負担を低減し、商業の活性化につながる事業を検討します。</p>
②総合的な商工行政の管理と消費者保護の推進	<p>【消費者対策事業】 消費者が安全・安心な生活を送れるよう、消費生活に関する相談・アドバイスや啓発を行います。</p> <p>【中小企業金融斡旋事業】 町振興資金融資制度の適切な運用を図り、中小企業者の経営を支援します。</p>

### 計画の目指す状態

- 仙南地域の商業の中心地としての機能が維持されていると共に、市街地の商店街では、新しいまちづくりに向けた活動が始まっています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「商業・サービス業の活性化」に対する満足度(5点満点中)	2.5点	向上
2	大河原町の商業総売上高(平成19年)	515億2,184万円	増加
3	商工会への加入事業者数(事業所)	588人	598人



## 第4章第3項 工業に関する基本計画

～活力ある工業の振興をはかる～

### 基本方針

企業誘致のための用地整備と企業の進出、業務拡大のための支援により工業の振興を図ります。

### 施策の概要

#### ①企業進出のための工場団地等の整備

企業進出を図るため、金ヶ瀬川根地区に工場用地を整備します。

#### ②企業立地の促進

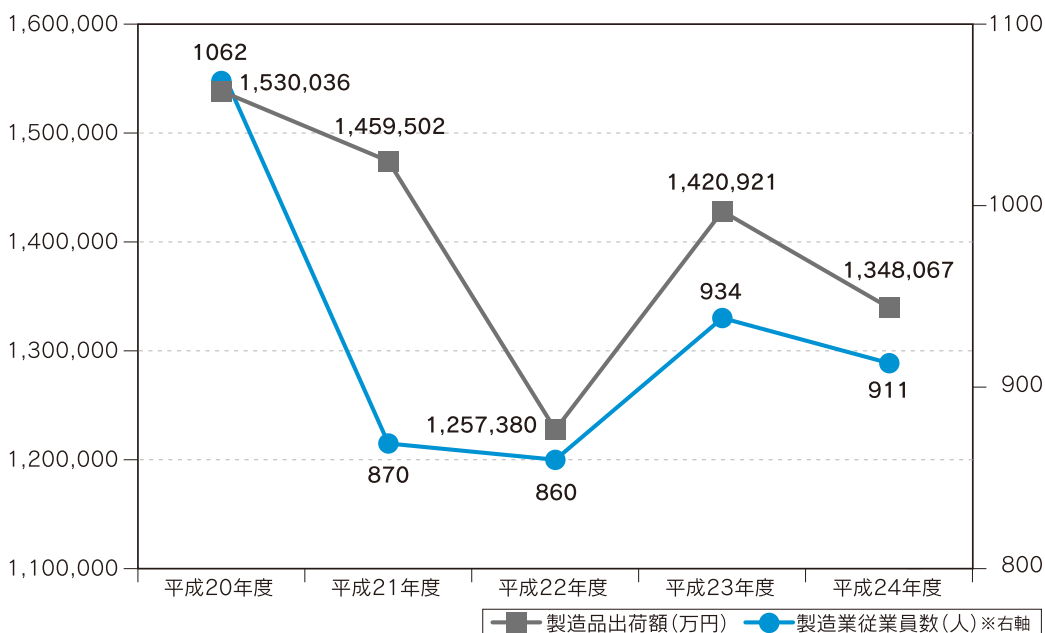
従来の企業立地支援制度、東日本大震災の復興計画に基づく誘致制度、そして町の「企業立地促進条例」などを有効に結びつけ、工場（企業）の進出、事業の拡大、新しい事業への進出（第二創業）などを促進します。また、企業の環境問題や再生可能エネルギーに関する取組みなどについて、支援策を検討します。

### 現状と課題

- 本町は、町土が狭く積極的な企業誘致は困難な状況です。工業団地は金ヶ瀬川根地区の約20haとありますが、誘致可能面積は残り7ha程度です。
- 川根工業団地では、道路整備などの企業誘致のための整備を推進しています。
- 企業の進出や業務拡大に関する支援として、国県との制度連携を図ると共に、町独自の「企業立地促進条例」も整備しました。
- また、町内の空き工場等の調査とその活用策を検討していく必要があります。

### 参考データ

#### 製造品出荷額の推移



※参考：宮城県企画部「工業統計調査結果報告書」

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①企業進出のための工場団地等の整備	【工業団地整備事業】 企業進出を図るため、金ヶ瀬川根地区の工業団地を整備します。
②企業立地の促進	【企業立地促進事業】 企業の支援体制の整備・拡充を図り、企業の進出や業務拡大の支援を促進します。

### 計画の目指す状態

- 川根工業団地に企業が進出し、地域雇用等が増加しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「工業用地整備や企業誘致の推進」に対する満足度(5点満点中)	2.7点	向上
2	年間製造品出荷額	1,348,067万円	増加



## 第4章第4項 観光、地場産業、一目千本桜に関する基本計画

～地域資源を活かした観光物産振興をはかる～

### 基本方針

農商工が連携して、地域の資源を生かし、新商品開発や販路開拓、ブランド化に取り組めます。

また、多くの住民や企業と協力し、一目千本桜の維持管理に努めるとともに、町の歴史や文化も取り入れた観光施策を推進します。

### 施策の概要

#### ①観光物産の振興と農商工連携、地場製品のブランド化の推進

観光物産協会の組織強化を支援しながら、農商工連携のしくみづくりや地場製品の情報発信とブランド化への取り組みを行います。また、「桜まつり」を始めとするイベントについては、内容の洗練と向上に努めるとともに、来場者の安全確保等に優先して取り組みます。

#### ②桜樹保護の推進

桜樹保護に協力している団体や学校地域住民と連携し、桜樹の保護対策や補植活動を推進します。

### 現状と課題

- 町の特産品の積極的な活用や新たな商品開発や農商工連携による大河原ブランド（名物・名産品）の創造が求められています。
- 町ではこれまで、グルメコンテストや高校生による新商品の開発などにより、地場製品のブランド化を推進してきました。
- 町の観光PRキャラクター「さくらっきー」は、マスコミでの取り上げや多くのイベントへの参加によりその人気が高まっています。
- 観光の振興とイベントについては、「一目千本桜」や「さくらっきー」の知名度の向上に伴い、各イベントの来客数は増加していますが、その一方で、来客数の増加による、渋滞の発生や駐車場不足、ゴミ処理などの問題が深刻化しています。
- 加えて、イベントの開催における、地域住民の生活環境の保全と来場者等の安全確保も急務となっています。
- 一目千本桜の維持管理は、各種団体や学校、地域住民など様々な方々の協力により行っています。
- しかし、多くの桜樹が腐朽・老木化により、倒木の危険性も増大してきているため、桜樹の適切な更新が必要になっています。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①観光物産の振興施策と農商工連携、地場産品のブランド化の推進	<p>【観光物産協会関係補助事業】 観光物産を推進するため、オータムフェスティバルの開催や観光物産協会の事業に補助を行います。</p> <p>【観光物産振興助成事業】 桜まつりや夏まつりの実行委員会に対し助成を行います。</p> <p>【農商工連携事業】 地元特産品を利用し、食品等の加工・販売の促進を図ります。</p> <p>【大河原の秘宝探し検討事業】 隠れた町内の観光振興に資する資源を発掘して、保全、支援、活用を図るための事業内容や実施体制を検討します。</p>
②桜樹保護の推進	<p>【桜樹保護事業】 桜樹の剪定、害虫駆除、テングス病除などを各種団体と協力して実施します。</p>

### 計画の目指す状態

- 大河原名物（ブランド）、一目千本桜、さくらっきーなどの相乗効果で、町がイメージアップし、地場産業が活性化しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「観光と地場産品の振興」に対する満足度(5点満点中)	3.3点	向上
2	観光物産協会への加入者数	229事業所	239事業所
3	桜まつりへの入込数	26万人	維持
4	白石川堤の桜樹本数	762本	維持

## 第4章第5項 労政に関する基本計画

～生き生きと働ける就労環境をつくる～

### 基本方針

関係機関と連携を図りながら雇用促進をはかるとともに、企業の育成支援を図ります。また、正規雇用への転換支援など、町独自の支援施策について調査・検討します。

高齢者の就業機会の確保と社会参加を促すため、シルバー人材センターの活動充実に支援します。

### 施策の概要

#### ①雇用環境整備の推進

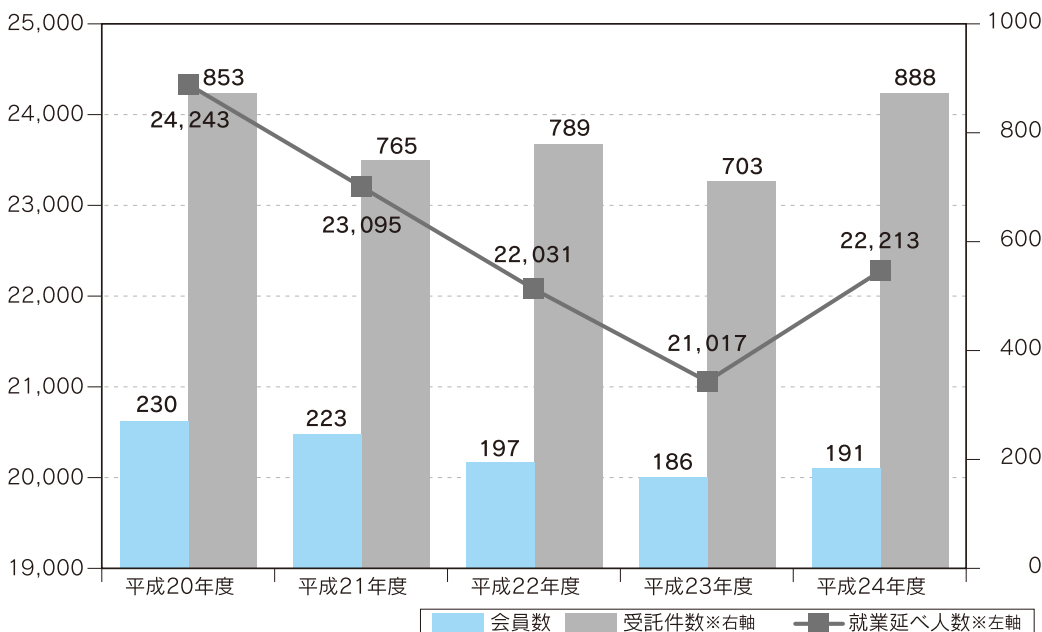
ハローワークをはじめ関係機関と連携を図り、雇用情報の提供や企業に対する雇用促進を働きかけるほか、緊急雇用創出事業等の対策事業にも積極的に取り組みます。また、シルバー人材センターの支援を行います。さらに、短時間勤務正社員制度の推進に取り組むなど家庭と仕事の両立を支援する企業への支援について調査・検討します。

### 現状と課題

- 雇用に関する政策は、国による経済政策や関連法律等の制定、広域行政を担当する県レベルでの対応が中心となるべきものですが、厳しく不安定な雇用情勢が続く中で、基礎的自治体である町においても、国・県の関連機関と連携するとともに、地域に即した雇用促進策を展開する必要が出てきています。
- 国の緊急雇用創出事業等を活用しながら雇用を促進します。(制度は平成26年度で終了の見込み)
- 就労人口が減少し高齢化社会が進み、定年制の延長等が現実のものとなってきています。このようななか、シルバー人材センターは、その役割等の再編成とこれまで以上の事業開拓、会員増強などが求められています。

#### ●参考データ

#### シルバー人材センター会員数等の推移



資料：大河原町主要施策の成果説明書

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①雇用環境整備の推進	<b>【家族に優しい働き方支援事業】</b> 短時間勤務正社員制度の推進に取り組むなど家庭と仕事の両立を支援する企業(事業主)を支援する町の独自施策を検討します。 <b>【シルバー人材センター運営補助事業】</b> シルバー人材センターの充実を図るため、運営に関する補助を行います。

### 計画の目指す状態

- ハローワーク大河原管内の有効求人倍率が向上しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	シルバー人材センターの会員数	191人	250人



## 第4章第6項 大河原町地方卸売市場(特別会計)に関する基本計画

～地場産青果の流通拠点の形成をはかる～

### 基本方針

農業と商業の連携や地域の流通拠点として、施設の存続を目指すとともに、地産地消の推進や生産者の育成・支援にも関与します。

### 施策の概要

#### ①大河原町地方卸売市場の計画的で適正な管理運営

地場産青果の流通拠点として、適正な施設の整備・管理を行うとともに、地産地消の推進や生産者の育成・支援も目指します。

### 現状と課題

- 大河原町地方卸売市場は昭和49年に大河原町長を開設者として設置された公設青果市場です。平成22年9月に、白石、角田の卸売市場と合併し現在に至っています。
- およそ6,000㎡の敷地に卸売場、事務所等1,300㎡の施設があり、セリなどの市場運営は、仙南2市7町などで出資している「(株)仙南青果」で行っています。
- 町では、市場の施設使用料を受け取り、卸売場等施設の修繕や整備を行っています。
- 独自の流通システムを持つ大手スーパーの進出による個人商店の減少や、農家の高齢化による出荷量の減少等、地元商店を対象にする地方卸売市場をとりまく環境は大変厳しいものがあります。
- 地産地消の推進、食の安全性の確保、TPP問題に関連した地域の流通経路の確保等、市場の重要性が見直されています。





## 施策の展開

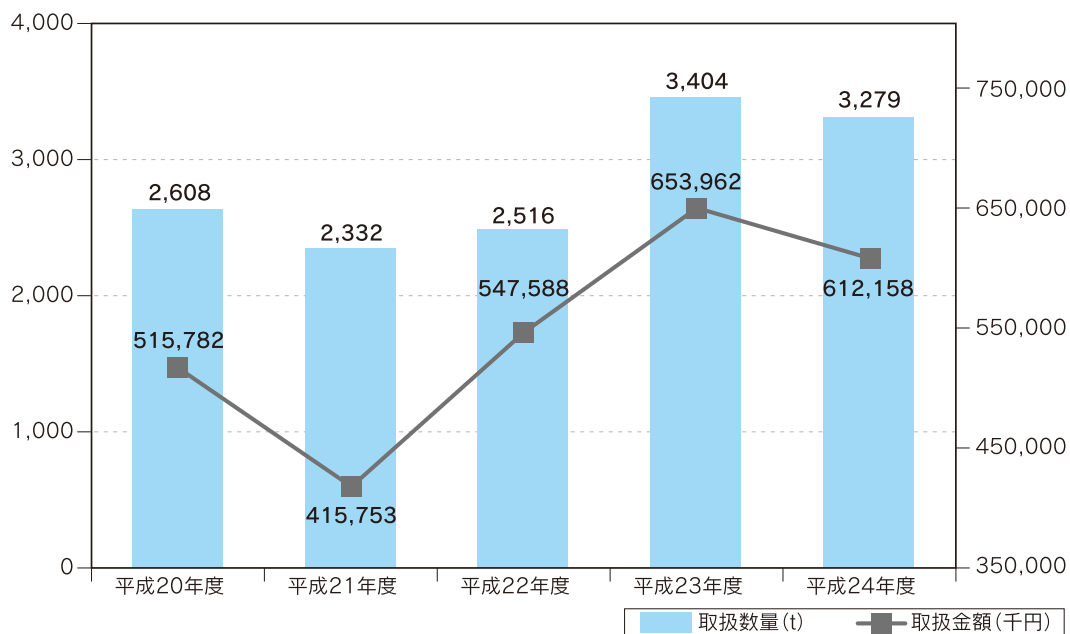
施策の名称	主な取り組み
①大河原町地方卸売市場の計画的で適正な管理運営	【市場運営管理事業】 農業と商業の連携や地域の流通拠点として、施設を適正に管理運営します。

### 計画の目指す状態

- 地元生産者からの出荷量が増え、市場の年間取扱量が増加しています。

### ●参考データ

大河原町地方卸売市場取扱数量、金額の推移



資料：大河原町主要施策の成果説明書





## Ⅱ 後期基本計画 4. 分野別計画

---

### 第5章 学校教育、生涯学習

## 第5章第1項 教育委員会、教育総務に関する基本計画

～豊かな人間性を育み、明日の社会を担う人材を育てる教育環境をつくる～

### 基本方針

教育振興基本計画に沿って施策を実施し、教育・文化の振興に努めます。学校教育では、児童生徒の個性を生かしながら、学力向上に努め社会の変化に自ら対処できる能力を養う教育を目指します。また、安全で安心して教育を受けられる環境の充実を図ります。

### 施策の概要

#### ①教育の中立性と教育行政の安定性の確保

平成24年度に策定した大河原町教育振興基本計画の指針に沿った、学校教育、社会教育の施策を実施し、少子高齢化、学力向上、家庭、地域の教育力といった今日的課題に対応した教育行政の推進に努めます。

#### ②子ども達の健全育成と教育環境向上の推進

校内研修の充実強化と実践的研究を推進し、学力向上に向け、学校全体で学力向上に取り組む体制を作るとともに、学級編制弾力化事業を取り入れて児童生徒のきめ細やかな指導が可能となる体制を作ります。

#### ③就学指導の推進

円滑な学校生活を送るために健康診断等の就学指導を推進します。

### 現状と課題

- 定例の教育委員会は毎月1回開催し、事務局、教育機関の活動を把握しながら、少子高齢化の進展、学力向上問題、家庭、地域の教育力の再生といった現在の課題を踏まえた施策を実施しています。
- 学力調査の結果が前年より向上しているところが見られ、各学校での努力の成果が表れているものの、更なる向上への取り組みの工夫が求められています。また、中1ギャップ、小中連携といった課題の解決が、直接学力向上の成果につながるひとつの大きなポイントになっています。
- 就学相談及び学校見学を行い、保護者の不安を解消し理解の上で進学できる状況を作っています。
- 障がいの重い児童・生徒が支援学級に在籍しており、また、軽度の児童・生徒が普通学級に入る傾向があるため、施設の整備や人員の増員など学校での対応が求められています。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①教育の中立性と教育行政の安定性の確保	<b>【教育員会運営事業】</b> 毎月1回の定例会及び必要に応じて臨時会を開催し、教育行政の審議を行います。
②子ども達の健全育成と教育環境向上の推進	<b>【教育相談事業】</b> 不登校、いじめ、非行などの様々な問題に対する教育相談を実施します。 <b>【外国語指導助手招致事業】</b> 児童生徒の外国語能力の向上と国際理解を促進するため、外国人を招致します。 <b>【学校司書補助員配置事業】</b> 学校図書の利用促進を促し、読書による読解力を身に付けます。 <b>【学力向上充実支援事業】</b> 学力向上に向けて、標準学力調査や教科書に沿った問題を自由に出題できるシステムを活用し、児童生徒の学習に役立てます。 <b>【学級編成弾力化事業】</b> 学力向上に向け、現在1クラス40人学級を行っている学級編成を少人数化(35人学級)にして授業を行うことを検討します。 <b>【金ヶ瀬小中一貫校検討事業】</b> 希望の進路を実現する学力向上を図るため、金ヶ瀬小中一貫校の検討を行います。
③就学指導の推進	<b>【障がい児就学指導事業】</b> 障がいのある児童生徒一人ひとりに合った教育を実施するため、就学指導審議会及び専門委員会を開催します。 <b>【就学時健康診断事業】</b> 翌年小学校に入学する幼児の健康診断を実施します。

### 計画の目指す状態

- 児童、生徒の学力が向上しています。
- 各種課題に対応した教育行政が推進され、教育環境が向上しています。
- 円滑な学校生活を送るために健康診断等の就学指導が適正に行われています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「学校教育の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.7点	4.0点
2	教職員自主研修会の実施回数	3回	3回

## 第5章第2項(1) 大河原小学校 (2) 大河原南小学校 (3) 金ヶ瀬小学校 に関する基本計画

～人間性豊かな心を持ち、心身共に健康で生きる力を身につけた児童の育成～

### 基本方針

児童の安全確保を図るため、計画的に学校施設を改修し快適な施設の整備を目指します。また、平等に教育を受けられるようにし豊かな心と生きる力を育む教育を推進します。

### 施策の概要

#### ①円滑な学校運営の推進

教職員、教員補助者等の増員により児童とのふれあう時間を増やし、学習面、生活面の指導の充実を図ります。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用も推進します。

#### ②安全で快適な学校施設整備の推進

学校施設を計画的に点検及び改修し、安全で安心な学校施設の整備を推進します。

#### ③豊かな心と生きる力を育む教育の振興

駅前図書館との連携や蔵書数を増加するなど学校や家庭での読書活動の推進を図り、想像力や思考力、読解力等を育む読書教育をさらに向上させます。情報の氾濫が著しい中で、青少年の健全育成の面からも情報化社会での問題点についてしっかり指導、教育をして情報教育の推進を図ります。また、音楽や演劇などの芸術にふれることで情操を育み、豊かな心の育成に取り組みます。

### 現状と課題

- 学校運営については、教師の適切な指導による良好な学級運営がなされている半面、家庭的な課題を抱えた児童の増加、授業に適応しにくい児童の存在、教師が子どもとふれあう時間の減少など、教育現場の課題も多く、学校全体での取り組みが必要となっています。
- 学校施設については、老朽化が進んでいるため、安全で快適な教育環境を確保するためにも、計画的な学校施設の改修が必要になっています。
- 社会情勢の変化に即した情報教育と国際社会に適応できる広い視野を持った人材の育成が求められています。
- 中学校入学直後、環境や学習の変化になじめない中1ギャップの解消のために、小学校高学年での教科担任制の導入拡大が必要とされています。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①円滑な学校運営の推進	<p>【学校運営事業】 光熱水費や機器の賃借料など学校運営に必要な経費を支出します。</p> <p>【教員補助者設置運営事業】 教職員が授業を円滑に進めるため、指導の補助を行います。</p> <p>【児童健康診断事業】 児童の定期的な健康診断を実施します。</p>
②安全で快適な学校施設整備の推進	<p>【学校施設維持管理事業】 清掃や警備など学校施設の業務委託や計画的な修繕を実施します。</p> <p>【校舎改修事業】 校舎の改修工事を計画的に実施します。</p>
③豊かな心と生きる力を育む教育の振興	<p>【就学援助事業】 要保護、準要保護の児童の保護者に学用品等の援助を行います。</p> <p>【図書整備事業】 図書室の図書を計画的に増やします。</p> <p>【情報教育推進事業】 情報化社会に適応できる児童の育成のため、情報教育を推進します。</p>

### 計画の目指す状態

- 学校教育、学校施設の充実に関する満足度が向上しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「学校教育の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.7点	4.0点
2	「学校施設の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.7点	4.0点

## 第5章第2項(4) 大河原中学校 (5) 金ヶ瀬中学校 に関する基本計画

～校訓を尊び自ら学ぶ意識と豊かな心を持ち、心身を鍛えるたくましい生徒の育成～

### 基本方針

生徒の安全確保を図るために、計画的な学校施設を改修し快適な施設を目指します。また、平等に教育を受けられるようにし豊かな心と生きる力を育む教育を推進します。

### 施策の概要

#### ①円滑な学校運営の推進

教職員、教員補助者等の増員により生徒とのふれあう時間を増やし、学習面、生活面の指導の充実を図ります。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を推進します。

#### ②安全で快適な学校施設整備の推進

学校施設を計画的に点検及び改修し、安全で安心な学校施設の整備を推進します。

#### ③豊かな心と生きる力を育む教育の振興

駅前図書館との連携や蔵書数を増加するなど学校や家庭での読書活動の推進を図り、想像力や思考力、読解力等を育む読書教育をさらに向上させます。情報の氾濫が著しい中で、青少年の健全育成の面からも情報化社会での問題点についてしっかり指導、教育をして情報教育の推進を図ります。また、音楽や演劇などの芸術にふれることで情操を育み、豊かな心の育成に取り組みます。

### 現状と課題

- 学校運営については、教師の適切な指導による良好な学級運営がなされている半面、家庭的な課題を抱えた生徒の増加、授業に適応しにくい生徒の存在、教師とのふれあう時間の減少など、教育現場の課題も多く、学校全体での取り組みが必要となっています。
- いじめ、不登校、校内暴力等に適切な指導体制が求められています。また、携帯電話のトラブルなど情報社会の著しい変化と危険性に対する指導体制が必要です。
- 進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身に付け社会人・職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育の推進が求められています。
- 大河原中学校の伝統行事「立志式」では、生徒が職場体験などを通して学んだ“自らの生き方”を発表し、高い評価を得ています。
- 金ヶ瀬中学校の「地域防災訓練」では、生徒が地域の方々との協働で積極的に避難訓練、炊き出し訓練、避難所運営等を行っています。このことは、災害時に担う中学生の先進的な取り組みとして注目されています。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①円滑な学校運営の推進	<p>【学校運営事業】 光熱水費や機器の賃借料などなど学校運営に必要な経費を支出します。</p> <p>【教員補助者設置運営事業】 教職員が授業を円滑に進めるため、指導の補助を行います。</p> <p>【児童健康診断事業】 児童の定期的な健康診断を実施します。</p>
②安全で快適な学校施設整備の推進	<p>【学校施設維持管理事業】 清掃や警備など学校施設の業務委託や計画的な修繕を実施します。</p> <p>【校舎改修事業】 校舎の改修工事を計画的に実施します。</p> <p>【金ヶ瀬中学校屋内運動場建設等事業】 老朽化した金ヶ瀬中学校体育館を建て替えます。</p>
③豊かな心と生きる力を育む教育の振興	<p>【就学援助事業】 要保護、準要保護の児童の保護者に学用品等の援助を行います。</p> <p>【図書整備事業】 図書室の図書を計画的に増やします。</p> <p>【情報教育推進事業】 情報化社会に適應できる児童の育成のため、情報教育を推進します。</p>

### 計画の目指す状態

- 学校教育、学校施設の充実に関する満足度が向上しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「学校教育の充実」に対する満足度 (5点満点中)	3.7点	4.0点
2	「学校施設の充実」に対する満足度 (5点満点中)	3.7点	4.0点



## 第5章第2項(6) 学校給食センターに関する基本計画

～栄養バランスのとれた学校給食により、児童生徒の健康増進を図る～

### 基本方針

安全で栄養バランスのとれた給食を提供するため、徹底した衛生管理と給食施設・設備の適正な維持管理に努めます。また、老朽化した施設の新設を検討します。

### 施策の概要

#### ①適正な学校給食センター運営の推進

学校給食に関し、より良い運営を行うため、調査審議を行います。

#### ②健康に配慮した給食づくりの推進

安全で楽しく、栄養バランスのとれた給食により、児童生徒の健全な心身の維持・増進と、望ましい食習慣の形成に努めます。

#### ③衛生と安全に配慮した施設の維持管理

安全な給食を提供するため、徹底した衛生管理と給食施設・設備の適正な維持管理に努めます。

#### ④施設管理運営の民間委託

給食事業の円滑な実施と効率的かつ効果的な行政運営を図るため、調理業務及び運搬業務の民間委託を行います。

#### ⑤学校給食センター新設の検討

学校給食センター施設が老朽化しているため、新設を検討します。

### 現状と課題

- 町内の小学校3校、中学校2校に1日約2,250人分の給食を提供しています。
- 給食費の収納については、各小中学校と給食センターが密に連絡を取りながら、臨戸徴収などを行い、収納率向上に努めています。
- 地元農家との連携を図りながら地産地消の推進を図り、地場野菜等の利用に努めています。
- 文部科学省の学校給食基準に沿いながら、安全で栄養バランスのとれた給食を提供できる給食づくりを推進しています。
- 調理業務及び運搬業務について、児童・生徒の心身の健全な発達に資するため、安全・安心で安定的に供給されるよう業務委託し、給食事業の円滑な実施と効率的かつ効果的な行政運営を図っています。
- 課題として、施設の老朽化が進んでいるため、給食センターを新設する必要があります。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①適正なセンター運営の推進	【学校給食運営審議会事業】 より良い学校給食事業運営を行うため、審議会を開催します。
②健康に配慮した給食づくりの推進	【給食材料購入事業】 安全で栄養バランスのとれた給食を提供するため、国の基準に沿った献立を作成します。また、地場野菜等の利用推進を図ります。 【厨房機器(備品)整備事業】 老朽化して継続使用が難しい厨房機器(備品)を計画的に更新します。
③衛生と安全に配慮した施設の維持管理	【施設維持管理事業】 安全・安心な給食提供するため、施設・設備の適正な維持管理を行います。
④施設管理運営の民間委託	【施設管理運営の民間委託事業】 調理業務及び運搬業務の民間委託を行います。
⑤学校給食センター新設の検討	【学校給食センター整備検討事業】 時期、場所、建て替え手法等について検討を進めます。

### 計画の目指す状態

- 学校給食サービスの充実に対する満足度が向上しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「学校給食サービスの充実」に対する満足度(5点満点中)	3.8点	向上
2	給食費の現年度分収納率(%)	99.41%	99.50%
3	食品品目数ベースでの地場野菜等利用割合(%)	21.94%	22.00%

## 第5章第3項(1) 生涯学習、社会教育に関する基本計画

～互いに磨き合い、共に生きる力を育む生涯学習の環境をつくる～

### 基本方針

生涯学習基本計画を策定し、生涯学習推進のための体制を整備するとともに、社会教育事業を推進します。

### 施策の概要

#### ①生涯学習推進体制の整備

生涯学習推進のため生涯学習基本計画策定と体制整備を図ります。また、生涯学習や健康増進の機会を提供するために、「おおがわら町民学園」を開催します。

#### ②生涯学習、社会教育事業の推進

生涯を通じて主体的に学習できる体制づくりと社会教育事業を推進します。

#### ③仙南地域広域行政事務組合負担金

視聴覚教材センターの活用促進に努めます。

### 現状と課題

- 生涯学習基本構想に基づき、町民が生涯にわたり楽しく学べるような環境整備を推進しています。
- それぞれの生活課題解決のために社会教育が果たすべき役割を踏まえて、各年代の教室講座の開催、研究会等を実施しています。
- 社会教育推進のために各種団体、教育機関との連携を図っています。
- 第5次長期総合計画に基づく、新しい生涯学習基本計画の策定が必要となっています。
- 国際化・高度情報化の進展や「知識基盤社会の現実化」など大きな社会変化の中で、これまで以上に今後の社会を支える「人づくり」の重要性が増し、生涯学習に対する期待と要請が高まっています。
- 町民が、生涯にわたり、生きがいのある生活を送ることができるよう、町民のニーズに対応した学習環境づくりを目指していく必要があります。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①生涯学習推進体制の整備	<p>【社会教育指導員事業】 社会教育の振興充実を図るため社会教育指導員を配置し、社会教育を行う者に専門的な指導助言を行います。</p> <p>【生涯学習基本計画策定事業】 大河原町教育振興基本計画に基づいた「新生涯学習基本計画」を策定します。</p> <p>【おおがわら町民学園事業】 町民の生きがいづくりと健康増進を図ることを目的として、大河原町世代交流いきいきプラザなど各施設においてさまざまな分野で体験や学習ができる「おおがわら町民学園」を開設します。</p>
②生涯学習、社会教育事業の推進	<p>【社会教育事業】 各世代のニーズに即した生涯学習、社会教育事業を実施、推進します。</p>
③仙南地域広域行政事務組合負担金	<p>【視聴覚教育事業】 視聴覚教材センターの運営経費を適正に負担します。</p>

### 計画の目指す状態

- 生涯学習事業への参加者が増加しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「生涯学習の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.5点	向上
2	学校支援地域本部事業における登下校見守隊、図書館ボランティアなどの登録者数	136名	200名

## 第5章第3項(2) 芸術文化に関する基本計画

～誰もが身近に芸術文化に親しめる環境づくり～

### 基本方針

多様な芸術文化に身近に触れる機会を提供することにより芸術文化に親しめる環境をつくとともに、社会教育活動を推進します。

### 施策の概要

#### ①えすこホール運営事業の推進

仙南芸術文化センターの利用促進と芸術文化活動の普及を推進します。

#### ②青少年芸術鑑賞事業の推進

県などと共催による鑑賞事業を効果的に開催し、青少年の鑑賞能力の向上を図ります。

#### ③社会教育活動の推進

社会教育活動を推進します。

### 現状と課題

- 仙南広域行政事務組合が管理運営し、大河原町が費用の6割以上を負担している仙南芸術文化センターを、芸術文化活動に触れる施設として多くの町民が利用しています。
- 小中学生が、優れた芸術文化に触れる機会として、学校と連携しながら巡回小劇場、青少年劇場小公演を開催しています。
- 各種社会教育団体等の活動支援のための補助金交付を行っています。
- より多くの町民が芸術文化活動に触れる機会を作るため、メディアの特性を活かした広報活動、情報提供の方法を研究、実施する必要があります。
- より多くの町民が、えすこホールを訪れ、見、聴き、体験することから、芸術文化を身近に感じる感性を磨き、自ら芸術文化を作り上げる側になっていけるように働きかけを行う必要があります。
- まちの歴史、文化を誇りにできるような周知、啓蒙活動が必要です。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①えずこホール運営事業の推進	【圏域文化振興事業】 えずこホールの運営にかかる経費を負担し、各種芸術番組の講演、住民参加型文化活動を推進します。
②青少年芸術鑑賞事業の推進	【巡回小劇場事業】 小中学生を対象とした巡回小劇場を県と共催で開催し、本物の音楽、演劇を鑑賞することで、小中学生の芸術・文化を理解する力を養います。
③社会教育活動の推進	【社会教育団体等各種負担金交付事業】 各種社会教育団体に補助金等を交付し、団体の活動を支援します。 【社会教育活動各種負担金交付事業】 各種社会教育活動の会議等に負担金を支出し、活動の推進を図ります。

### 計画の目指す状態

- 文化・芸術の振興に関する満足度が向上しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「文化・芸術の振興」に対する満足度(5点満点中)	3.6点	向上



## 第5章第3項(3) 文化財に関する基本計画

～歴史を大切にし、新しい文化を創造する環境づくり～

### 基本方針

歴史や文化を正しく理解し、将来の文化的向上のため、文化資源の保護と活用を図ります。

### 施策の概要

#### ①文化財保護委員の活動推進

文化財保護活動を推進するため委員の活動を円滑に推進します。

#### ②文化資源の保護と活用

文化財保護のための研修会、展示会、史跡公園の管理を行い、文化財保護の意識高揚を図ります。

### 現状と課題

- 小山田やすとこ保存会と堤神楽保存会を無形民俗文化財に、阿弥陀如来漆箔坐像（繁昌院所有）と金ヶ瀬薬師堂板碑群（香林寺所有）を有形文化財に町が指定し保存・保護に努めています。また、鱈口（大高山神社所有）は国の重要文化財に指定されています。
- 町内81ヶ所の埋蔵文化財包蔵地の保護に努めています。また、史跡などの説明板や標柱の設置をし文化財の周知を図っています。
- 町民の文化財保護の意識の高揚を図るため、民俗資料企画展、民俗資料収蔵室一般公開や文化財講演会などを行っています。
- 町民の文化財に関する周知、保護活動に対する関心などを高める牽引力となってきた文化財保護委員の高齢化が心配されます。
- 民俗資料収蔵室には他市町に類を見ない数量の収集品を収蔵しています。しかし、経年による劣化が進み、今後活用するうえでも学術的な体系化や研究、保存をする必要があります。
- そのためにも、民俗資料収蔵室の保全、管理及び今後の大規模修繕計画などが必要となっています
- 民俗資料等を展示、公開できる施設の検討と整理作業を行っています。また、民俗資料収蔵室を整理し、民俗資料等を年1回一般公開しています。



## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①文化財保護委員の活動推進	<p>【文化財保護委員事業】</p> <p>文化財の保護や維持、継承、などの問題解決のため文化財保護委員会を開催並びに委員の自己啓発のための研修会を開催します。</p>
②文化資源の保護と活用	<p>【文化財保護事業】</p> <p>町民の財産としての文化財の保護を行うため史跡標柱の設置や民俗資料台帳の整備を行います。</p> <p>【文化財研修事業】</p> <p>町民の文化財に関する関心理解を深めるため、町民文化財移動講座、文化財講演会、民俗資料企画展などを開催します。</p> <p>【有形・無形指定文化財保護事業】</p> <p>町指定の有形、無形文化財の保護、普及、活用に努めるため、無形文化財継承団体に対する補助、活動の助成を行います。</p>

### 計画の目指す状態

- 文化財が適正に保護され、有効に活用されています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「文化・芸術の振興」に対する満足度(5点満点中)	3.6点	向上





## 第5章第3項(4) 体育振興に関する基本計画

～ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーションを生涯楽しめる環境整備～

### 基本方針

住民の健康志向と体力づくりへの意欲の高まりに応えるため、スポーツ施設の整備と指導者の養成及び愛好会等スポーツ団体の育成を図るとともに、総合型地域スポーツクラブを含めた環境の整備に取り組みます。

### 施策の概要

#### ①生涯スポーツの振興推進

スポーツ推進委員など指導者の養成を図ります。また、町民を対象としたレクリエーション大会や小学生児童を対象としたスポーツ大会の実施を推進するとともに、スポーツ団体が行う教室・大会への支援を行い、総合型地域スポーツクラブを含めた環境の整備に取り組むなど、誰もが気軽に参加でき町民の健康が増進できる環境をつくります。

#### ②学校体育施設の開放と活用の推進

学校体育施設の活用を推進し、自主的なクラブ活動の支援を図ります。

#### ③体育施設の効率的な維持・管理

総合体育館、テニスコート、多目的広場、東部屋内運動場・東部グラウンドの適正な運営と効率的な維持管理を図ります。

### 現状と課題

- 平成23年5月に運営を開始した東部グラウンド、東部屋内運動場は、23年度7,074人、24年度12,646人と年間利用者数が増えており、地域のスポーツ振興及びコミュニティの醸成に活用されています。
- 総合体育館の年間利用者数は、23年度105,325人、24年度95,705人と減少傾向にありますが、健康体操教室や幼児スポーツ教室、ノルディックウォーキング教室の実施など、健康づくりやスポーツ愛好者増加を目指した事業を行っています。
- 総合体育館は平成6年の開館から19年が経過し、修繕等の必要なところが多く見られるようになっています。
- 指定管理者制度の導入により、効率的な施設運営を図りながら、NPO法人による各種スポーツ教室・大会の運営等、総合体育館の様々な事業が展開されています。
- 健康づくり、体力づくりについての指導者の養成、教室やイベントの開催、プログラムの開発など、いつでもだれでも取り組める環境整備を行なう必要があります。
- 総合体育館、多目的グラウンド、テニスコートについて経年劣化に対処する維持管理を行い、安全且つ効果的な施設の利用環境をつくる必要があります。
- 他の部局、機関、団体との連携を深めて、効果的な健康づくりを推進する必要があります。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①生涯スポーツの振興推進	<b>【スポーツ推進会議事業】</b> スポーツ推進委員会、スポーツ振興審議会を開催します。 <b>【各種スポーツ振興事業】</b> 誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを行います。
②学校体育施設の開放と活用の推進	<b>【体育館及び校庭の開放事業】</b> 学校体育施設を開放し、スポーツ施設を有効に活用します。
③体育施設の効率的な維持・管理	<b>【体育施設維持管理・運営事業】</b> 体育施設の適正な運営と効率的な維持管理を行います。

### 計画の目指す状態

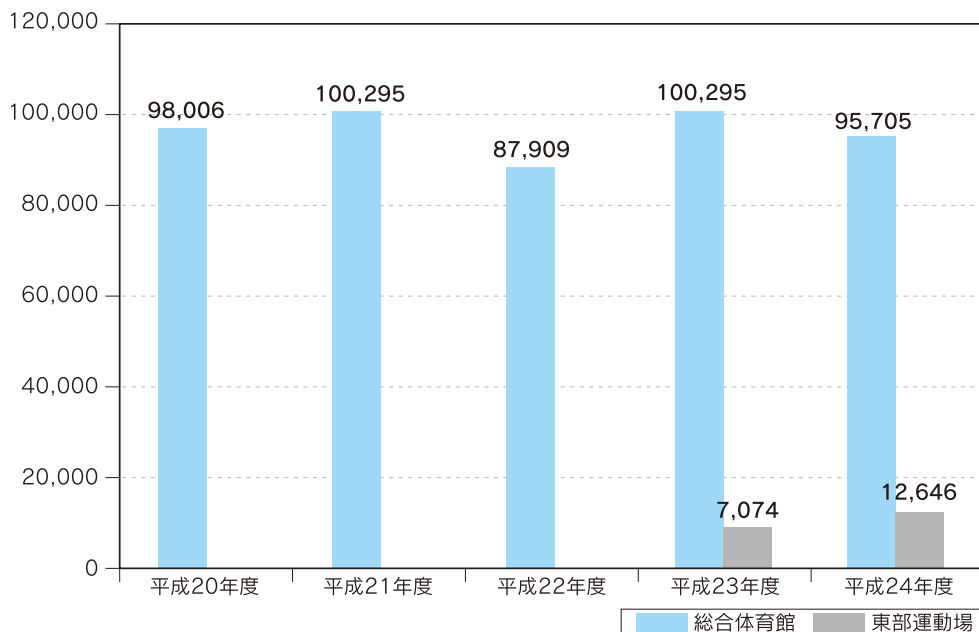
- スポーツ施設の利用者やスポーツ・レクリエーションの催しへの参加者が増加しています。
- スポーツ愛好者が増加し、健康な町民が増えてきています。
- スポーツを通してコミュニティが形成され、地域づくりに貢献しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「スポーツの振興」に対する満足度(5点満点中)	3.4点	向上
2	「生涯学習の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.5点	向上
3	体育施設(総合体育館及び東部運動場)の利用者数合計(年間)	108,351人	増加

### ●参考データ

#### 総合体育館、東部運動場年間利用者数



資料：大河原町主要施策の成果説明書

## 第5章第4項(1) 中央公民館に関する基本計画

～生涯学習活動の拠点の場として共に学び育つ学習環境～

### 基本方針

町民の生涯学習活動拠点として、さまざまなニーズに対応できる環境の整備を図ります。

### 施策の概要

#### ①適切な公民館の運営管理

適切な運営管理を行い町民が使いやすい公民館の運営を推進します。

#### ②快適な施設環境づくりの推進

公民館の施設改修、備品の充実等に努め、快適な施設環境づくりを推進します。

#### ③生涯学習事業の推進

幼児から高齢者まで町民全ての学習機会の充実や公民館活用による地域住民活動支援を推進します。

#### ④身近な芸術・文化の活動の推進

文化協会の活動支援により生涯学習振興を推進します。

#### ⑤文化的資源の保護及び活用

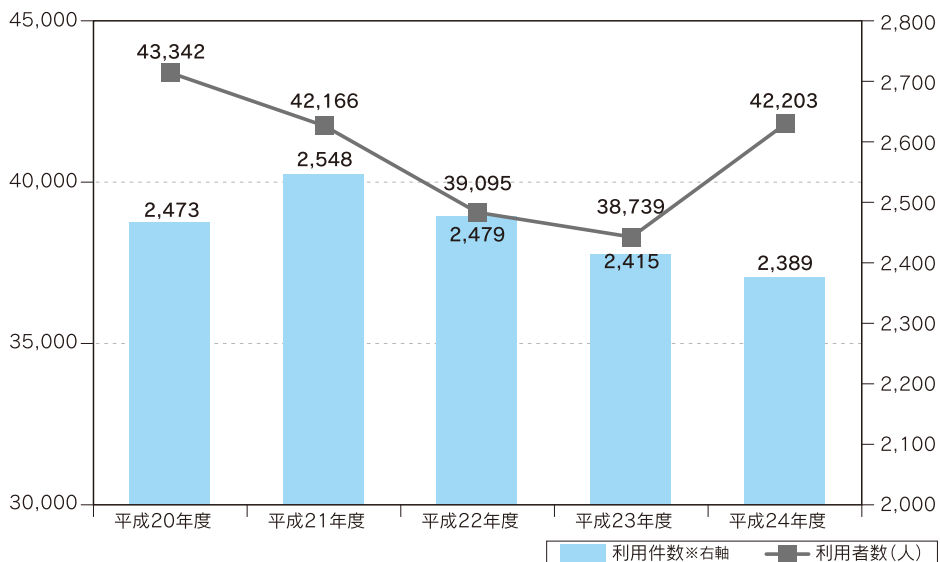
佐藤佐太郎、尾形亀之助、村井江三といった大河原町出身の文人に関する資料を保存し、生涯学習等への活用を推進します。

### 現状と課題

- 平成24年度の利用件数は2,389件で、利用者数は42,203人でした。
- 平成24年度の事業は、青少年教育5事業、成人教育9事業、高齢者教育を2事業開催したほか、ボランティア講師による講座も17講座を開催しました。
- 昭和55年の建築から33年経過が経過し、施設が老朽化していることに伴い、空調設備や屋上防水工事などの老朽化対策が必要となっています。
- 佐藤佐太郎はじめ、尾形亀之助や村井江三といった大河原町出身の文人に関する資料を貸し出し、生涯学習活動の推進に役立っています。

### ●参考データ

#### 中央公民館の利用者数の推移



資料：大河原町主要施策の成果説明書

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①適切な公民館の運営管理	【中央公民館運営管理事業】 中央公民館の適切な運営を推進します。
②快適な施設環境づくりの推進	【一般施設維持管理事業】 利用者が使いやすい施設環境づくりを推進します。
③生涯学習事業の推進	【中央公民館生涯学習事業】 各種生涯学習事業を実施し、町民の学習機会の充実を図ります。 【ボランティア講師による学習活動支援事業】 ボランティア講師による住民参加、協働の学習体制を支援します。
④身近な芸術・文化の活動の推進	【大河原町文化協会活動支援事業】 文化協会の事業が円滑に遂行されるよう支援します。 【芸術文化発表機会支援事業】 文化協会に加盟していない団体や各種教室等への参加者の作品を多くの方へ紹介します。
⑤文化的資源の保護及び活用	【文化的資源活用事業】 佐藤佐太郎、尾形亀之助、村井江三といった大河原町出身の文人に関する資料を保存し、生涯学習等への活用を推進します。

### 計画の目指す状態

- 住民の生涯学習拠点として、様々なニーズに対応した事業を展開し、公民館の満足度が向上し、利用者数が増加しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「公民館・図書館の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.5点	向上
2	中央公民館の利用者数	42,203人	42,300人

## 第5章第4項(2) 金ヶ瀬公民館に関する基本計画

～地域の人たちの主体性にもとづく学びとつどいの環境づくり～

### 基本方針

金ヶ瀬地区の生涯学習活動拠点として、さまざまなニーズに対応できる環境の整備を図ります。

### 施策の概要

#### ①適切な公民館の運営管理

適切な運営管理を行い町民が使いやすい公民館の運営を推進します。

#### ②快適な施設環境づくりの推進

公民館の施設改修、備品の充実等に努め、快適な施設環境づくりを推進します。

#### ③生涯学習事業の推進

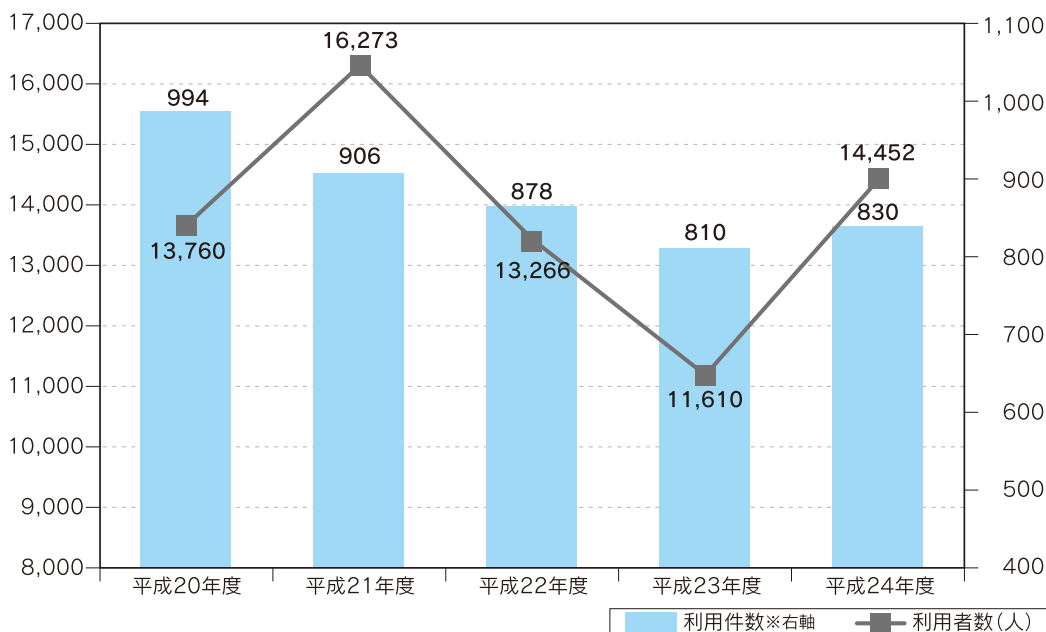
幼児から高齢者まで町民全ての学習機会の充実及び公民館を利用した地域住民活動を支援します。

### 現状と課題

- 平成24年度の利用件数は830件で、利用者数は14,452人でした。
- 平成24年度の事業は、青少年教育2事業、成人教育10事業を開催したほか、ボランティア講師による講座も3講座を開催しました。
- 地域に密着した公民館活動として、ゲートボール、家庭バレーボールなどの体育大会を開催しました。
- 昭和61年7月の建築から27年経過が経過し、施設が老朽化していることに伴い、空調設備や屋上防水工事などの老朽化対策が必要となっています。

### ●参考データ

金ヶ瀬公民館の利用者数の推移



資料：大河原町主要施策の成果説明書

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①適切な公民館の運営管理	【金ヶ瀬公民館運営管理事業】 金ヶ瀬公民館の適切な運営を推進します。
②快適な施設環境づくりの推進	【一般施設維持管理事業】 利用者が使いやすい施設環境づくりを推進します。
③生涯学習事業の推進	【金ヶ瀬公民館生涯学習事業】 各種生涯学習事業を実施し、町民の学習機会の充実を図ります。 【図書室運営事業】 駅前図書館とオンラインで繋ぎ、本の貸出・返却を行います。 【ボランティア講師による学習活動支援事業】 ボランティア講師による住民参加、協働の学習体制を支援します。

### 計画の目指す状態

- 住民の生涯学習拠点として、様々なニーズに対応した事業を展開し、公民館の満足度が向上し、利用者数が増加しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「公民館・図書館の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.5点	向上
2	金ヶ瀬公民館の利用者数	14,452人	14,500人



## 第5章第4項 (3) 駅前図書館に関する基本計画

～住民が求める文化的、知的情報に応えられる図書館をつくる～

### 基本方針

住民が求める生涯学習活動拠点とするため施設の整備と資料の充実に努め、自己研摩の場としての図書館の活用を推進します。

### 施策の概要

#### ① 快適な施設環境づくりの推進

図書館の清掃、整理整頓を行い快適な環境づくりを推進します。

#### ② 図書館利用促進事業の推進

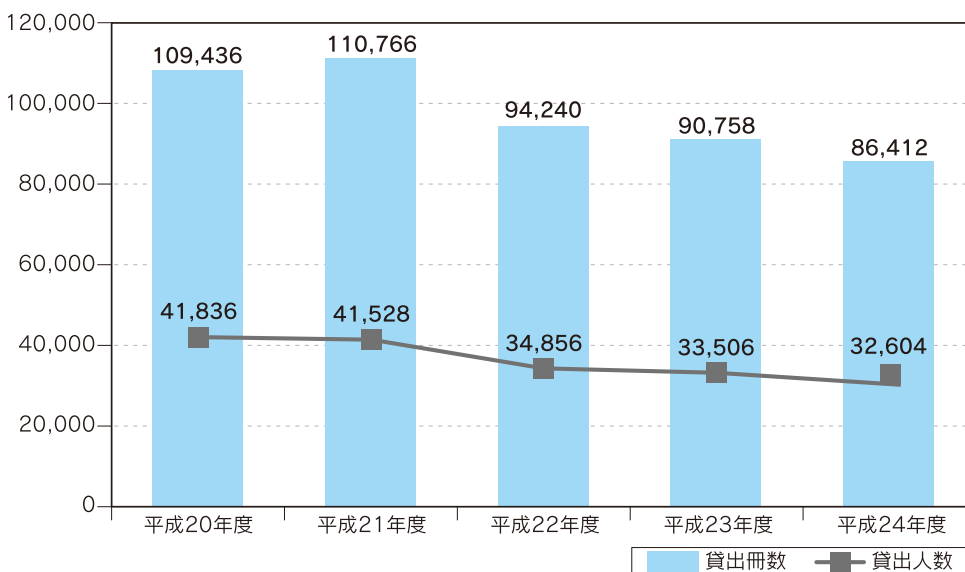
利用者ニーズに沿った図書 の 充 実、 映 像 資 料 の デ ジ タ ル 化 を 促 進 さ せ る こ と に よ り、 図 書 館 の 活 用 を 推 進 し ま す。

### 現状と課題

- 平成12年のオープン以来、来館者は増加傾向にありましたが、蔵王町や柴田町など近隣の町で図書館が新設され、駅前図書館の利用者数は減少傾向にあります。
- 平成23年度に視聴覚機器及び図書館システムを更新し、高画質・大画面でのビデオ・DVDの鑑賞ができるようになり、インターネット・携帯電話による蔵書検索サービスを提供しました。
- 映像資料は、ビデオやカセットテープが多くあるため、DVDやCDなどに更新するなど、映像資料のデジタル化が必要になっています。
- 年2回の館内イベントを参加型に改めたことで、参加者の増加に繋がりました。
- 本町の規模・地域性を考慮した資料構成基準を設け、住民が必要とする資料の提供を行い、また、点訳ボランティアのイベント参加、新たな図書修繕ボランティアの設置などの活動を推進しました。

### ●参考データ

#### 駅前図書館の貸出冊数、貸出人数の推移



資料：大河原町主要施策の成果説明書



## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①快適な施設環境づくりの推進	<p>【駅前図書館運営管理事業】 嘱託職員の教育や親切・丁寧な窓口対応により、利用者が何度も足を運びたいくなるような環境づくりを推進します。</p> <p>【駅前図書館施設維持管理事業】 老朽化した備品の更新・修理や、清潔で安全な落ち着いた空間など、利用者が快適に過ごせる図書館づくりを推進します。</p>
②図書館利用促進事業の推進	<p>【駅前図書館利用推進管理事業】 利用者が館内資料をいつでも利用できる環境づくりに努め、また学校との連携により読書習慣の向上に努めるなど、利用促進を図ります。</p> <p>【駅前図書館資料整備事業】 館内資料の充実に努め、利用者の利便性向上に繋がります。</p> <p>【駅前図書館ボランティア活動事業】 ボランティア活動の推進により、読書の楽しさ、素晴らしさを体感してもらい、利用者の増加を目指します。</p>

### 計画の目指す状態

- 図書館の快適な環境づくりを促進し、利用者数及び貸出資料数が増加しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	貸出資料数(図書)	86,412点	90,000点







## Ⅱ 後期基本計画 4. 分野別計画

---

### 第6章 役場組織・行政経営

## 第6章第1項 窓口サービスに関する基本計画

～来庁者に優しく、利便性の高い窓口サービスの提供を目指す～

### 基本方針

住民情報システムを活用し住民の利便の向上を図るとともに、窓口サービス、相談業務の充実を図ります。

### 施策の概要

#### ①住民情報システム及び戸籍総合システムの有効利用

住民情報システム及び戸籍総合システムの適切な運用と活用により、窓口業務のさらなる迅速処理を目指します。また、総合窓口化と証明書自動交付サービスの導入を検討します。災害等に対応できる情報のバックアップ体制により、速やかに窓口業務を開始できるようにします。

#### ②窓口サービスの向上

延長窓口など求められる窓口サービスの向上に努めるとともに、サービス内容の周知に努めます。

#### ③町民の人権や法律に関する相談事業の推進

町民の人権及び法律に関する相談業務を継続し、求められる相談サービスを提供します。

### 現状と課題

- 新住民情報システム及び戸籍総合システムを導入し、適切な運用と活用により、窓口業務の迅速処理を行っています。
- 来庁者に対し窓口を利用しやすくするため、週1回延長窓口を実施しているほか、年度末・年度初めの休日に窓口を開庁しています。また、金ケ瀬地区住民の利便を図るため、金ケ瀬出張所において、証明書発行事務などのサービスを行っています。
- 町民の人権及び法律に関する相談業務を推進しています。
- 人権に関する啓発活動を子どもから高齢者までを対象に行っています。
- 今後「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（略称「番号法」）の施行に伴い住民情報システムの改修等の対応が必要となります。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①住民情報システム及び戸籍総合システムの有効利用	<b>【住民基本台帳事業】</b> 住民からの異動に関する届出に基づき、住民票を記載または削除を行い、交付申請により謄・抄本を交付します。 <b>【戸籍事務事業】</b> 住民からの戸籍に関する届出に基づき、戸籍を記載または削除を行い、交付申請により謄・抄本を交付します。
②窓口サービスの向上	<b>【窓口サービス向上事業】</b> 夜間延長窓口、年度末・年度初めの休日開庁を継続実施するとともに、窓口サービスの更なる向上を図ります。
③町民の人権や法律に関する相談事業の推進	<b>【無料法律相談事業】</b> 5月から3月までの奇数月第3水曜日に相談所を開設します。 <b>【人権擁護事業】</b> 月曜日から金曜日まで仙台法務局大河原支局で相談所を開設します。

### 計画の目指す状態

- 窓口サービス及び各種相談サービスが充実しており、親切で親しまれる窓口サービスの推進に関する満足度が向上しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「親切で親しまれる窓口サービスの推進」に対する満足度(5点満点中)	3.5点	向上



## 第6章第2項(1) 財政、監査に関する基本計画

～経営感覚あふれる財政運営と適正な管理・監視を図る～

### 基本方針

監査委員による厳正な会計監視と適正な出納業務を基本としながら、中長期的な視点に立って、各種計画、評価等と連動した財政運営に取り組み、財政健全化に努めます。また、財政状況に関する情報を、分かりやすい形で公開します。

### 施策の概要

#### ① 予算・決算の適切な執行監視と指導の推進

監査委員による厳正な会計監視と適正な出納業務を基本としながら、中長期的な視点に立って、安定した財政運営に取り組みます。また、財政状況に関する情報を、分かりやすく取りまとめて公開します。

#### ② 正確な会計管理の推進

歳入歳出にわたり正確な会計管理と的確な金銭管理等を推進します。

#### ③ 安定して堅実な財政運営

企業会計の手法を取り入れた財務書類の作成を通じて、資産・債務に関する情報開示と適正な管理を推進するとともに、財政計画を適正に作成しさらに財政健全化を図ります。

#### ④ 地方債の償還

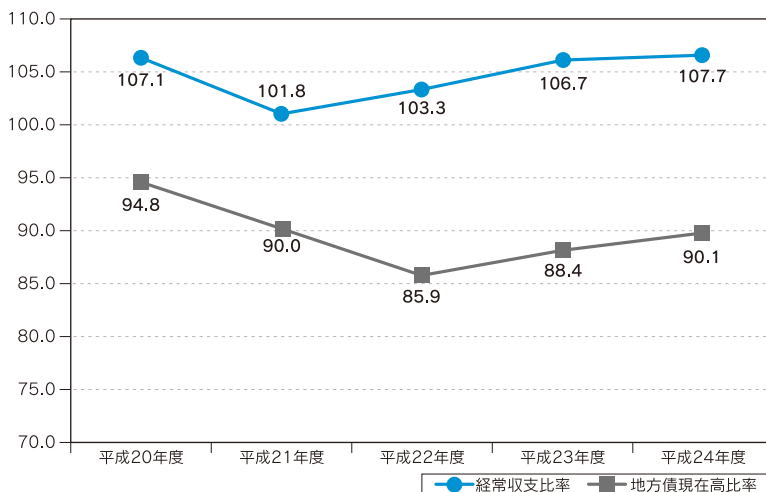
より安定した財政運営を図り、公債費を地方債償還計画どおりに償還します。

### 現状と課題

- 監査業務については、計画的かつ厳正に実施していますが、課題としては、過去に指摘された不適切な事務処理と同様な事案が一部繰り返されている傾向があります。
- 歳入歳出にわたり正確な会計管理と的確な金銭管理等を行っています。
- 堅実で安定した財政運営を心掛け、平成24年度で、経常収支比率90.1%、実質公債費比率3.8%、将来負担比率18.5%、財政調整基金残高1,681,127千円（平成24年度末）と財政状況は改善しています。
- 地方債元金償還額は平成24年度計画値490,781千円に対し、489,877千円となっています。また、後年度の償還負担が財政圧迫を招かないよう計画的な地方債償還に努めています。

### 参考データ

#### 経常収支比率、地方債現在高比率の推移



資料：大河原町決算書

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①予算・決算の適切な執行監視と指導の推進	【監査委員事業】 財務事務執行等の監査・指導を行います。
②正確な会計管理の推進	【財務会計管理事業】 正確な会計管理と的確な金銭管理を行います。
③安定して堅実な財政運営	【財務会計システム管理事業】 財務会計システムの賃借、保守委託料などを行い、確実かつ迅速な財務会計事務の遂行を図ります。 【財政計画等策定事業】 中長期的な財政見通しを立て、これを基本とした実施計画等の策定並びに財政健全化を図ります。 【公会計システム活用事業】 企業会計の考え方を採り入れた公会計システムを活用し、資産や債務及び行政コスト等を把握することにより、資産の有効活用と債務の適正な管理による効率的な行政経営に役立てます。
④地方債の償還	【地方債償還事業】 より安定した財政運営を図り、公債費を地方債償還計画どおりに償還します。

### 計画の目指す状態

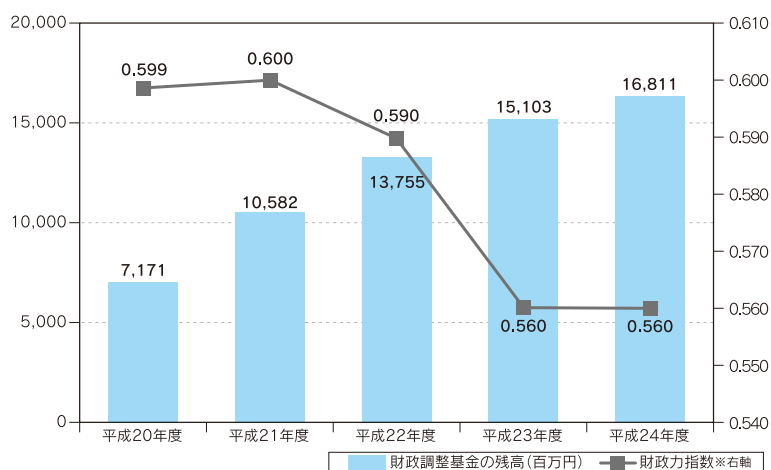
- 会計等の監査が厳正に行われ、より効果的・効率的な財政運営につながっています。
- 正確な会計管理と的確な金銭管理が行われています。
- 財政状況は健全であり、住民への情報公開も十分行われています。
- 地方債残高が減少し、財政状況がより安定しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	経常収支比率	90.1%	改善
2	実質公債費比率	3.8%	維持
3	将来負担比率	18.5%	維持
4	財政力指数	0.56	向上
5	財政調整基金残高	16億8112万7千円	10億円確保

#### ●参考データ

#### 財政調整基金、財政力指数の推移



資料：大原町決算書

## 第6章第2項(2) 税務に関する基本計画

～公正な課税と効率的な収納により、持続可能な財政運営の確立を図る～

### 基本方針

自主財源の柱である町税の公平・公正な賦課のため、課税客体の的確な把握に努めます。また、納税意識の向上に向けた啓発や、相談体制の強化、徴収業務の管理の徹底などにより収納率の向上に努めます。

### 施策の概要

#### ①適正な税務行政の推進

一般的税務事務を適切に行います。また、高額滞納者に対し、仙南地域広域行政事務組合の滞納整理組合に滞納整理を移管し収納向上に努めます。

#### ②住民税の適正な賦課の推進

適切な住民対応を行いながらも効率の良い業務を目指し、住民税の適正な賦課を行います。

#### ③固定資産税の適正な賦課の推進

適切な住民対応を基本とし、震災後の事務量増加に対応するため効率の良い業務を行いながら、固定資産税の適正な賦課を行います。

#### ④納税の公平・公正に配慮した収納業務の推進

税負担の公平を図るため収納業務の管理をさらに徹底し、収納率の向上及び滞納処分の効率化を図ります。加えて、納税組合との連携及び育成により納税に関する意識の向上と、納税環境整備により収納確保を図ります。

### 現状と課題

- 収納業務については、滞納整理組合との共同処理事務を適切し、滞納整理に取り組んでいます。
- 住民税の賦課については、税務署と連携した申告受付相談等を通じ納税者の意識の向上を図っています。
- 固定資産税については、震災特例制度の対応や建築家屋数の増加など震災により課税台帳管理及び賦課業務等の事務量が増加していることが課題です。
- 町税は、住民サービス提供の基本的財源となるもので、大多数の町民が納税している一方で、一部の町民が滞納している状況は、税負担の公平性及び財源を確保する上で大きな問題となっています。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①適正な税務行政の推進	【税業務一般管理事業】 税業務に係る一般的な事務として、各種負担金・補助金や過誤納還付金等を支出します。
②住民税の適正な賦課の推進	【住民税進行管理事業】 町民税に係る一般事務管理及び町民税の適正な課税の実施を図ります。
③固定資産税の適正な賦課の推進	【固定資産税進行管理事業】 固定資産税に係る一般事務管理及び固定資産税の適正な課税の実施を図ります。
④納税の公平・公正に配慮した収納業務の推進	【収納対策嘱託員事業】 滞納額の縮減のため、電話催告、臨戸徴収のほか口座振替の推進、給与・預金・財産調査により収納率向上を図ります。 【収納関連進行管理事業】 収納事務に係る一般管理及び滞納税の適正な収納を図ります。

### 計画の目指す状態

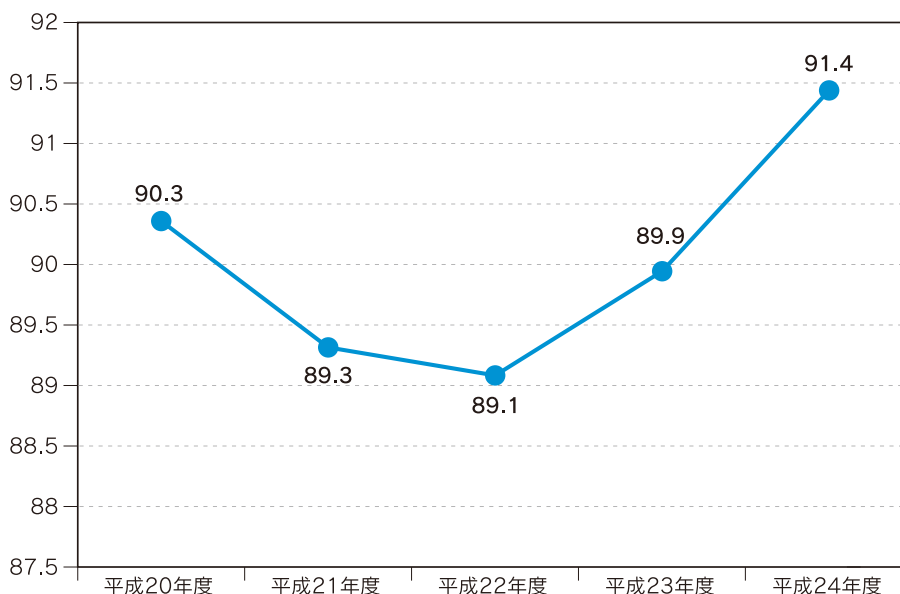
- 町税の適切な賦課が行われるとともに、口座振替での納税者が増加し、適切な滞納整理の効果により収納率が向上しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	町税の収納率	91.4%	向上

### ●参考データ

#### 町税収納率（全税目合計）の推移



資料：大河原町主要施策の成果説明書



## 第6章第3項(1) 行政計画、評価に関する基本計画

～住民自治発展のための計画づくりと適切な進行管理を図る～

### 基本方針

後期基本計画を着実に実施するため、行政評価制度の確立・定着を図り、行政資源を効率的に配分します。また、新しい行財政改革大綱を策定し、たゆまざる行財政改革に取り組みます。

### 施策の概要

#### ①長期総合計画づくりと適切な進行管理の推進

平成26年度から平成30年度を計画期間とする後期基本計画を着実に実行します。そのためにPDCAサイクルによる成果を重視した進行管理を行い、特に大規模事業評価を含む行政評価制度を導入し定着を図ります。

#### ②行政内部改革計画の適切な進行管理

新しい行財政改革大綱を策定し、行財政改革を進めることとし、改革事業等を実施することにより、より健全な行財政運営を行います。

### 現状と課題

- 平成23年度からの総合計画(前期基本計画)に基づき事業を実施しています。課題として、施策・事務事業の評価を適切に実施し、着実に計画の達成を図る必要があります。
- 計画的に行財政改革を推進するため、新行財政改革大綱を策定する必要があります。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①長期総合計画づくりと適切な進行管理の推進	<p>【長期総合計画の策定と進行管理事業】</p> <p>町運営の中心計画として総合計画を策定し、実施計画を作成し計画の進行を管理します。</p> <p>【行政評価推進事業】</p> <p>総合計画の進行管理を行う上で必要となるP D C Aサイクルの中の「評価(= C h e c k)」を行うため、実効性のある事務事業評価、施策評価制度を導入し定着させます。</p> <p>【大規模事業評価の導入事業】</p> <p>財政に大きな影響のある大規模な事業について、事業着手前に客観的に実施の妥当性について検討する制度を作ります。事業規模が概ね1億円以上の事業について、外部の専門家委員からなる委員会を設置し事業の着手前において事業実施の必要性、適時性、妥当性を評価します。</p>
②行政内部改革計画の適切な進行管理	<p>【行財政改革大綱等の策定と進行管理事業】</p> <p>経費の節減、自主財源の確保、組織の改編、職員の効率的な配置など健全な財政運営と行政の効率的な運営を計画的に実現するため、行財政改革大綱を策定します。</p>

### 計画の目指す状態

- Next 大河原ゆめプランが着実に実行され、行財政改革大綱に基づき、財政の健全化とより効率的な行政を実現しています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「役場組織の行政改革の推進」に対する満足度(5点満点中)	2.9点	3.3点



## 第6章第3項(2) 役場組織、職員に関する基本計画

～組織機構改革や職員資質の向上により、自立したまちづくりに対応できる役場をつくる～

### 基本方針

時代の変化に即応できる組織の機構改革や職員の資質の向上を図り、自立したまちづくりに対応できる役場を作ります。

### 施策の概要

#### ①効率的な組織づくりの推進

時代に即応できる組織の機構改革や職員の資質の向上を図り、適切な行政サービスを提供するために、人事評価制度の導入による職員資質向上や再任用制度を有効活用することで組織改革等を検討推進します。特に人事評価の定着を図るため、評価者訓練を行い、人事評価結果を人材管理に活用します。

#### ②定員管理・給与、福利厚生 of 適正化の推進

定員適正化計画に基づき、公的年金の受給年齢引き上げにより再任用制度が改正されたことから、再任用希望者との調整を図りながら職員の採用を実施します。

#### ③職員研修の推進

階層別研修を中心に、各種専門研修及び市町村アカデミー研修等についても受講を推進します。特に、若年層の研修機会の拡大に重点を置き、職員研修を推進します。

#### ④役場運営における一般管理的事業の適正化

より透明性を高め、より適正な支出を行います。

#### ⑤自治振興功労者の表彰等

大河原町表彰条例等に基づき、自治振興功労者への表彰等を行うほか、制度の適用範囲外ながら町への貢献の認められる場合の取り扱いについて見直しを検討します。

### 現状と課題

- 人事評価制度の導入・定着については、業務目標を管理することは、職員が目標を意識しながら仕事に取り組むことにつながっているため効果があると評価できますが、能力評価・業績評価については、客観的な評価が難しく、評価の内容に差があるため、試行にとどまっています。
- 定員管理については、定員適正化計画に基づきながら、勸奨も含めた退職に対応した職員採用を実施しています。課題としては、年齢構成上で一部の年齢層に偏りがあることが挙げられます。
- 職員研修については、階層別研修や専門研修等の職場外研修の外、接遇等の職場内研修の受講を推進し、職員の資質向上を図っています。職員定数の削減が進み、少ない職員で住民ニーズに対応するために、職員研修の重要性が増しています。
- 町長交際費については、平成24年度より町ホームページ上で執行状況を公開し、より透明性を高めています。
- 自治振興功労者の表彰等については、大河原町表彰条例等に基づき、自治振興功労者への表彰、また自治功労者が亡くなった場合の弔慰等を適宜行っています。制度の適用範囲外であるが町への貢献の認められる場合の取り扱いが課題となっています。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①効率的な組織づくりの推進	<p>【組織再編等検討事業】 職員定数の減少に対応できるよう、再任用制度を有効活用しながら組織の効率化を図ります。</p> <p>【人事評価制度事業】 職員の資質向上及び適正な人事配置を目指して人事評価制度を導入・定着させます。</p>
②定員管理・給与、福利厚生 の適正化の推進	<p>【定員管理事業】 定員適正化計画に基づき退職者及び再任用希望者との調整を図りながら職員の採用を実施します。</p>
③職員研修の推進	<p>【職員研修事業】 階層別研修、専門研修等をとおして、職員の資質向上を図り、行政運営、事務処理、情報収集等の円滑化を推進します。</p>
④役場運営における一般管理 的事業の適正化	<p>【その他一般管理事業】 一般管理に関する事業の経費を適正に執行します。</p>
⑤自治振興功労者の表彰等	<p>【自治振興事業(表彰式関係)】 自治功労及び自治感謝状等を授与し、地方自治の振興を図ります。</p>

### 計画の目指す状態

- 人事評価制度が定着し、適正な人事管理に活用されています。
- 定員適正化計画を達成しており、再任用制度についてスムーズに導入されています。
- 職員が自発的にかつ、活発に研修に参加者しており、資質も向上しています。
- 一般管理的経費が透明性の高い状態で適切に支出されています。
- 例規が適切に改正され、制度に基づき自治功労者にふさわしい人が表彰されています。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	「役場組織の行政改革の推進」に対する満足度 (5点満点中)	2.9点	3.3点
2	定員適正化計画の達成度	—	100%

## 第6章第3項(3) 庁舎管理、財産管理に関する基本計画

～誰もがより利用しやすい公共施設等の効率的な維持管理を図る～

### 基本方針

役場内部の情報通信機器の活用については、セキュリティ対策の充実に努め、職員のスキルアップを図ります。また、災害によるシステムダウン時の復旧対策を準備します。

役場庁舎等の財産管理については、環境に配慮し、経費節減に努めながら、計画的に改修、更新等に努めます。

### 施策の概要

#### ①行政情報化の推進

ICT(情報通信技術)セキュリティの安全性向上のため、職員対象のセキュリティ研修会を継続的に開催しセキュリティ意識を醸成します。また大規模災害等を想定したICT-BCP(業務継続計画)を策定します。

#### ②効率的な庁舎管理等の推進

利用しやすい庁舎の改修、設備の更新を行うとともに、環境に配慮した事務機器等の拡充及び節約運動等を推進し、経費節減を図ります。

郵便等通信費については、発送経費の抑制に向け発送方法の選択を進めます。

#### ③町有財産の有効活用

集会所などの施設の多くが老朽化しています。施設の経過年数や耐久性、必要性などを検討した上で補修・改修、建替、解体等、計画的な整備を進めていきます。そのために公共施設整備計画を策定し、全体で施設老朽化対策を図ります。また、公有の未利用地について、有効な活用を図ります。

### 現状と課題

- 情報通信機器のセキュリティ環境については、ファイアーウォールを強化し、セキュリティソフトを導入するなど一定の水準を確保できていますが、人為的なミスから起こるセキュリティ事故の防止策の継続的な強化が必要です。
- 東日本大震災以降、大規模災害等によりシステムがダウンした際の復旧対応手順等を示した業務継続計画の策定の必要性が高まっています。
- 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(略称「番号法」)による番号制度への対応が必要となります。
- 事務の効率化が図れる電子複写機及び印刷機等を導入し、郵便等通信について発送経費の適正化を進めており、ペーパーレス化はある程度進んでいますが、より徹底が必要です。機器の機能をより有効に活用することが課題です。
- 役場庁舎の改修については、震災に伴う災害復旧を優先し実施しました。環境に配慮した機器等の導入については、照明のLED化、レフボ板、庁舎内トイレへの疑似音装置設置を行いました。節約運動について、夏季に職員のクールビズ期間を設け冷房費の節減を図っています。課題として、電気使用量が年々増加傾向にあるので、対策が必要です。
- 各施設とも老朽化が激しいため、建物保全が難しくなっています。公有財産台帳を整理し、土地売却、公共用地として再利用など使用目的の検討が必要です。貸付している土地については、買受希望の確認と売却方法の検討が必要です。

## 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①行政情報化の推進	<p>【ICT機器管理事業】 ICT機器の管理、導入時の仕様決定など、ICT機器の適切な管理を行うことで、行政資産の有効活用を図ります。</p> <p>【総合行政ネットワーク事業】 総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用した行政機関間の情報通信を円滑に行います。</p>
②効率的な庁舎管理等の推進	<p>【役場庁舎維持管理事業】 庁舎の修繕等を行うほか清掃委託、各種管理委託、光熱水費等職員でできることは極力見直しするとともに普段からの節約運動等を推進し、適切な維持管理を図ります。</p> <p>【電子複写機、印刷機等管理事業】 庁舎の電子複写機、印刷機等を効率的に管理し経費の削減を図ります。</p> <p>【公用車等維持管理事業】 公用車を適切に管理し、廃車更新時にはリースにするとともに、環境に配慮したECOカーの導入を図ります。</p>
③町有財産の有効活用	<p>【町有財産の管理事業】 栄町店舗11店舗、旧医師住宅2棟、法務局敷地、フォルテ駐車場、社会福祉法人「すばる」、家庭レジャー菜園などの町有財産を適切に管理し、有効な活用を図ります。</p>

### 計画の目指す状態

- 職員に情報セキュリティの重要性が十分認識されており、重大な事故は発生していません。また、業務継続計画も策定されています。
- 庁舎の修繕が計画的に進んでいます。また、職員全体に節約意識が浸透し庁舎の維持管理経費が減少しています。
- 老朽化した施設の修理は計画的に進み、施設は安全に利用されています。また、町有財産も整理が進んでいます。

### 政策・施策の主な目標指標(めざそう値)

No.	指標の内容	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
1	役場庁舎における電気使用量	371,226kWh	341,528kWh



## 第6章第4項 統計調査

～統計調査により町の情報を把握し、よりよい政策反映を図る～

### 施策の概要

#### ①統計調査員の確保と統計情報の活用

継続して統計調査員の確保に努めるとともに、研修により調査員の資質向上を図ります。また、住民の統計業務への理解が深まるよう統計情報の重要性について周知を図ります。

#### ②正確な各種統計調査の実施

国や県の指定どおり今後も統計調査を実施します。

### 現状と課題

- 統計調査員の確保のため呼びかけを行い、また、各研修会に参加し、統計調査員の資質の向上を図りました。また、各情報を集め毎年統計書を作成しました。
- 課題としては、調査員が高齢化しているため、今後の調査員の確保が課題となっています。

### 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①統計調査員の確保と統計情報の活用	【統計調査員確保対策事業】 調査員の確保と、町内外における研修会の開催と参加を通じて、調査員の資質の向上を図ります。
②正確な各種統計調査の実施	各種統計調査を正確に実施します。

### 計画の目指す状態

- 調査員が十分確保されており、研修により資質も向上しています。
- 指定されている統計調査が滞りなく実施されています。

## 第6章第5項 選挙

～適正な選挙の管理と執行により、民主主義の基本をつくる～

### 施策の概要

#### ①選挙管理委員会活動の推進

地方自治法及び公職選挙法に基づき、各種選挙の適正な執行並びに住民直接請求署名簿の厳正な審査を行います。

#### ②選挙啓発活動の推進

継続して選挙啓発事業を実施するとともに、特に若年層の投票率向上に向けた事業を行います。

#### ③選挙の適正な執行

継続してこれまでの成果をもとに適正な選挙執行に努めます。

### 現状と課題

- 年4回の永久選挙人名簿の定時登録及びそれに伴う選挙管理委員会の開催を行っています。更には、住民直接請求における署名簿の審査を行っています。
- 各種選挙及び住民直接請求署名簿の審査を適正に執行しました。
- 選挙啓発事業を行ってきたが成果には繋がらず、平成24年度執行された大河原町長選挙では投票率の落ち込みが大きく、過去最低となりました。
- 開票事務においては、開票手順に従事者に周知徹底した結果、時間短縮、人件費の削減に繋がりました。

### 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①選挙管理委員会活動の推進	【選挙管理委員会運営事業】 各種選挙の執行管理を行います。
②選挙啓発活動の推進	【選挙啓発推進事業】 明るい選挙や投票率の向上に向け啓発を行います。特に、若年層の投票率向上に向け、将来の有権者である小・中学校の児童・生徒を対象とした選挙に関する出前授業を行います。
③選挙の適正な執行	【各種選挙】 それぞれの選挙に合わせて適正に執行します。

### 計画の目指す状態

- 選挙が適正に行われ、啓発事業により投票率が向上しています。



## 第6章第6項 議会

～透明性のある政策決定と適切な行政組織の監視を図る～

### 施策の概要

#### ①情報公開による開かれた議会運営を推進する

議会の目指すべき、あるべき姿を定めた「議会基本条例」に基づき、議会・議員の権限、能力を発揮するための機能強化に取り組みます。

### 現状と課題

●議員による住民懇談会やインターネットでの議会や委員会中継の実施など、開かれた議会の実現に向け、議員自らが率先して改革に取り組んでいます。

### 施策の展開

施策の名称	主な取り組み
①情報公開による開かれた議会運営の推進	適切な情報公開を進めながら、行財政の適正で公平な経営を監視する議会の円滑な運営に努めます。

### 計画の目指す状態

・議会基本条例に基づいて議会本来の機能が発揮されています。



# III 資料編

---

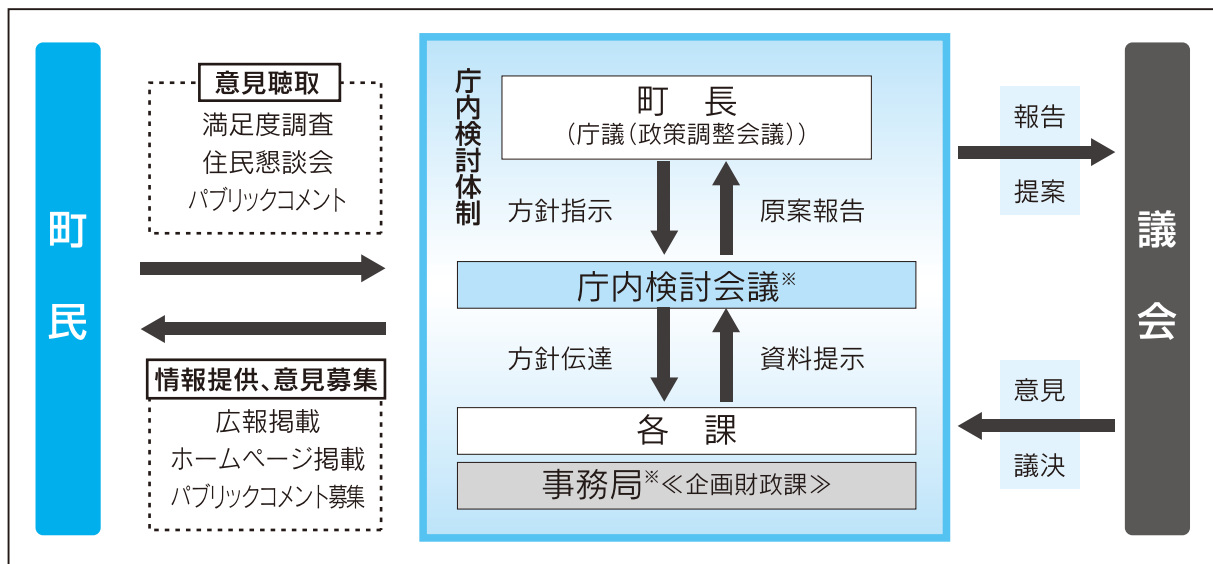
# 1. 計画策定の体制及び進め方

## (1) 庁内体制

後期基本計画の策定に当たっては、庁内検討会議に5つの専門部会を設置し、担当分野ごとに計画案の作成に当たりました。企画財政課（企画調整係・財政係）が事務局となり、全庁的に取り組みました。

また、政策調整会議における検討のほか、課長補佐・係長級の職員に対し説明会を開催し、担当レベルでの共通理解を図りながら策定に当たりました。

### 《計画策定体制》



※庁内検討会議は、政策分野ごと（「生活環境・住民生活」「健康福祉」「都市づくり・街づくり・産業・観光振興」「学校教育・生涯学習」「役場組織・行政経営」）に5専門部会を組織し、それぞれの担当分野について各課・係からの評価結果を取りまとめ、計画案を作成する役割を担う。

※事務局は企画財政課に置き、企画調整係と財政係が当たる。

## (2) 議会への説明

議会に対して、全員協議会において随時検討経過等を説明・報告しました。

7月 5日	計画策定方針、スケジュール、住民満足度調査結果について説明
9月 4日	計画の方向性の説明と第1回住民懇談会の開催結果について報告
10月 21日	計画素案の説明、質疑応答、意見聴取
12月 4日	計画案の説明と第2回住民懇談会の開催結果について報告

## (3) 町民の意見の反映等

### ●住民満足度調査の実施

町政に対する町民の満足度及び必要度を調査し、計画に反映させました。

### ●住民懇談会の実施

策定の過程で住民懇談会を開催し、直接町民の意見を聴取し、できる範囲で計画に反映しました。

1回目：方向性に対する意見聴取（3会場、30名参加）

2回目：計画素案に対する意見聴取（8会場、49名参加）

### ●パブリックコメントの実施

大河原町パブリックコメント手続要綱に基づき、計画素案に対してパブリックコメントを実施しました。（意見の提出はありませんでした）

● 広報紙、ホームページによる周知

策定過程の適切な時期に広報紙とホームページに掲載し、町民への周知を図りました。

平成 25 年 9 月号広報おおがわら 住民満足度調査結果について

10 月号広報おおがわら 第 1 回住民懇談会の開催結果について

12 月号広報おおがわら 第 2 回住民懇談会の開催結果について

## 2. 後期基本計画策定経過

年月日	会議などの開催等	主な内容
平成25年4月 4日	庁議	満足度調査の実施について説明
4月22日	住民満足度調査	配布～回収（～5月17日）
4月25日	見直し基本方針の決定	
5月17日	庁内検討会議設置	設置規程施行
5月29日	職員説明会（1回目）	(1) 見直しの範囲・基本方針・スケジュール (2) 策定のフロー (3) 庁内検討会議の設置 (4) 後期基本計画の構成案 (5) 評価シート等 (シート様式、記載例、記載要領)
5月31日	職員説明会（2回目）	
7月 3日	庁議	計画策定方針、庁内検討会議委員の決定、スケジュール、住民満足度調査結果について説明
7月 5日	議会全員協議会	計画策定方針、スケジュール、住民満足度調査結果について説明
7月 8日	庁内検討会議第 1 専門部会	各施策の評価及び後期基本計画の方向性を検討
7月 9日	庁内検討会議第 2 専門部会	
7月10日	庁内検討会議第 3,4 専門部会	
7月12日	庁内検討会議第 1 専門部会	
7月17日	庁内検討会議第 2,3,5 専門部会	
7月22日	庁内検討会議第 1 専門部会	
7月23日	庁内検討会議第 4 専門部会	
7月25日	庁内検討会議第 3,5 専門部会	
7月30日	庁内検討会議第 2 専門部会	
8月 6日	庁内検討会議第 2 専門部会	
8月19日	庁内検討会議第 1,2,3,4,5 専門部会	各章の計画の方向性を確認
8月20日	政策調整会議	計画の方向性を決定
8月29日	住民懇談会（役場）	計画の方向性を説明、意見聴取
8月30日	住民懇談会（金ヶ瀬公民館）	
9月 1日	住民懇談会（オーガイベントホール）	
9月 4日	議会全員協議会	計画の方向性の説明と住民懇談会の開催結果について報告

9月25日	政策調整会議	新規事業の実施の可否を判断①
10月 2日	第 1.2.4 専門部会	各章の基本計画の最終確認
10月 3日	第 3.5 専門部会	
10月 8日	庁内検討会議部会長会	素案の最終確認
10月 9日	政策調整会議	新規事業の実施の可否を判断②、 計画素案の確認
10月11日～30日	パブリックコメント実施	計画素案に対する意見募集
10月21日	議会全員協議会	計画素案及び財政の見通しの説明、 質疑応答、意見聴取
10月28日	住民懇談会（金ヶ瀬公民館）	計画素案の説明、質疑応答、意見聴取
29日	住民懇談会（オーガ）	
//	住民懇談会（役場）	
30日	住民懇談会（総合体育館）	
31日	住民懇談会（南小学校）	
11月 1日	住民懇談会（東部集会所）	
2日	住民懇談会（金ヶ瀬中央集会所）	
3日	住民懇談会（役場）	
20日	庁内検討会議部会長会	
25日	政策調整会議	計画案の決定
12月 4日	議会全員協議会	計画案及び財政の見通しを説明
11日	議会	計画議決

### 3. 住民満足度調査結果の概要

#### (1) 調査の概要

- 調査期間 平成 25 年 4 月 22 日～ 5 月 17 日
- 調査対象 大河原町にお住まいの 18 歳以上の方 2,000 名
- 調査方法 調査票の郵送による依頼、回収  
※ 42 項目の施策に対する「満足度」「必要度」を 4 段階で評価していただきました。
- 回答状況 708 名（35.4%）の方から回答をいただきました。
- 分析方法 各施策に対する 4 段階評価のそれぞれの点数を  
「満足」＝ 5 点、「やや満足」＝ 4 点、「やや不満」＝ 2 点、「不満」＝ 1 点  
として点数化しました。また、「必要度」についても、  
「充実・拡大」＝ 5 点、「現状維持」＝ 4 点、「少し減らす」＝ 2 点、「あまり必要ない」＝ 1 点  
として点数化しました。なお、「わからない」は集計に含めていません。

#### (2) 調査における質問内容

質問項目は、大河原町で実施している主な施策を分野ごとに並べたものです。

- 「満足度」調査では、これらの施策に日ごろあなたが感じている満足度について「5」～「0」の 1 つに○をつけてください。
- 「必要度（優先度）」調査では、町が公共事業として取組むこと（皆さんの税金で対応すること）の適正さも考慮して、あなたがどの程度「必要」と考えているか（施策の必要度・優先度）について「5」～「0」の 1 つに○をつけてください。  
\*あなたが日ごろ利用しない行政サービスやよく分らない行政施策（調査項目）などで、判断が出来ない場合は「0：わからない」を選んでください。 調査結果に反映されません。

### (3) 平均点の計算方法について

満足度調査では「満足:5点」「やや満足:4点」「やや不満:2点」「不満:1点」、必要度(優先度)調査では「充実・拡大:5点」「現状維持:4点」「少し減らす:2点」「あまり必要ない:1点」として「総得点」を求めて、「わからない」と「無回答」の方を除いた回答者数で割り、「平均点」を求めたものです。

なお、「3点:普通」は回答が偏ることから、回答項目から外しました。

### (4) 調査結果の概要(前回(平成21年11月)との比較)

全体の傾向としては、「必要度」の平均が上がり、「満足度」の平均が下がっていますので、全体的に町の行政に対して期待が高まっているという結果が出ています。

「満足度」については、全体の平均が下がっており、特に「産業振興」分野では0.9ポイントと著しく下がっていますので、重点的に取り組むべき課題ということが言えます。

個別の施策では、東日本大震災や近年の集中豪雨の経験からか、「地震や風水害対策の充実」が特に求められています。その他、福祉、産業振興に関する施策が重点的に取り組むべき課題の上位を占めています。一方、満足度が高いのは、「V学校教育、生涯学習に関する政策」分野が最も高く、「Ⅲ都市づくり・街づくりに関する政策」分野が続いています。

以上の結果から、これまで教育施設や暮らしに関する基盤整備を優先してきたことの成果である半面、産業振興に関する政策展開が足りないという評価のようです。

「必要度」(優先度)については、すべての分野で上がっており、健康福祉(子育てや高齢者)に関する政策」分野が最も高くなっているほか、「IV産業・観光振興」「V学校教育、生涯学習」「VI時代の潮流(行政サービス、行政改革など)」の分野も平均より高くなっています。

以上の結果から、「IV産業振興」の分野が、必要度が高く満足度が低い重点課題とすべき政策分野と言えます。この傾向は、前回(平成21年11月)の結果と同様です。

## ■各政策分野の必要度と満足度

政策分野	必要度(前回)	満足度(前回)
I 住民の生活環境に関わる政策	4.2 (4.0) ↗	3.3 (3.7) ↘
II 健康や福祉(子育てや高齢者)に関わる政策	4.4 (4.3) ↗	3.3 (3.6) ↘
Ⅲ 都市施設(道路等の整備・管理)に関わる政策	4.2 (4.1) ↗	3.5 (3.3) ↗
IV 産業振興に関わる政策	4.3 (4.1) ↗	3.0 (3.9) ↘
V 学校教育に関わる政策	4.3 (4.2) ↗	3.6 (3.3) ↗
VI 役場の窓口サービスや行政改革に関わる政策	4.3 (4.2) ↗	3.2 (3.5) ↘
全体平均	4.3 (4.2) ↗	3.4 (3.6) ↘

※ 42項目の施策を6つの政策分野に分け、それぞれの政策分野の平均を出したもの

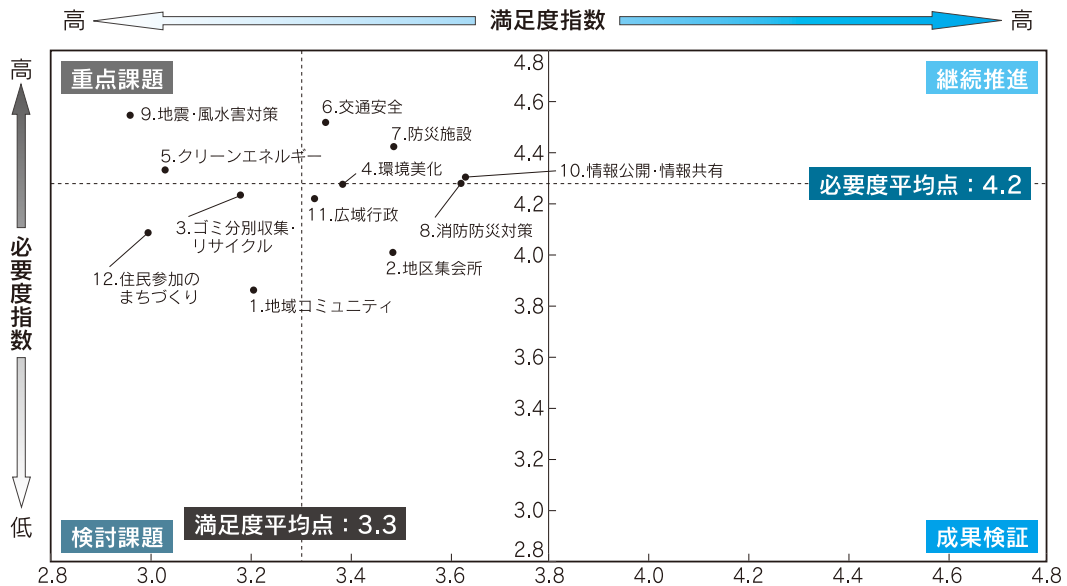
### (5) 調査結果の分野別概要

以下、6分野の調査結果の概要を分布図により示します。

## 第1分野（生活環境）

「地震・風水害対策」、「クリーンエネルギー」に関する政策が必要度が高く満足度が低い「重点課題」に分布しています。これは、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故の経験が反映していると思われます。その他、「ごみ分別収集・リサイクル」「住民参加のまちづくり」「地域コミュニティ」に関する政策が必要度が高く満足度が低い「検討課題」に分布しています。

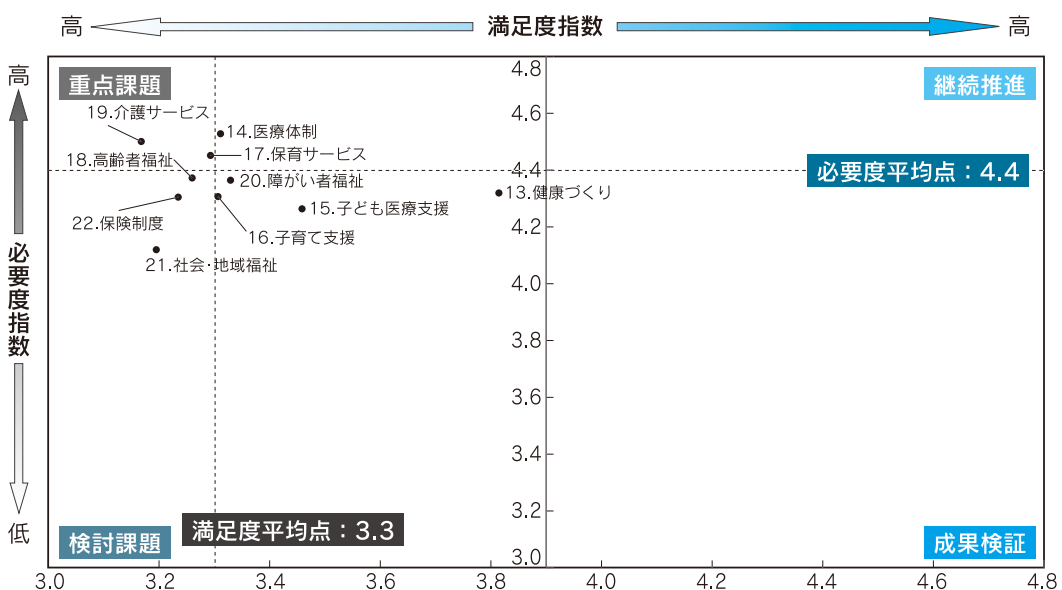
第1 環境、安全、おつきあい、身近を大切にする住民自治のまちづくり「満足度・必要度分布図」



## 第2分野（健康福祉）

「介護サービス」「保育サービス」に関する政策が必要度が高く満足度が低い「重点課題」に分布しています。これは、高齢化の進展による社会保障の充実と、少子化の進展による子育て支援が求められていると言えます。その他「検討課題」に分布している「高齢者福祉」「保険制度」「社会・地域福祉」に関する政策も同様の理由と言えます。

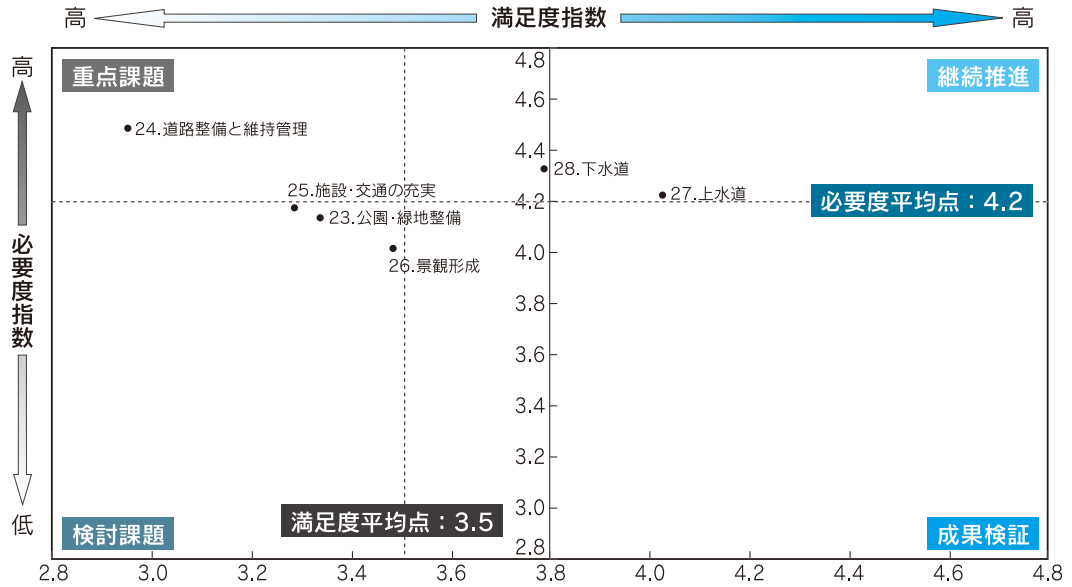
第2 みんなで拓き、つなぎ合う、支え合いの健康福祉づくり「満足度・必要度分布図」



### 第3分野（都市づくり、街づくり）

「道路整備と維持管理」が重点課題となっています。その他「施設・交通の充実」「公園緑地整備」「景観形成」が検討課題となっています。

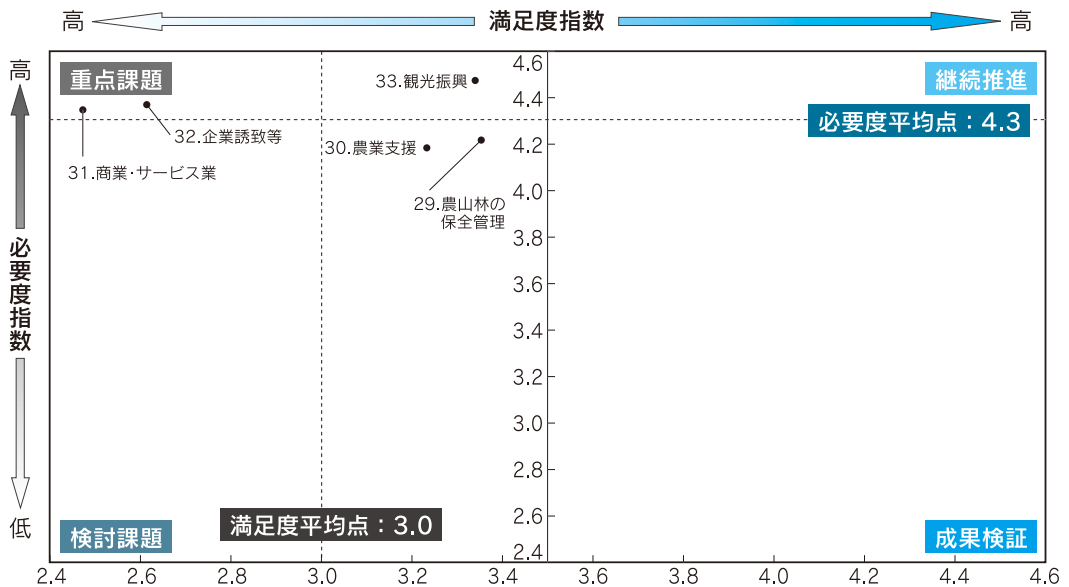
第3 にぎわいのまちなかと快適な都市基盤の整備で人が行き交う街づくり「満足度・必要度分布図」



### 第4分野（産業・観光振興）

この分野では、「商業・サービス業」「企業誘致等」が重点課題に分布しています。

第4 桜(はな)のある景観や地域の資源を結びつけ、元気を生み出す産業づくり「満足度・必要度分布図」





## 第5分野（学校教育、生涯学習）

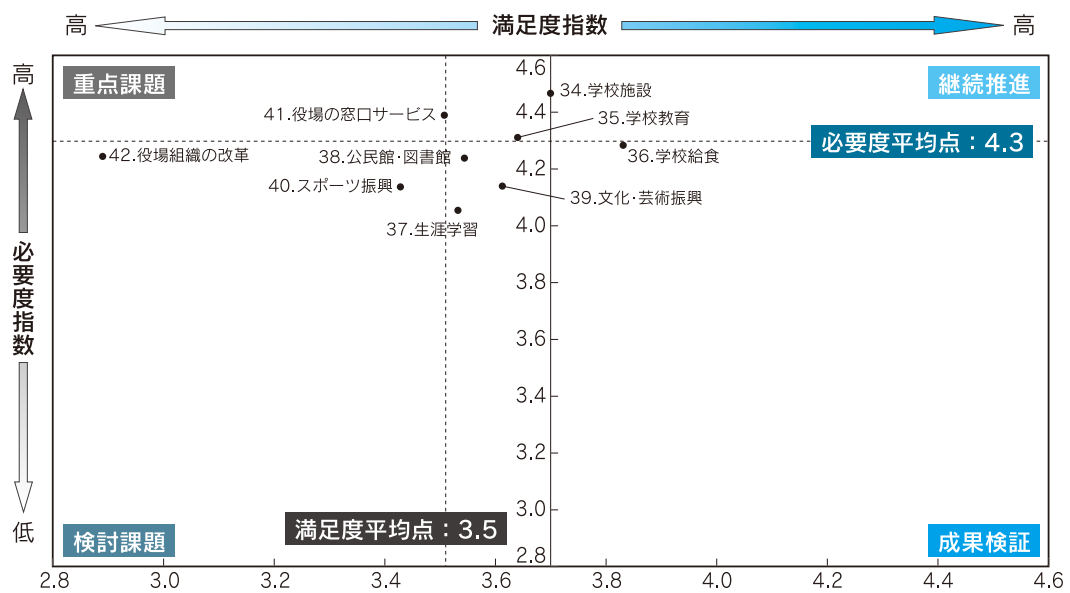
## 第6分野（役場組織、行政経営）

役場組織と行政経営に関する分野では、「役場の窓口サービス」が重点課題に分布しているほか、「役場組織改革」が満足度が低い結果となっており、職員の対応や行財政改革への取組みに関する要求が高まっているものと思われます。

また、学校教育に関する分野については、必要度が高く満足度も比較的高くなっており、継続した取り組みが求められています。公民館、図書館、体育施設、芸術・文化などの生涯学習分野については、全体的に必要な度が比較的低い結果となっています。

### 第5 活かし合い、磨き合い、響き合う、新たな時代の担い手づくり

### 第6 経営感覚を大切に、一歩先行く役場づくり「満足度・必要度分布図」



## 4. 住民懇談会の実施結果

### 第1回

#### ●開催状況

日 時	場 所	参加者数
8月29日(木) 午後2時～3時30分	役場「大会議室」	14名
8月31日(土) 午後2時～3時30分	金ヶ瀬公民館「会議室」	6名
9月1日(日) 午後2時～3時45分	オーガ「コミュニティセンター」	10名

計30名

#### ●懇談会の内容

以下の内容を説明し、その後その内容等に対する意見や要望をいただきました。

- Next 大河原ゆめプラン策定の目的、方針など
- 住民満足度調査の結果について
- 「基本構想」の内容について
- Next 大河原ゆめプランの基本方針

### 第2回

#### ●開催状況

日 時	場 所	参加者数
10月28日(月) 午後2時～3時40分	金ヶ瀬公民館「会議室」	4名
10月29日(火) 午後2時～4時	オーガ「コミュニティセンター」	7名
// 午後7時～9時	役場「大会議室」	6名
10月30日(水) 午後2時～3時50分	総合体育館「研修室」	2名
10月31日(木) 午後2時～4時15分	南小学校「アセンブリホール」	12名
11月1日(金) 午後2時～3時50分	東部集会所	7名
11月2日(土) 午後2時～3時45分	金ヶ瀬中央集会所	5名
11月3日(日) 午後1時30分～3時30分	大会議室	6名

計49名

#### ●懇談会の内容

以下の内容を説明し、その後その内容等に対する意見や要望をいただきました。

- Next 大河原ゆめプラン策定の目的、方針など
- Next 大河原ゆめプランの素案説明

## 5. 財政の現状と見通し ～安定して効率的な財政運営を図る～

本町の財政状況は、歳入面では長引く景気の停滞が続き税収が伸び悩む一方で、社会保障関係経費の増加や住民ニーズの多様化に対応する必要があるなど歳出の増加圧力があるため大変厳しい状況となっています。

このような状況下で、財政の健全性を保ちながら、真に必要な施策・事業を効率的に実施する必要があります。

そこで、以下で本町財政の全体的な枠組みとして、持続可能な行財政運営に向けた目標設定と中期的な財政見通しを示します。

### (1) 目標の設定

#### ①財政調整基金の確保

財政調整基金は、町の貯金として歳入予算不足の補てんや緊急課題の解決のための財源確保や財源調整機能があります。例えば、東日本大震災の後緊急に復旧事業を実施するための財源として大きな役割を果たしました。

したがって、適正な財政調整基金残高を確保することにより、緊急課題への対応や健全財政に向けた弾力的な対応が可能となります。

そこで、計画末期における財政調整基金の残高を約 10 億円の確保を目標として、基金の取り崩しの抑制と適切な積み立てを行います。通常は、標準財政規模の 10%が適正（平成 24 年度ベースで約 4.9 億円）と言われています。

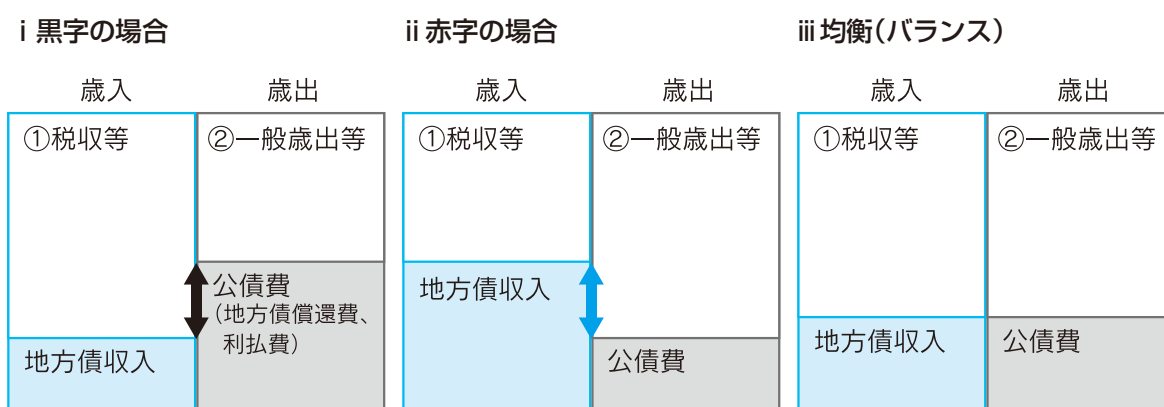
#### ②基礎的財政収支(プライマリーバランス)の均衡

基礎的財政収支は、一般会計において「新たな借入を除く税収入等（下図①部分）」から「過去の借入返済に係る元金と利子の合計を除く歳出（下図②部分）」を差し引いたもので、収支のバランスから財政の健全化を見るための指標の一つです。

基礎的財政収支のバランスは、均衡がとれていれば現世代の受益と負担のバランスがとれていることとなります。

そこで、本計画においては、行財政改革を進め財源の確保及び歳出の削減に努めることによりできるだけ基礎的財政収支の均衡を図ります。

#### 【基礎的財政収支(プライマリーバランス)の概念】



※図中の矢印の部分（①-②）がプライマリーバランスを示します。

## (2) 財政の見通し

平成 26 年度を初年度とする平成 30 年度までの後期 5 カ年度の実施計画事業を考慮した財政の見通しを示します。

### 【平成 26 年度～平成 30 年度までの財政見通し】

(単位：千円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合 計
地方税	2,805,727	2,792,242	2,781,704	2,773,826	2,762,052	13,915,551
地方交付税	1,634,495	1,612,643	1,618,549	1,600,016	1,578,958	8,044,661
地方譲与税・ 交付金・ その他一般財源等	896,408	896,408	896,408	896,408	896,408	4,482,040
<b>歳入一般財源 A</b>	<b>5,336,630</b>	<b>5,301,293</b>	<b>5,296,661</b>	<b>5,270,250</b>	<b>5,237,418</b>	<b>26,442,252</b>
<b>歳出一般財源 B</b>	<b>5,526,011</b>	<b>5,485,334</b>	<b>5,499,258</b>	<b>5,331,624</b>	<b>5,168,725</b>	<b>27,010,953</b>
(うち新規事業分)	129,000	114,048	110,748	67,051	63,451	484,298
<b>形式収支 A - B</b>	<b>△ 189,381</b>	<b>△ 184,041</b>	<b>△ 202,597</b>	<b>△ 61,374</b>	<b>68,693</b>	<b>△ 568,701</b>
<b>地方債 C</b>	<b>380,600</b>	<b>399,800</b>	<b>500,200</b>	<b>688,600</b>	<b>468,900</b>	<b>2,438,100</b>
<b>公債費 D</b>	<b>669,490</b>	<b>638,699</b>	<b>581,093</b>	<b>545,577</b>	<b>475,256</b>	<b>2,910,115</b>
<b>基礎的財政収支 (A-C)-(B-D)</b>	<b>99,509</b>	<b>54,858</b>	<b>△ 121,704</b>	<b>△ 204,397</b>	<b>75,049</b>	<b>△ 96,686</b>

#### 《シミュレーションの方法》

- 一般財源での試算。歳入については、用途が特定されていない継続的な財源とし、歳出については町単独分の経費とします。
- 財源の確保：町税収納率の向上、国県補助金の活用、地方債の計画的・有効活用を図ります。5年間で総額約1億5千万円の確保を目標とします。
- 歳出の削減：計画的な職員採用に伴う人件費の削減、事務事業等の見直しなどにより、5年間で総額約8億3千万円の減額を目標とします。
- 財政調整基金の取り崩し：歳入歳出の差引額に不足が生じた場合は財政調整基金を取り崩し財源を確保します。5年間で約5億6千8百万円を見込みます。

#### 《用語の説明》

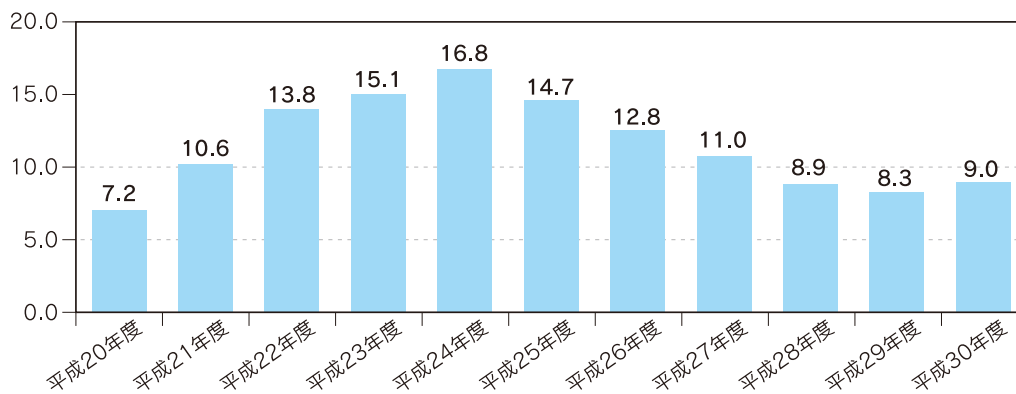
- 地方税：町民税、固定資産税など地方自治体が賦課徴収する税
- 地方交付税：どこの地方自治体でも一定水準の事業が遂行できるよう、財政力に応じて一定の基準で国が交付する(税)交付金
- 地方譲与税：地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税など国税として徴収し、そのまま地方自治体に対して譲与する税
- 地方債：地方自治体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるもの
- 公債費：地方自治体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額

### 【財政調整基金との関係】

平成25年度末 残高見込み	1,468,841					
区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合 計
取崩額	189,381	184,041	202,597	61,374	△ 68,693	568,701
基金残高（年度末）	1,279,460	1,095,419	892,822	831,448	900,141	—

### 【財政調整基金の推移】

財政調整基金の残高（億円）



平成20年度から平成24年度まで：大河原町決算書より

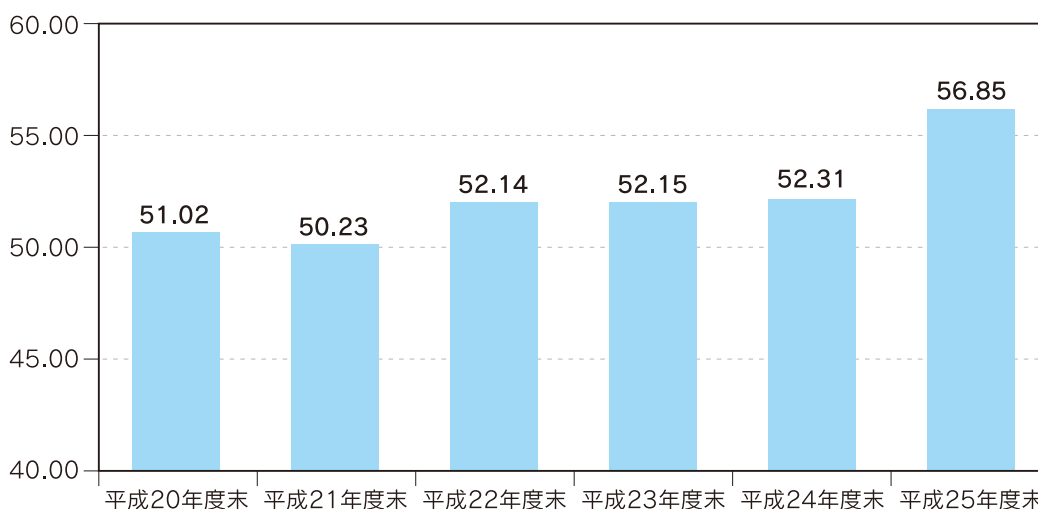
平成25年度から平成30年度まで：見込み

### ●地方債(町の借入)の推移

本町の地方債残高（借入）は、近年投資的事業などを抑制し地方債の発行を極力押さえてきましたが、平成25年度は大河原町世代交流いきいきプラザの建設及び臨時財政対策債※の発行などにより、増加しています。

### 【地方債残高(借入残高)の推移】

地方債の残高（億円）



※臨時財政対策債：国の地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その分を該当する地方公共団体自らが地方債を発行する制度。償還に要する元金と利子の全額が後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源となる。

## 6. 第5次長期総合計画「経営計画」基本構想の概要

### まちづくりの 基本理念



「認めあう」ことは、お互いの自由と平等を大切にして、自主・自立した存在であることを確認し合うことです。これは、良好な協力体制(パートナーシップ)をつくるうえで欠かせないものです。そしてお互いの“感謝”の気持ち大切にします。

「支えあう」ことは、地域社会の全ての主体が支えあうしくみをつくること。社会保障や公共サービスなどの間接的な支え合いだけではなく、家族のつながりや地域での見守り合いなどのしくみの再生も大切です。そして、“分かち合い”や“譲り合い”などの思いやりの心や謙虚、謙讓の気持ち大切にします。

「活かしあう」ことは、「認めあい」と「支えあい」、地域の歴史や文化を大切にしながら、“ひと”や“地域の資源”を密接に結びつけ、“ひと”も“まち”もお互いに成長し、発展して行くことを目指すことです。

### まちづくりの 将来像

## 開かれた先進のまち、おおがわら

大河原町は、さまざまなひとや地域との情報、文化、経済などの開かれた交流によって栄えてきたまちです。そして、“ハイカラ”な気風と故郷を愛する先進の気質を持った人たちの活躍によって発展してきたまちでもあります。

大河原町では、素晴らしいまちの歴史と文化を継承し、「認めあい」「支えあい」「活かしあい」の開かれた精神を大切にして、さまざまなひとや地域、多様な知識や文化との開かれた交流と積極的な情報発信を図り、これからも、一步先行く先進のまちづくりを進めます。

そして、たとえ先行きが不透明な時代であっても、住民誰もが地域に誇りと愛着を持ちながらまちづくりに参加できる、「開かれた先進のまち」を目指します。

### まちづくりの 3原則

#### 1 政策連結(循環)の原則

まちの課題と解決策はそれぞれが関連し、つながっています。大河原町では、それぞれの政策と活動が縦割りになることなく、つながりを持たせて、協力し合い、相乗効果が発揮されるようなまちづくりを展開します。

#### 2 現場主義と広域連携の原則

まちの課題と解決策は私たちの身近なところにあります。大河原町では、身近な暮らしの現場に密着して意見を交わしながら政策を展開します。また、私たちの生活に町の境はありません。大河原町では、広域的な視点を大切にして、その中心性と利便性を活かしながら、広域連携の要としてまちづくりを展開します。

#### 3 全員が経営者(協力、協働)の原則

大河原町では、私たち(住民)全員がまちの経営者です。自分が暮らすこのまちに、関心と興味、愛着を持って、協力と支え合いを原則としたまちづくりを展開します。

## I 生活環境、住民自治に関する基本方針

### 『環境、安全、おつきあい、身近を大切に作る住民自治のまちづくり』

#### ◆主な政策展開

##### ①地域コミュニティや行政区活動の活発化

行政区を中心として、身近なおつきあいが生まれるような施設づくり、機会づくりを推進するとともに、行政区が連携した地域組織の研究を進めます。

##### ②環境保全の啓発と衛生的な環境づくり

「環境基本計画」に基づき、ごみの分別、減量化、再利用などはもとより、地球規模での“環境問題”についても、家庭や地域で取り組めるように、啓発活動やモデル事業などを推進します。

##### ③消防・防災、交通安全、防犯活動など安全・安心のまちづくり

消防・防災施設等の適切な維持管理に努めながら、地域における普段からの“見守り合い”や、“いざという時の助け合い”ができるような、しくみづくりを推進します。

##### ④情報共有、住民参加、住民自治の振興

必要に応じて、誰もがいつでもまちづくりに参加できるように、情報共有と住民参加の仕組みをつくり、住民自治の定着を図ります。

## II 健康福祉に関する基本方針

### 『みんなで拓き、つなぎ合う、支え合いの健康福祉づくり』

#### ◆主な政策展開

##### ①地域医療の高度化と健康づくりの推進

みやぎ県南中核病院における「高度医療」への取り組みとともに、かかりつけ医や健康指導などの身近な医療、健康づくりも充実します。

##### ②子育て環境の充実

子育て環境については、民間との連携による保育所の基盤整備を図るとともに、子育て支援センターの充実により、子育てに関する相談や支援グループの情報共有などの機能を充実します。

##### ③高齢者や障がい者(児)が豊かに暮らせるまちづくり

高齢者や障がい者などについては、社会保障と地域による支えあいを基本にして、地域において差別されず、生きがいを持って暮らせるように、きめ細かな施策の展開を図ります。

##### ④みんなで支え合う地域福祉の形成

児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、地域における福祉活動など、すべての分野における福祉をつなぎ合わせ、それぞれのニーズに合わせて、支え合うことができるしくみづくりを推進します。



### Ⅲ 都市づくり、街づくりに関する基本方針

#### 『にぎわいのまちなかと快適な都市基盤の整備でひとが行き交う街づくり』

##### ◆主な政策展開

###### ①道路や公園の適切な維持管理

人々の快適な暮らしを支える道路（町道）や公園については、安全性とユニバーサルデザインに配慮しながら、計画的な維持管理に努めます。公園や歩道の花の植栽、白石川の景観保全などについては、これまで以上に地域住民の協力を得ながら、身近な公共施設の管理や景観形成についての意識の醸成と協働のしくみづくりを推進します

###### ②市街地整備の推進と都市機能の充実

- 駅前広場や再開発ビル「Orga」などの都市施設や市街地の整備については、既存施設の活用を図りながら、地域が主体となった取り組みを支援します。
- 市街地の活性化施策などと結びつけながら、高齢社会に対応できる公共交通システムを構築します。

###### ③暮らしを支える上下水道事業の推進

美味しく、安全な水を安定して供給するために、より堅実な水道事業を推進します。また、清潔で快適な環境づくりを支える下水道の適正な管理運営に努めながら、雨水排水に関する施設整備も推進します。

### Ⅳ 産業・観光振興に関する基本方針

#### 『桜(はな)のある景観や地域の資源を結びつけ、元気を生み出す産業づくり』

##### ◆主な政策展開

###### ①地域らしさを活かした農商工業の振興

農業用施設の維持管理の支援と生産調整等への適切な対応を基本としながら、担い手の育成及び経営改善に向けた施策を展開します。また、農産品のブランド化や未耕作地の利活用も推進します。

###### ②地域資源のブランド化と通年観光の振興

- 商業、サービス業については、商工会や商店会と連携しながら、市街地商店街の活性化、観光や福祉と複合した新たなサービス機能の創出支援を行います。
- 「食」を中心とした農商工連携による物産の開発（第6次産業化）等の支援による、地域資源のブランド化を図ります。また、広域観光や各種イベント、まちなみ景観や芸術・文化活動等と連携した「通年観光」の実現を目指します。

###### ③一目千本桜の保全と更新

一目千本桜については、関連団体等との連携を深めながら、補植や樹勢維持などにこれまで以上に努めるとともに、多くの住民参加を得ながら、維持管理や規模拡大についての計画立てを進めます。

###### ④町独自の産業振興施策の展開と雇用対策の充実

大河原町の地域力を踏まえ、農商工連携やコミュニティビジネスなどの独自の産業振興施策と雇用に関する対策を充実します。



## V 学校教育、生涯学習に関する基本方針

### 『活かし合い、磨き合い、響き合う、新たな時代の担い手づくり』

#### ◆主な政策展開

##### ①豊かな人間性を育む教育環境の整備

教育の中立性と安定性を確保しながら、地域の担い手となり得る人材育成を目指して、より良い教育環境づくりに努めます。

##### ②学校教育環境と学校施設の円滑で適切な運営の推進

安全性と効率性を重視した、小中学校の維持管理と運営管理に努めながら、地域性を重視したきめ細かな学校教育を振興します。

##### ③生きがいと自治を育む生涯学習の推進

- 生涯学習については、青少年の健全育成を中心とした展開に加え、退職直後の現役世代の人たちの地域づくり活動への参加促進等に力を入れ、学習活動とまちづくりが連結するしくみをつくります。
- 公民館等の社会教育施設（事業）については、地域住民や利用者との連携を強め、住民自らが事業企画、運営に参画するシステムづくりを促進します。また、駅前図書館については、学習スペース整備など、施設機能を充実させます。

##### ④街の文化を創出する、芸術・文化とスポーツの振興

- 仙南芸術文化センター、学校教育、産業振興やさまざまなまちづくり活動などとの連携強化により、誰もが親しめる、芸術文化のまちづくりを推進します。
- 総合体育館を核として、誰もが気軽に地域でスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

## VI 役場組織、行政経営に関する基本方針

### 『経営感覚を大切にした、一步先行く役場づくり』

#### ◆主な政策展開

##### ①親切で親しまれる窓口づくり

公共のサービス機関として、公正性と効率性に十分に配慮しながら、便利で親切な窓口づくり（接遇・対応）を推進します。

##### ②自主財源の確保と堅実で安定した財政運営

「PDCA サイクル」と「集中と選択」を原則として、安定した財政運営を目指すとともに、公平性を重視した町税等の確保に努めます。また、行政評価への住民参加についても段階的に取り組みます。

##### ③自立（律）に対応できる職員の育成と組織改革の推進

- 分権時代における自治体経営に向けて、職員は自治に関する専門家でなければならないことを認識し、政策形成や住民との協力体制づくりなどの能力向上を図ります。
- 職員減少の中で適正なサービスを確保するために、役場組織・機構の見直しや NPO などの住民組織や企業などとの協働、アウトソーシング等を推進します。

## 7. 後期基本計画の策定に係る庁内検討会議設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第5次長期総合計画後期基本計画（以下「計画」という。）の策定事務を進めるため、庁内検討会議（以下「検討会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、計画の策定に関する必要な基礎資料の収集及び作成並びに調査研究を行い、計画の策定作業を行う。

(組織体制)

第3条 検討会議は、専門部会及び部会長会で組織する。

(専門部会)

第4条 前条に掲げる専門部会の名称、担当分野及び委員は、次の表のとおりとする。なお、委員は、同表の右欄に掲げる課等・係の担当課長補佐（議会事務局にあっては、局長補佐）または係長（中央公民館、金ヶ瀬公民館、学校給食センター及び駅前図書館にあっては、次長）をもって充てる。

名 称	担当分野（第5次長期総合計画基本構想中「まちづくりの基本方針」による分類）	委 員
第1部会	生活環境・住民自治	町民生活課（環境衛生係 環境政策係） 総務課（行政係 消防防災係 秘書広報係） 企画財政課（企画調整係 情報政策係 管財係） 地域整備課（土木係）
第2部会	健康福祉	健康福祉課（健康推進係 保健予防係 障害福祉係） 社会福祉係 高齢福祉係 介護保険係） 町民生活課（保険給付係 国民年金係） 子ども家庭課（子育て支援係 児童福祉係）
第3部会	都市づくり、街づくり 産業・観光振興	地域整備課（都市計画係 都市施設係 区画整理係 管理係） 土木係 建築係） 上下水道課（施設係 下水道施設係） 下水道管理係 総務係 業務係） 農政課（農政係） 農業土木係） 商工観光課（商工観光係 労政係）
第4部会	学校教育、生涯学習	教育総務課（総務係 学校教育係 施設管理係） 生涯学習課（生涯学習係 社会教育係 スポーツ推進係） 学校給食センター 駅前図書館 中央公民館 金ヶ瀬公民館
第5部会	役場組織、行政経営	町民生活課（町民係） 総務課（庶務人事係 選挙係） 企画財政課（企画調整係 財政係 統計係） 議会事務局 税務課（課税係 固定資産税係 収納係） 会計課（出納係）

- 2 専門部会は、前項に掲げる担当分野の計画を策定するものとする。
- 3 専門部会にそれぞれ部会長及び副部会長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 専門部会の委員は、必要に応じて追加することができるものとする。
- 5 部会長は、専門部会を総括し、計画の策定過程において開催する住民懇談会に説明員として出席するものとする。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、部会長の職務を行う。
- 7 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

(部会長会)

第5条 計画策定に当たり各専門部会の調整を図るため部会長及び副部会長で構成する部会長会を設置する。

- 2 部会長会は、各専門部会で取りまとめた計画を統合及び調整し、計画を作成するものとする。
- 3 部会長会に会長及び副会長を置き、部会長会の構成員の互選によって定める。
- 4 会長は、部会長会を総括し、検討会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の職務を行う。
- 6 部会長会の会議は、必要に応じて会長が招集し会議を進行する。

(全体会議)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、検討会議全体の会議（以下「全体会議」という。）を招集することができる。

- 2 全体会議の進行は、会長が行う。

(成果の報告)

第7条 会長は、専門部会及び部会長会で策定した計画等の案を町長及び関係課長に報告するとともに、庁議においても報告するものとする。

(設置期間)

第8条 検討会議の設置期間及び委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、企画財政課企画調整係において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年5月17日から施行する。

---

第5次長期総合計画「大河原町経営計画」  
後期基本計画「Next大河原ゆめプラン」

発行日 平成26年2月

編集・発行 大河原町企画財政課

〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南19番地

電話 0224-53-2112 FAX 0224-53-3818

ホームページ <http://www.town.ogawara.miyagi.jp/>

印刷 株式会社 津田印刷

---



環境に優しい大豆油インキを使用しています。



この冊子は再生紙を使用しています。